

第 1 回臨時会

平成30年 2 月 2 日開会

平成30年 2 月 2 日閉会

第 2 回定例会

平成30年 3 月 1 日開会

平成30年 3 月22日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第 1 回臨時会

○ 2 月 2 日（第 1 号）

日程第 1	会議録署名議員の指名	3
日程第 2	会期決定の件について	3
日程第 3	議案第 1 号から第 2 号までの 2 議案一括上程	4
日程第 4	質疑	5
日程第 5	討論・採決	8

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成30年 第 1 回臨時会 （2 月）	議案第 1 号	工事請負契約の変更について（平成 2 9 年度町営住宅東原団地 A 棟建築主 体工事）	原案可決	2 月 2 日
〃	議案第 2 号	工事請負契約の変更について（平成 2 9 年度町営住宅東原団地 A 棟機械設 備工事）	原案可決	2 月 2 日

◎第 2 回定例会

○ 3 月 1 日（第 1 号）

日程第 1	会議録署名議員の指名	1 3
日程第 2	会期決定の件について	1 3
日程第 3	平成 3 0 年度施政方針表明	1 4
日程第 4	議案第 3 号から議案第 2 9 号までの 2 7 議案及び諮問 1 件一括上程	3 0

○ 3 月 7 日（第 2 号）

日程第 1	一般質問	4 2
5 番	堀内 義郎君	4 2
2 番	楠原 更三君	5 0
6 番	内村 立吉君	7 2
1 0 番	池田 克子君	8 4

○ 3 月 8 日（第 3 号）

日程第 1	一般質問	9 8
8 番	指宿 秋廣君	9 8
1 番	森 正太郎君	1 1 9
9 番	重久 邦仁君	1 4 2
3 番	福田 新一君	1 5 2

○ 3 月 9 日（第 4 号）

日程第 1	総括質疑	1 7 6
日程第 2	常任委員会付託	1 8 1
日程第 3	質疑・討論・採決（議案第 2 7 号）	1 8 1

○ 3 月 22 日（第 5 号）

日程第 1	常任委員長報告	1 8 6
日程第 2	質疑（議案第 3 号から第 2 6 号、第 2 8 号から第 2 9 号までの 2 6 議案並びに諮問第 1 号）	1 9 5
日程第 3	討論・採決（議案第 3 号から第 2 6 号、第 2 8 号から第 2 9 号までの 2 6 議案並びに諮問第 1 号）	1 9 6
日程第 4	意見書案第 1 号上程	2 0 9
日程第 5	意見書案第 1 号の質疑・討論・採決	2 1 0
日程第 6	議会運営委員会の視察研修報告	2 1 1

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成30年 第 2 回定例会 （ 3 月 ）	議案第 3 号	三股町課設置条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3 月 22 日
〃	議案第 4 号	三股町立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3 月 22 日

平成30年 第2回定例会 (3月)	議案第5号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第6号	三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第7号	三股町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第8号	三股町介護保険条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第9号	三股町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第10号	三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第11号	三股町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第12号	三股町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第13号	平成29年度三股町一般会計補正予算(第5号)	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第14号	平成29年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第15号	平成29年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第4号)	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第16号	平成29年度三股町介護保険特別会計補正予算(第4号)	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第17号	平成29年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第18号	平成30年度三股町一般会計予算	原 案 可 決	3月22日

平成30年 第2回定例会 (3月)	議案第19号	平成30年度三股町国民健康保険特別 会計予算	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第20号	平成30年度三股町後期高齢者医療保 険特別会計予算	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第21号	平成30年度三股町介護保険特別会計 予算	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第22号	平成30年度三股町介護保険サービス 事業特別会計予算	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第23号	平成30年度三股町梶山地区農業集落 排水事業特別会計予算	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第24号	平成30年度三股町宮村南部地区農業 集落排水事業特別会計予算	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第25号	平成30年度三股町公共下水道事業特 別会計予算	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第26号	平成30年度三股町水道事業会計予算	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第27号	副町長の選任について	原 案 同 意	3月9日
〃	議案第28号	町道路線の認定について	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第29号	三股町都市計画マスタープランの策定 について	原 案 可 決	3月22日
〃	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	原 案 適 任	3月22日
〃	意見書案 第1号	新たな森林管理システムの早期実施を 求める意見書(案)	原 案 可 決	3月22日

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	堀内 義郎	1 施政方針について	「農林業施策」について ① 本町の水田農業について、米の生産調整廃止に伴う影響と今後の取組みは。 ② 本町の農林業において、E P A ・ T P P 発効による影響(試算)と対策は取られるのか。 「放課後児童クラブ事業」について ① 利用者数の現状と今後の推移はどうか。 ② 今後の計画と利用サービスの在り方は。 「六次産業化の取組」について ① ゴマ生産量の拡大への新たな支援策の実施とは、具体的にどのようなことか。	町 長
		2 庁舎内のトイレ整備と公用車の入れ替えについて	① 高齢者に利用しやすいように、庁舎内トイレ便座の洋式化はできないか。 ② 公用車(ワゴン)の老朽化に伴い、長距離運転時に安全性に不安を抱くと聞くが、入れ替えできないか。	町 長

2	楠原 更三	1 町制施行70周年事業	① 目的と具体的内容、予定する波及効果 ② 町史発行にかかる思いについて ③ 町史編纂の進捗状況 ④ 町史の活用予定（発行部数を含めて） ⑤ 現在の三股に対しての客観的評価 ・他の自治体からの本町視察の目的と町民への周知状況	町 長 教育長
		2 地域づくり推進事業	① この事業に対する思いはどのようなものなのか。 ② この事業実施状況とその周知状況 ③ この事業についての客観的な評価 ・この事業に対する他の団体からの視察があるかどうか ④ 人材バンクの実態～含、人材バンクづくりのこれまでの経緯・今後の予定 ⑤ この事業のための人材育成プログラムは考えられないか。	町 長
		3 歴史的景観整備について (都市計画マスタープラン)	① プランの中に町の歴史を念頭に置いた歴史的景観整備の予定は。 (例)山王原・梶山の歴史的景観整備計画	町 長 教育長
		4 五本松跡地利活用について	① 基本的な考え PPPやPFIなどの手法の導入について伺う	町 長

3	内村 立吉	1 みまたん霧島パノラマまらそんについて	① みまたん霧島パノラマまらそんの内容について伺う。 ② 問題になるようなことはなかったか。今後の取組について伺う。	町 長
		2 本町の職員退職者、新規採用者について	① 本町の平成29年度定年退職、中途退職について伺う。 ② 平成30年度本町職員採用試験について伺う。 ③ 都城市が総合能力試験を用いた中で、宮崎県市町村会の様子を見ながら検討をしていくという事であった、その後の状況について伺う。	町 長
		3 公務員、教員について	公務員、教員による不祥事が目立っている。このような事に対してどのように思われているか伺う。	町 長 教育長
		4 畜産(和牛生産)について	① 口蹄疫前年の県内市場取引頭数、平成28年度県内市場取引頭数について伺う。 ② 口蹄疫前年の都城市場取引頭数、平成28年度都城市場取引頭数について伺う。 ③ 平成28年度都城市場名簿記載頭数の中で自家保留を含め、市場に出してない牛は何頭であるか。	町 長

4	池田 克子	1 学校での突然死ゼロ体制について	学校での心肺蘇生教育の普及推進に関すること (1) 小・中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性を問う。 (2) 学校におけるＡＥＤの設置状況を問う。 (3) 教職員へのＡＥＤ講習の実施状況等具体的な取組を問う。	教育長
		2 水道事業に関するこ と	水道事業の現状と将来の見通しに関すること。 (1) 水道施設の適切な資産管理を推進する上で欠かすことのできない水道台帳の整備状況を聞く。 (2) アスベスト管の交換状況と管路更新率は何%か問う。 (3) 管の継ぎ目に伸縮性を持たせる耐震化を今後どのように進めるか問う。 (4) 健全な水道事業の継続のために水道料金の設定はどのように計画しているか問う。	町 長

5	指宿 秋廣	1 三股中学校の体育施設充実について	① 中学校での体育施設等の利用状況の現状はどうなっているか。	教育長
			② 都城教育事務所管内の体育施設はどうなっているか。	
			③ 都城教育事務所以外の体育施設はどうなっているか。	
			④ 町体育施設と部活動の利用方法をどのように考えているか。	
		2 町が管理する施設の管理委託について	⑤ サブ体育館または剣道場と柔道場を兼ねた武道場が他市町で建設されている実態はないか。	町 長
			⑥ サブ体育館または剣道場と柔道場を兼ねた武道場が中学校に必要と思っているが建設する考えはないか。	
			⑦ 町民や町立中学校の部活が優先する条例改正の考えはないか。	
		3 選挙の開票事務について	⑧ 屋外部活動の練習場所の現状はどうなっているか。	教育長
			⑨ サッカーの練習場の確保はできないか。	町 長
			① 役場や教育委員会事務所の管理委託の契約条件の詳細はどうなっているか。	町 長
			② 契約項目の点検はどの部署で行い管理しているか。	
			③ 点検で再度手直しを指摘した事はあるか。	選 管
			④ 今後の契約条件を見直すことは考えられないか。	
			① 開票の立会人の業務見直しはできないか。	選 管
			② 立会人の公募をして身近な選挙を選挙人にアピールするべきではないか。	

5	指宿 秋廣	4 衛生センターの廃止・中央浄化センターへの統合について	① 諮問委員会の構成委員の名前はどうか。 ② 諮問事項及び答申はどうか。 ③ 護送船団方式の限界が考えられるが、その後について検討したことはあるか。 ④ 搬入による風評被害はどのように考えているか。 ⑤ 勝岡の衛生センターを建設した時のことを把握しているか。 ⑥ 勝岡の衛生センターを規模を縮小しても存続させることを考えてはどうか。 ⑦ 委託先の都北清掃公社とどのように打ち合わせているか。	町 長
		5 三股町介護用品支給（助成）事業について	① 実施について、月額支給の見直しは行ったのか。 ② 実施について、要綱等の見直しは行ったのか。	町 長
		6 保育料の料金決定について	① 保育料の決定はなされたのか。 ② 条例か規則・要綱等に記載して、町の例規集で広く町民等に周知するべきではないか。	町 長

6	森 正太郎	1 憲法について	自民党の安倍首相が、憲法、とりわけ9条の改定に意欲を見せているが、この動きについての町長の考えを問う。	町 長
		2 子育て支援について	宮崎市では子どもの医療費助成の拡充を公約に掲げた市長が当選し、県内の子ども医療費助成拡充の動きが活発化することが予想されるが、本町での子どもの医療費助成の拡充の展望を問う。	町 長
		3 小学校における集団フッ素洗口の実施について	集団フッ素洗口の効果や安全性について疑問視する声があるが、本町で実施する予定があるか。	町 長
		4 民泊について	民泊法が施行され、観光客に対応できる宿泊施設のない本町では民泊実施を期待する声がある一方、実施している地域では騒音や治安の不安など問題が多く報告されている。民泊規制条例を制定する考えがあるか。	町 長
		5 寡婦控除のみなし適用について	28年3月議会でとりあげた、未婚世帯に対する寡婦控除のみなし適用について、その後の調整、検討の状況はどうなっているか。	町 長

6	森 正太郎	6 町長の施政方針表明を受けて	① マニフェストとして掲げる5つのプロジェクトのうち、いきいき産業プロジェクトについて、「若者に人気のある情報系企業」の進出を促すとあるが、若者に人気があるというのは、どのような調査をもとにしているのか。 三股町では、どのくらいの人気があるか。 ② 下水道の接続率向上の対策として個別相談会や個別訪問を行う際、具体的にどのような啓発を行うのか。 ③ 小学校における外国語教育について、先行して行うのはなぜか。 ④ 小中学校に新たに学校司書を配置することについて、司書教諭ではなく学校司書を配置する意義は。勤務形態はどうなるか。 ⑤ 子育て支援施策について、小学生の通院医療費の助成は、現物支給か償還払いになるか。薬局の料金はどうか。同月の歯科と内科にかかった場合などはどうか。	町 長
---	-------	-----------------	--	-----

7	重久 邦仁	1 救急隊設置について	① 救急出動の内訳を伺う。(三股町内) ② 都城分署として設置はできないか。	町 長
		2 選挙公報について	① 有権者が候補者の政策等を広く周知できる方法として選挙公報を発行する取組はないか伺う。 ② 県内・県外・市・町での実施はあるのか伺う。 ③ 公報する費用は幾らか。条例は制定するのか。	選 管
		3 施政方針について	① 生涯スポーツの振興 旭ヶ丘運動公園再整備事業平成32年度完成に向け継続して事業を推進する中で、用地交渉が済んでいない所があるが、その対策は。 ② 町民に絵で見る三股町のくらしを作成すれば、まちの概要がわかりやすいと思いますが、町長の考えはいかがですか。 ③ 三股町民の所得平均値は統計をとられた事があるのか伺います。	町 長

8	福田 新一	1 平成30年度施政方針の実現	① 3期目の正式な出馬表明の確認 （実現するため各課への意思統一をどう図るか。） ② 旭ヶ丘運動公園のあり方 （野球場、ソフト球場の今後） ③ 南九州大学との「六次産業化戦略作物営農定着推進事業」の創設内容 （南九州大学との連携事業の現状）	町 長
		2 本町にとって「みまたん霧島パノラマまらそん」の効果は何があるのか。	① 3年間の参加者の推移はどうか。 ② 参加費と出費の関係は。（収支） ③ 参加者の感想はどうであったか。 ④ 今回の反省点は何か。 ⑤ 再なる発展をどう望むか。（ボランティアの盛り上がりを町発展の基盤へ）	町 長
		3 「民泊新法の施行」を活かすべきではないか。	① 民泊新法の内容と特徴は。 ② 効果的に勧める内容ではないか。（数々のイベントや合宿等に対し宿泊施設が無い。） （空き家も多い現状）	町 長
		4 山林盗伐・誤伐を防止する対策計画はあるか。	① 本町の山林の現状はどうか。 ② 調査パトロールの計画はあるのか。 ③ 調査に有効なドローン活用はどうか。	町 長
		5 介護保険料高額に関する対策はどうか。	① 7期の介護保険料額はいくらになるか。 ② 県内におけるランクはどうか。 ③ 高額の内訳と理由は何か。 ④ 分析も含め具体策をどう考えているか。	町 長

三股町告示第1号

平成30年第1回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年1月26日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成30年2月2日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

森 正太郎君

楠原 更三君

福田 新一君

池邊 美紀君

堀内 義郎君

内村 立吉君

福永 廣文君

指宿 秋廣君

重久 邦仁君

池田 克子君

山中 則夫君

○応招しなかった議員

平成30年 第1回（臨時） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

平成30年2月2日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成30年2月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第1号から第2号までの2議案一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第1号から第2号までの2議案一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員（11名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 森 正太郎君 | 2 番 楠原 更三君 |
| 3 番 福田 新一君 | 4 番 池邊 美紀君 |
| 5 番 堀内 義郎君 | 6 番 内村 立吉君 |
| 7 番 福永 廣文君 | 8 番 指宿 秋廣君 |
| 9 番 重久 邦仁君 | 10 番 池田 克子君 |
| 11 番 山中 則夫君 | |
-

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 児玉 秀二君

書記 矢部 明美君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	西村 尚彦君
教育長	-----	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	-----	黒木 孝幸君
企画商工課長	-----	鍋倉 祐三君	税務財政課長	-----	綿屋 良明君
町民保健課長	-----	横田 耕二君	福祉課長	-----	齊藤 美和君
農業振興課長	-----	白尾 知之君	都市整備課長	-----	上原 雅彦君
環境水道課長	-----	西畑 博文君	教育課長	-----	渡具知 実君
会計課長	-----	内村 陽一郎君			

午前10時00分開会

○議長（池邊 美紀君） ただいまから、平成30年第1回三股町議会臨時会を開会します。
報告いたします。

去る平成29年12月26日、桑畑浩三君から、一身上の理由により、12月31日をもって議員を辞職したい旨の願い入れがありました。地方自治法第126条の規定により、同日、これを許可いたしましたので、三股町議会会議規則第98条第2項の規定によりご報告いたします。
ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番、堀内君、7番、福永君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定の件について

○議長（池邊 美紀君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 楠原 更三君 登壇〕

○議会運営委員長（楠原 更三君） おはようございます。議会運営委員会の協議の結果についてご報告申し上げます。

去る1月26日に委員会を開催し、本日招集されました、平成30年第1回三股町議会臨時会

の会期日程等について協議をいたしました。

今期臨時会に提案されます議案は、工事請負契約の変更についての2件であります。これら、提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本臨時会の会期は本日1日限りとし、提案される2議案については委員会の付託を省略し、全体審議で措置することに決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日間とし、今回提案される2議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決しました。

日程第3. 議案第1号から第2号までの2議案一括上程

○議長（池邊 美紀君） 日程第3、議案第1号から第2号までの2議案を一括して議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。平成30年第1回三股町議会臨時会に上程いたしました2議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号及び議案第2号の「工事請負契約の変更について」は関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

本案は、現在建設中の東原団地A棟の建築主体工事及び機械設備工事におきまして、設計変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、締結した工事請負契約の変更をそれぞれ行うものであります。

以上、2議案の提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） ここで、補足説明があれば許します。都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 議案第1号「工事請負契約の変更について（平成29年度町営住宅東原団地A棟建築主体工事）」の内容についてですけど、こちらのほうが議決を平成29年5月24日にいただきまして、契約金額3億7,254万6,000円を、変更後、3億

7,412万4,000円、増額157万8,000円、契約の相手方は吉原・井ノ上特定JVとなります。

別紙のほうに、補足説明ということでお手元に配付していると思いますが、主な変更内容といたしまして、建築主体におきまして、コンクリート工において、住宅性能評価基準により、建築主体のコンクリート供試体（テストピース）強度試験により、水／セメント比の配合確認を行い、コンクリート強度補正により変更を行うものです。

また、次に、防水工、2階・3階部分の洗面脱衣トイレ・ユニットバス等の漏水防止のため、床下防水の追加施工を行うものです。

続きまして、議案第2号「工事請負契約の変更について（平成29年度町営住宅東原団地A棟機械設備工事）」についてであります。こちらのほうも、議決のほうを平成29年5月24日にいただきまして、契約金額5,476万円を、変更後、5,438万4,000円、減額37万2,000円、契約の相手方、有限会社四季設備。

主な変更内容といたしまして、排水通気設備工、2LDK部分において、キッチン排水のルート変更により、キッチン排水溝より清掃が可能となったため、計画掃除口の取りやめによるものです。

次に、給湯設備工、給湯配管の一部に銅管を計画していましたが、接続配管のポリエチレン管で施工しても耐久性に問題がないとして、仕様の変更を行い、減額するものであります。

以上、説明を終わります。

日程第4．質疑

○議長（池邊 美紀君） 日程第4、質疑を行います。

議案第1号から議案第2号までの2議案を一括して質疑を行います。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、全体審議の質疑は、会議規則により、1議題につき一人5回以内となっております。質疑はありませんか。指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 議案第1号についてお聞きをいたします。

これは、まず2つ書いてありますが、一方が増額で一方が減額ということではなくて、両方プラスかどうかちゅうのが1点ですね。

もう1点は、コンクリートで水／セメント比の配合確認を行いと書いてあるけれども、これはJIS規格ものですよ。要するに、既製品なんですよ。それが、何でテストピースはその強度が出たかどうかちゅうのは、それは現場で調べるやつですけども、なぜ今ごろその水／セメント比という話が出てくるのかなと。要するに、もともと既製品で出してくる、生コンクリートとはいえ、JIS標準もらっているはずですので、そのときに、何で今ごろこういうことになる

のかなと。要するに、地盤がどうかあったからこうなったのかなという2点、お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） まず1点目ですけど、コンクリート工と防水工においてはどちらも増額となっております。

先ほどありましたコンクリート供試体による強度試験というのが、気温と湿度によりまして、施工する時期によりまして、水／セメント比によって強度の確認を行うというふうに、住宅性能評価基準にうたわれておりまして、そちらのほうで、今回は7月以降に現場のほうがコンクリートを打っておりますので、その供試体をまずつくりまして、破壊試験を行いまして、コンクリート強度の確認を行って、現場のほうで施工しております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） テストピース出して、現場で本当に強度があるかどうかというような、これは破壊試験をしてやって、当たり前の話なんですけれども、そういう形が今ごろコンクリート打つつちゅうことはわかってて何でかなというのが1点ありました。

濟いませんですけど、コンクリート工のこのプラス要件と防水工のプラス要件は、ほぼ金額どれぐらいになっているんですか、お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） コンクリート工が、増額分186万4,000円、防水工が91万ですね。その他の減額が119万6,000円ありますので、トータルの157万8,000円となっております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 金額、今初めて聞いたんやけど、要するに、このくらい書き方と言うとですよ、要するに、コンクリート工と防水工がプラス分だけで、この金額157万8,000円か、というふうにこっちは受け取ったわけやけど。

その他の減額が119万6,000円ですか、ありますよということですけども、要するに、なら全部は今いろいろ見直していっぱいあるんだろうと思いますが、大きなものとしては何かあるんですか。要するに、こういうのが何十万か分ありますよとかという、主なものでもいいですけども、一番大きいものでもいいんやけど、何かそういうのが、こう、何かここにこう書いてあるとよりよかったなというふうに思うんですが、お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 濟みません、増額分の対象分だけ、今回は主な変更内容として書き上げておりましたので、減額となったものは、主なものについては、発生土の処分費という

のを見ていたんですけど、こちらのほうが要らなくなったということで、こちらのほうが減額の金額となっております、主な。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） これ、お願いですけども、こういう書かれて増額するときには、増額分ではなくて、全体を見直したということ言えば、その他の減額も大体このぐらいですよ、その他減額はこのぐらいですよというふうに書いてもらえると、より親切かなというふうに思います。こういう処分費がこういうふうにして要らなくなったということと思うんですよね。議会としてはやっぱり知っておく必要があると思いますので、お願いします。

ついでに、２号議案をちょっと見ちゃってですが、これも同じように、どういうふうに、２つ書いてありますけども、逆にプラス要件もあるんですかね、ちょっとお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） プラス要件として、約１０万程度あります。差し引いて、３７万２,０００円の減額としております。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。池田さん。

○議員（１０番 池田 克子君） 第１号議案の防水工で、ちょっとさっきほかの議員が質問されたんで、それはカットしますが、このユニットバスの漏水防止の床下防水の追加施工というのは、これは一番、やっぱり漏水という意味合いでは大事なものじゃないかと思うんですが、なぜこれが追加工事になったのか、そのいきさつをお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 当初の段階で、性能評価基準と先ほどありましたけど、この部分において、２階・３階の防水工事というのはしなくていいというふうに判断いたしまして、現場のほうやっておりましたところ、漏水防止のためには、やはりしてたほうがいいんじゃないかという現場の協議の中で、変更対象になったものであります。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（１０番 池田 克子君） 設計士と現場とは、当然いろんな角度からそういう話し合いの場の中で施工していくんじゃないかと思うんですが、その部分ってなかったんですか。その現場の人が見て、結局これ防水工事したほうがいいんじゃないかという案が出たということになるわけですね。だから、設計士はそれをいいたろうというような判断でしなかったと。しかし、現場の人はしたほうがいいという分でおっしゃったということですか。確認します。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 当初設計の中では見ていなかったというところを、現場のほうで、現場管理設計士と技術者と施工業者と協議した結果、こちらのほうも施工したほうが、将来

的に漏水の恐れがないということで、安全策としてやったものであります。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（１０番 池田 克子君） やはり工事を最初見積もるときには、もうこれで完璧という部分で一応工事が始まると契約すると思うんです。その後で、この第２号のそのルート変更によるとか、そういう部分としては変更という分は認められるんでしょうけど、施工の段階でこれが現場の声とまた違うという部分が、今後、やはりこれは追加工事をすれば何とかなるだろうということではなくて、やはりこれはもう戒めていただきたいと思いますと思いますが、一応、都市整備課長としてはどういう御意見があったんでしょうか、お尋ねします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 今回のＡ棟の工事を受けまして、Ｂ棟のほうには当初より反映させていきたいということで、担当のほうと協議しておるところであります。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、質疑を終結します。

日程第５．討論・採決

○議長（池邊 美紀君） 日程第５、討論・採決を行います。

議案第１号「工事請負契約の変更について（平成２９年度町営住宅東原団地Ａ棟建築主体工事）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第１号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第２号「工事請負契約の変更について（平成２９年度町営住宅東原団地Ａ棟機械設備工事）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時17分休憩

〔全員協議会〕

午前10時24分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

----- . ----- . -----
○議長（池邊 美紀君） それでは、以上で平成30年第1回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時24分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 池 邊 美 紀

署名議員 堀 内 義 郎

署名議員 福 永 廣 文

三股町告示第2号

平成30年第2回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月26日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成30年3月1日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

森 正太郎君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
福永 廣文君	指宿 秋廣君
重久 邦仁君	池田 克子君
山中 則夫君	

○3月7日に応招した議員

○3月8日に応招した議員

○3月9日に応招した議員

○3月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成30年 第2回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

平成30年3月1日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成30年3月1日 午前9時58分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 平成30年度施政方針表明
日程第4 議案第3号から議案第29号までの27議案及び諮問1件一括上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 平成30年度施政方針表明
日程第4 議案第3号から議案第29号までの27議案及び諮問1件一括上程
-

出席議員（11名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 森 正太郎君 | 2 番 楠原 更三君 |
| 3 番 福田 新一君 | 4 番 池邊 美紀君 |
| 5 番 堀内 義郎君 | 6 番 内村 立吉君 |
| 7 番 福永 廣文君 | 8 番 指宿 秋廣君 |
| 9 番 重久 邦仁君 | 10 番 池田 克子君 |
| 11 番 山中 則夫君 | |
-

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|-----------|------------|
| 局長 兒玉 秀二君 | 書記 矢部 明美君 |
| | 書記 佐澤 やよい君 |

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	西村 尚彦君
教育長	-----	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	-----	黒木 孝幸君
企画商工課長	-----	鍋倉 祐三君	税務財政課長	-----	綿屋 良明君
町民保健課長	-----	横田 耕二君	福祉課長	-----	齊藤 美和君
農業振興課長	-----	白尾 知之君	都市整備課長	-----	上原 雅彦君
環境水道課長	-----	西畑 博文君	教育課長	-----	渡具知 実君
会計課長	-----	内村 陽一郎君			

午前9時58分開会

○議長（池邊 美紀君） それでは、ただいまから平成30年第2回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番、堀内君、7番、福永君の2人を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（池邊 美紀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 楠原 更三君 登壇〕

○議会運営委員長（楠原 更三君） おはようございます。議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

去る2月26日、議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成30年第2回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます議案は、平成29年度補正予算5件、平成30年度当初予算9件、条例改正等10件、人事案件1件、諮問1件及びその他2件の計28件であります。これら、提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、意見書案1件が提出されており、本日、本会議終了後、全員協議会の場で議論、調整し、その結果を最終日に追加提案することとしております。

次に、本定例会に提案される議案のうち、議案第27号につきましては、委員会付託を省略し、第9日目の3月9日に全体審議で措置することに決定しました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月22日までの22日間とすることとし、また、意見書案1件が提出されており、本日全員協議会の場で議論、調整し、その結果を最終日に追加提案することにしたいと思います。次に、今回提案される議案のうち、議案第27号につきましては、委員会付託を省略し、第9日目の3月9日に全体審議で措置することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3. 平成30年度施政方針表明

○議長（池邊 美紀君） 日程第3、平成30年度の施政方針の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。本日、ここに平成30年第2回三股町議会定例会の開会に当たり、平成30年度の町政運営の方針につきまして、私の所信の一端を申し上げます。

私は、今年、町長就任8年目に当たりますが、この間、多くの先人たちが築いてこられた伝統ある自然豊かな「ふるさと三股町」の町政を担う責任の重大さを痛感し、常に身の引き締まる思いであります。

これまで、議員の皆様を初め、町民の皆様から頂きました温かいご理解とご指導及び力強いご支援によりまして、計画している事業が順調に実施できますことに対し、心から感謝申し上げます。

さて、今年は町政施行70周年の節目の年であります。70周年記念式典は11月3日に開催する計画ですが、年間の各種行事を通して、節目の年であることを伝えていきたいと思います。

今後とも、議会からのご意見や町民の皆様からの声に耳を傾けながら、全身全霊をかけて町政運営に取り組んでいく所存でございますので、皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

ます。

私は、町政の目標として、「自立と協働で創る元気なまち三股」を実現するため、5つのプロジェクトをマニフェストとして掲げ、実現に努力しているところです。

その一端をご紹介しますと、1つ目の「街むらわいわいプロジェクト」では、中央地区の町営住宅の統廃合を掲げ、29年度に東原団地A棟35戸を建設し、30年度はB棟の建設に着手します。そして、五本松団地入居者の移転先の目途もおおむね立ったことから、30年度は、跡地の利活用について「健康とにぎわいと交流の拠点」と位置づけ、中心市街地の活性化をテーマとして基本構想を策定します。

地域特性に応じたまちづくりとして、過疎対策奨励金の拡充を行いました。また、三股西小学校の生徒数の適正化を図るとともに、梶山・長田小学校の生徒数確保のためスクールバスの運行を開始するとともに、長田・梶山小学校の小規模特認校の魅力化に取り組んでいるところです。

安全・安心なまちづくりとしては、機動本部の消防ポンプ自動車を購入するとともに、文化会館南側の芝生広場を消防防災訓練場として整備し、消防団活動の活性化に取り組みました。また、土砂法による基礎調査が終了し、土砂災害特別警戒区域が確定したことから、ハザードマップを作成するとともに、平成30年度より各消防団の小型ポンプの更新に取り組む計画です。

2つ目の「産業いきいきプロジェクト」では、上米公園を多世代の健康・憩いの場として遊具等を整備するとともに、交流人口の拡大を図るため、「第3回みまたん霧島パノラマまらそん」や「モノづくりフェア」、「まちドラ!」、「春祭り」、「ふるさと祭り」などのイベントを開催し、町の発信とともに、経済、産業の活性化につなげています。

雇用の場の取り組みとして、町内外から3社の規模拡大等の進出があり、立地協定を締結したところです。計画では、今年から5年間で47名の新規雇用が計画されています。また、若者の県外流出が進む中、若者に人気のある情報系企業の本町への進出を促すため、企業立地促進条例の改正も行ったところです。そのようなことから、平成30年度は宮崎県東京事務所へ職員を派遣し、情報系企業の誘致にも積極的に取り組んでいくほか、国の事業である実践型地域雇用創造事業にも取り組みたいと考えています。

また、6次産業化の取り組みとしては、商工会や観光協会、霧島会などの団体と連携しながら、ゴマやどぶろく、バイオ茶、甘藷のスイーツなどのブランド化に努めるとともに、ふるさと納税の返礼品としても活用しています。

課題である蓼池工業団地の新設につきましては、農村地域工業導入促進法の改正が行われ、国のガイドラインや手続が大きく変わったため、その手続等に対応しながら取り組んでまいります。

3つ目の「少子・高齢化すくすくプロジェクト」では、子育てに優しいまちづくりとして、老朽化した長田へき地保育所を閉鎖し、社会福祉法人やまびこ会が長田小学校敷地内に「ひまわり

保育園」の分園として4月から開園しました。そして、老朽化した長田児童館を休止し、長田小学校舎内に放課後児童クラブ室を開設いたしました。また、三股西小の放課後児童対策として、学校東側に三股西小第一放課後児童クラブ室を開設するとともに、施設周辺の環境整備をいたしました。

乳幼児や子供の医療費助成については、乳幼児の通院・入院医療費の無料化を継続するとともに、小学生の通院医療費についての助成や中学生の入院医療費の無料化を10月から実施する予定です。また、利用者の多い今市児童館を、公共施設の長寿命化対策の一環として改修します。

そして、老朽化が進む老人ホーム清流園については、民間譲渡による再整備を視野に検討を進めているところです。高齢者の居場所づくりとして、町内に28カ所のサロンを設置し、交流の場、健康づくりの場として活用されています。さらなる配置を目指すとともに、高齢者の買い物支援、日常生活支援については、今市地区をモデル地区として実践しているところです。

障害者のワンストップ相談窓口として、元気の杜に、障害者基幹相談支援センターを設置し、その充実に引き続き取り組んでまいります。

4つ目の「スポーツ・文化わくわくプロジェクト」では、「アスリートタウン三股」づくりの一環として、本町の中心的な運動公園である旭ヶ丘運動公園の陸上競技場について、老朽化が進行していることから、「アグレッシブタウン基本構想」に沿って4カ年計画で大規模改修事業を計画しています。今年度は、インフィールドとトラック内の排水施設の整備を行いました。新年度は、トラックの全天候型での整備を予定しています。勤労者体育センターについては、防災備蓄倉庫としての活用も視野に入れながら耐震改修工事を実施いたしました。30年度予定しているテニスコートの増設事業については、スポーツ振興助成事業（t o t o）として採択され次第、設計に取り組む予定です。

「文教の町みまたづくり」として、小中学校のICTのさらなる拡大に取り組みました。教師全員にタブレット型パソコンを配布し、各教室の大型テレビと接続することで、教育の情報化を推進しています。長田小はモデル校として、児童用タブレットを配付しました。また、子供の学力向上対策として、放課後子ども教室、土曜学習の教育支援を行っています。

町政施行70周年の式典会場である総合文化施設の北側通用路については、新燃岳の灰を活用した、れんがによる改修事業に引き続き取り組みます。

5つ目の「エコクリーンさわやかプロジェクト」では、清掃工場が遠方に移転したことから、ごみの減量化・リサイクルの推進施策として、電動生ごみ処理購入費補助やコンポスト貸与、EM活性液の配布を引き続き行いました。

また、河川の水質保全として、公共下水道区域の加入率促進や合併浄化槽への切りかえ促進に取り組むとともに、「クリーンアップ三股」やエコロジーボランティアなどで環境美化に取り組

んでいます。

なお、老朽化した衛生センターの更新事業については、三股町衛生センター施設整備検討委員会での意見、答申を踏まえるとともに、地域住民の理解を得ながら、より経済的・効果的な方法で進めていきます。

以上、5つのプロジェクトの概要を説明しましたが、このように各種事業に着実に取り組むことができますことは、議員各位を初め、多くの皆様のご支援の賜物と感謝申し上げます。今後とも、伝統ある自然豊かな三股町の発展のため、全力で諸課題に取り組んでまいりますので、皆様のさらなるご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

さて、日本経済は、世界的な金融市場の変動による不安要素はあるものの、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催等から景気の緩やかな回復基調が続いており、堅調な雇用・所得情勢を背景に、消費も緩やかに回復しているところです。

しかし、次代を担う若者は、都市部へ就職する傾向が非常に強く、町民アンケートによる定住意向調査においても、「ずっと住みたい」と回答された方が全体の6割以上を占める中で、20代、30代では5割以下になっています。県内一、年少人口比率が高い本町においても、生産年齢人口比率は昭和55年以降30年間減り続けており、平成17年以降は実人数でも減少に転じました。そのため、地元企業では人材確保に苦慮しているところであり、地域経済への影響が懸念されるところです。

こうした中、政府は引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を平成30年度予算編成の基本方針とし、「新しい経済政策パッケージ」を推進するとともに、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指し、一億総活躍社会の実現に向けた施策を推進しています。

地方財政については、子供・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保しています。その中で、地方自治体に交付される地方交付税の総額は、前年度当初予算に比べ2.0%の減額となっております。

このような中、本町の人口は、平成27年10月の国勢調査で2万5,404人でしたが、今年の2月1日現在でも2万5,445人と、国調人口に対し41名増となっており、県内では本町以外多くの市町村で人口減少が進む中、国調人口を維持できているところです。しかし、以前と比較しますと、伸び率は確実に鈍化しており、将来人口は、中長期的に確実に減少が進むものと推測され、若者が活躍できる職場づくりやU I Jターンなど、移住・定住施策に重点的に取り組むとともに、町内各地域の特性に応じた魅力化が重要と考えています。

このため、平成27年10月策定しました「三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に向けて、町民の皆様の協力・理解のもと、事業を進めてまいります。

昨年1月に東京から移住した2名の地域おこし協力隊が、地域のさまざまな活動に参加するとともに、まちづくりでよく言われる、よそ者の視点で、本町の住みやすさ、魅力、観光などを町内外へ発信することにより、今後は都会からの移住、定住につながることを期待しております。

また、新しい働き方の拠点施設として、昨年の2月に開設した「三股町まち・ひと・しごと情報交流センター（あつまい）」の利用促進を図るため、県内外から注目されている高岡町のムカサハブと包括連携協定を締結いたしました。情報交流センターの活用とともに、さらに県内のコワーキング施設との連携も深め、テレワーカーの交流拠点やICTを活用する起業家のプチ事務所などとして活用され、新たな仕事の創出や新規雇用につながることを期待しています。

なお、町政全般においては、まちづくり基本条例を踏まえ、町民の皆様との「協働」の理念に基づき、情報の共有化を図り、「見える行政」、「伝わる行政」を努め、さらに元気で誇れるまちづくりを目指して、引き続き邁進したいと考えています。

以上、私の町政運営に当たっての率直な思いを申し上げましたが、これに基づき、30年度の町政運営の柱となる主な施策について、第5次三股町総合計画の5つのまちづくりの基本方針に沿って概要を申し上げます。

まず、「豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり」であります。

これまでも自然環境の保全、ごみの減量化に取り組んでまいりましたが、今後も環境への負荷が少なく、自然と調和したまちづくりを推進いたします。

また、良質な住宅地の確保や快適な居住環境整備、災害対策の強化など、住みよい魅力ある定住環境づくりに努めるとともに、それぞれの地域特性に応じた均衡ある発展を推進してまいります。

自然環境の保全と活用につきましては、環境教育活動の推進として、児童を対象とした水辺環境調査を実施し、水辺環境の保全に向けた取り組みを行ってまいります。また、水資源の重要性を認識し、河川浄化意識の高揚を図るために、来年度も、「クリーンアップみまた」など、地域が一体となった河川浄化活動を推進するとともに、県下一斉ボランティアの日には、町内のボランティア団体や「さんさんクラブ」、そして一般の方々も交えて町内全域でゴミ拾いを行うエコロジーボランティアも引き続き実施し、町民の環境美化意識の向上に努めてまいります。

次に、循環型社会の形成として、ごみ分別の徹底とごみ減量化、リサイクルの推進のために、各地区にリサイクルごみ回収指導推進員を配置し、4R運動の推進に努めるとともに、コンポストの貸与事業に合わせてごみ減量化講習会を実施してまいります。

また、平成9年度から平成24年度までを埋立期間として稼動した最終処分場は、都城クリーンセンター等の施設整備やリサイクルの推進により、現時点においては、処分場容量に余裕がありますが、計画期間を既に5年を超えて稼動しており、2期工事への取り組みが必要な状況です。

本年度は、埋立可能な残余容量を把握するための調査を実施し、２期工事へ向けたスケジュール作成に取り組みます。

公営住宅につきましては、入居者が健康で文化的な生活ができ、安心して暮らすことができる、住宅の修繕や耐震診断及び外壁改修などの維持補修に努めてまいります。

建設につきましては、五本松、榎堀、射場前団地の一体的な建てかえを推進するため、新住宅東原Ｂ棟３５戸の建設工事に引き続き取り組むとともに、五本松住宅の現入居者へ住替えを進めてまいります。

民間の借家や持ち家についても、快適で安心して住み続けられる住環境が必要であることから、耐震性の向上のため、耐震診断や改修工事における設計や工事に対する補助を行い、生活環境の向上のため、既存住宅の改善を促進してまいります。

過疎対策につきましては、２９年度に拡充した過疎地域定住促進奨励金制度を継続するとともに、地域おこし協力隊や宮崎大学インターンシップ事業などによる、外から見た地域の新たな魅力を再発見し、過疎地域への移住、定住の促進につなげていきます。

町道の整備につきましては、町民の生活に密着した道路の利便性、安全性の向上を図るとともに、高速道路・高規格道路へのアクセスや大規模災害発生時における代替道路として、島津紅茶園・切寄線及び蓼池南・三原３号線の整備を、児童生徒の通学における通学路対策として、歩道整備や雨水対策整備を計画的に推進してまいります。

また、橋梁につきましては、法に基づき５年に１回の点検診断を実施し、長寿命化計画を見直し、修繕などを計画的に行ってまいります。

公園の整備につきましては、町民の健康増進を進めるため、子供から高齢者まで安全に利用できるよう、維持管理や修繕を行ってまいります。

また、旭ヶ丘運動公園陸上競技場におきましては、施設の老朽化による使用や維持管理に支障をきたしていることや、今後想定される南海トラフ大地震避難場所及び後方支援基地としての役割も担っていることから、３０年度は走路部分の再整備を進めてまいります。

「コミュニティバス・くいまーる」の運行につきましては、２９年度に地区からの要望や利用者の利便性向上のため、櫟田地区のバス停新設及び西植木地区のバス停の移設に伴う路線の見直しを行いました。今後も引き続き、中学生などの通学支援や高齢者などの生活支援として、常に事業の検証を行い、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

上水道の整備につきましては、安心・安全な水道水を安定的に供給するために、水源施設の整備・更新を行うとともに、地震等の災害発生時に施設の被害を最小限に抑え、ライフラインの機能を確保するために、配水管の耐震化や老朽管の更新を行ってまいります。

また、水道事業は料金収入によって運営される公営企業であるため、今後も水道料金の収納対

策に努めてまいります。

公共下水道事業につきましては、町の重点施策に掲げており、河川水質の保全と衛生的で快適な生活環境づくりのために事業を進めています。

本年度は、植木・山王原・上米地区の管渠整備を行うとともに、接続戸数も毎年100戸以上増加しているため、中央浄化センターへの流入量の増加に伴い、水処理施設の増設工事に着手いたします。

また、公共下水道の接続率は56%となっており、早期接続推進のために、供用開始3年以内の受益者を対象とした個別相談会を開催するとともに、既に3年を超えた受益者に対しては戸別訪問等を行い、接続率向上に積極的に取り組んでまいります。

衛生センターは、これまでも施設の定期点検や修繕工事等を実施することにより、施設の延命化を図りながら適正な処理に努めていますが、施設の老朽化は運転管理に影響を及ぼしています。

本年度は、平成29年度に実施した三股町衛生センター施設整備検討委員会の答申をもとに、公共下水道の処理施設である中央浄化センターの敷地内に、新たな、し尿・浄化槽汚泥処理施設整備に着手するための事業計画を作成してまいります。

農業集落排水事業につきましては、処理施設の老朽化が進んでいるため、計画的に設備の更新、点検整備を行い、施設の長寿命化に努めてまいります。

また、公共下水道や農業集落排水への接続ができない地域におきましては、引き続き、合併浄化槽への切りかえに対して補助金を交付し、生活排水処理率の向上に努めてまいります。

防災対策につきましては、災害を未然に防止し、災害から町民の生命・財産を守るため、総合的な防災体制を構築し、町民の安全・安心の確保に努めます。そのためには、消防団の資機材の充実強化、団員の資質向上を図るとともに、災害発生時における応急対策や復旧対策が的確・迅速・円滑に行われるよう、防災教育、防災士の育成に取り組んでまいります。その一環として、30年度から4年間で各部の小型ポンプの更新に取り組むこととしております。

また、災害発生時にスムーズな避難など円滑に対応できるよう、防災訓練の実施及び自主防災組織の育成・支援を行うとともに、防災情報の周知に取り組んでまいります。

防犯対策につきましては、犯罪の防止に配慮した生活環境を整備し、町民と行政が一体となって、安全で住みよい地域社会の実現を目指します。「自分たちの地域は自分たちで守る」という町民一人一人の意識を高め、地域の協力のもと、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

交通安全対策につきましては、地域ぐるみで交通安全意識を高め、子供や高齢者を中心とした交通安全教育を継続的に推進します。さらに、町民の安全な交通環境を確保するため、交通安全

施設の整備を進めるとともに、関係機関と連携して、総合的な交通安全対策に取り組んでまいります。

消費生活問題につきましては、情報化の推進により、消費者を取り巻く環境が日々急激に変化しており、消費者問題も複雑・多様化しております。町民が安心して消費生活を営むことができるように、消費者教育を図り、被害防止に努めてまいります。

次に、「歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教のまちづくり」であります。

本町に伝わる歴史、伝統、文化を通して、郷土に愛着と誇りを持つ心豊かな人を育む「文教の町みまた」にふさわしいまちづくりを推進してまいります。

また、29年度で4回目となりました「文教みまたフェスティバル」のさらなる充実に取り組み、「三股町教育の日」の普及啓発を推進してまいります。

まず、生涯学習の推進につきましては、住民のニーズの把握や情報収集により、新たな教室を開設するほか、地域コミュニティの再生・再編・活性化を目的にした学習機会の提供に努めてまいります。

学校支援や放課後等の児童支援につきましては、地域住民や関係団体の協力を得ながら、学校・家庭・地域が一体となった社会全体で教育の向上に取り組む教育環境づくりに努め、教員及び地域の大人が子供と向き合う時間の増加、住民等の学習成果を子育てに生かす場の拡充、地域の教育力の活性化を図ってまいります。

青少年の健全育成につきましては、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割分担を明確にして連携しながら、「地域の子供は地域で見守り育てる」を理念として、地域ぐるみの教育に努めてまいります。

また、次代を担う人材の育成のために、子ども会育成連絡協議会におけるインリーダー及びジュニアリーダーの育成事業を推進するとともに、本町の児童生徒を対象にした国内・海外派遣事業を実施してまいります。

国際理解教育の推進につきましては、平成32年度から、小学校における外国語活動が中学年から開始され、高学年では教科化されることになっております。これを踏まえ、町内の全小学校では、これらを平成30年度から先行して実施いたします。

また、新学習指導要領の改訂に伴い、外国語授業の時数がふえることから、外国語指導助手を1名増員し、外国語教育の充実に向けた取り組みを推進するとともに、国際社会に対応することのできる能力育成に努めます。

また、放課後子ども教室と同じく、学校サポート事業と土曜学習事業に取り組むことで、学校・家庭・地域が相互に連携し、次代を担う心豊かなたくましい子供を育てる環境づくりを推進してまいります。

学校教育につきましては、教育基本法の理念と町民憲章の精神を基調とし、知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性を育みます。

平成30年度は、学校教育のさらなる充実のために、県派遣の指導主事の増員を図り、特色ある学校づくりに取り組みます。

基本的な取り組みとして、町内6小学校の児童全員が同じ中学校に進学するという本町の特性を生かし、全小中学校が連携して、「あいさつ運動」や無言清掃活動、郷土学習の充実など、三股町児童生徒憲章の定着を図り、小中一貫教育をさらに充実・推進してまいります。

また、平成29年度からの2カ年で、県の指定を受け、幼保小連携接続事業に取り組んでおります。0歳から15歳までの子供たちの育ちにおける連続性を重んじながら、「文教の町三股」の将来を担う、心豊かで生きる力を持った「みまたん子」を育ててまいります。

継続的な取り組みとしては、平成28年度に研究公開しました「宮崎の子どもの学力を伸ばす総合推進事業」における成果を継承するとともに、町内の全小中学校へ新たに学校司書を配置し、新学習指導要領に沿った「学び方を学ぶ場」としての学校図書館を充実させ、学習環境づくりを推進してまいります。

また、学校におけるいじめ防止につきましては、三股町いじめ防止基本方針を改定し、総合的かつ効果的に推進してまいります。

さらに、町内の小中学校に在籍している困難さを有する児童生徒への支援や、特別支援教育につきましては、特別支援教育支援員を配置し、引き続き充実させてまいります。

教育・学習環境の充実につきましては、三股小学校区・三股西小学区より、小規模特認校制度を利用して梶山小学校・長田小学校へ通学する子供たちが利用できるスクールバスの運用を引き続き行ってまいります。これは、少人数でのきめ細かな指導や特色ある教育を求める児童や保護者の期待に応えるとともに、通学児童数の増加による、学校や地域の活性化に寄与しようとするものであります。

また、ICTによる先進的な教育を行うために、教師用タブレットパソコンの活用・支援を充実させます。タブレットパソコン画面の大型テレビへの投影環境を補完して、学校内でいつでもどこでも使えるようにするとともに、統合管理システムの導入によって技術支援を素早く行えるようにします。加えて、活用研修などを通じて運用支援を充実させます。

さらに、ICTによる主体的な学習環境を計画的に整えるため、平成29年度の長田小学校に、引き続き、児童生徒が使う学習用タブレットパソコンを試験的に20台程度導入します。これは、各小中学校にて、持ち回りで児童生徒が実際に学習に使用することで、その効果や問題点などの検証を行って、今後の計画的な導入の方針を図るためのものです。

芸術・文化活動の振興につきましては、文化会館では、町民が芸術・文化・情報に触れ、みず

から活動する機会を広げる町民参加型の演劇「まちドラ！」を含め、自主文化事業の充実を図り、図書館では、住民がさまざまな情報を取得することができるよう、生涯学習の拠点として資料を収集、保存、提供し、乳幼児から高齢者まで全ての年代へ読書推進サービスを行います。

また、総合文化施設北側の屋外通路の、れんが改修を今年度も引き続き行い、環境整備に努めながら、今後も町民に親しまれる、町民の芸術文化活動の拠点として、効率的な活用を図ってまいります。

文化財の保護と伝統文化の継承につきましては、町制施行70周年に向けて、「三股町史」の作成に取り組んでまいります。

また、梶山城跡にかかわる保存及び活用を推進するため、調査及び用地取得に努めてまいります。

さらに、町民の文化財に対する愛護意識の高揚を図るため、史跡めぐりや広報紙などで周知・PR活動をしてまいります。

生涯スポーツの振興につきましては、本町スポーツ振興のスローガンである「アスリートタウンみまたの創造」の実現のため、スポーツによる情報発信の1つである「みまたん霧島パノラマまらそん」を、さらに皆様から愛される大会になるよう、これまでの大会の成果や反省点を踏まえ、第4回大会を開催します。

また、旭ヶ丘運動公園陸上競技場の走路及びインフィールドの再整備については、平成32年度の完成に向け、継続して事業を推進してまいります。

その他、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金を活用し、中央テニスコートの増設事業に取り組み、さらなる体育施設の有効利活用の促進に努め、今後もアグレッシブタウン構想の着実な実現を図ってまいります。

次に、「やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり」であります。

子供から高齢者まで、全ての町民が生涯を通して、健康で安心して暮らすことができるよう、子育て支援、介護予防、健康づくりなどの福祉・介護・医療・保健の連携による総合的なサービスの提供を行うため、各種福祉計画に基づき、心の通い合う福祉のまちづくりに努めてまいります。

まず、子育て支援の取り組みにつきましては、本町は「子育てしやすいまちづくり」を目指しており、30年度では、子ども医療費助成の拡充として、小学生の入院医療費の無料化を中学生まで拡大し、小学生の通院医療費の助成制度の新設を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。また、新たに、子供の養育が一時的に困難になった場合に緊急一時的に預かることができる子育て短期支援事業を行い、保護者の負担の軽減を図ってまいります。保育所、認定子ども園、幼稚園などの保育料の上乗せ支援、放課後児童クラブ事業、子育て支援センター事業、

町民との協働によるファミリー・サポート・センター事業につきましても引き続き推進し、子育てを支援していくこととしています。

さらに、子供の貧困の実態調査を実施し、「子どもの輝く未来応援計画（仮称）」の策定を行い、子供の貧困対策について、持続的かつ総合的に推進するための体制の構築を図ってまいります。

次に、障害者に対する支援の施策につきましては、障害者の相談支援のワンストップ化を目指し、社会福祉協議会に設置しております基幹相談支援センターの相談支援体制の強化を図り、障害者の方々が抱えておられるさまざまな相談にきめ細かく対応していけるよう取り組んでまいります。

また、自殺防止対策においても、専門職を配置した相談事業を実施しており、基幹相談支援センターと連携を図りながら支援を行ってまいります。

さらに、地域福祉計画、障害者基本計画、自殺対策行動計画を見直し、施策の方向性や課題、目標、分野別の施策を定め、地域福祉や障害者福祉の向上に努めてまいります。

そのほか、手話奉仕員の要請講座事業も継続して実施し、聴覚障害者とのコミュニケーションに対する理解と支援に寄与してまいります。

次に、高齢者福祉施策につきましては、要介護状態になっても住みなれた地域で安心して暮らせるように、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現に向けた取り組みを推進してまいります。そのために、介護予防・日常生活支援総合事業や認知症施策、多様な生活支援サービス等の推進を行ってまいります。

具体的には、介護予防として「足もと元気教室」や「こけないからだ体操」等の体操教室、高齢者サロン活動の推進、社会福祉協議会の地域生活支援コーディネーターを中心に多様なサービスを包括的・一体的に提供する体制づくりに、積極的に取り組んでまいります。

認知症対策としては、認知症の人とその家族、地域の人々と医療・介護の関係者が認知症を正しく理解し、住みなれた地域でその人らしく暮らし続けることができるよう、推進してまいります。また、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の予防、早期診断、早期支援を行えるよう努めてまいります。

生活支援体制整備としては、ボランティア等の生活支援の担い手の養成や、ネットワーク化を行うコーディネーター及び協議体を設置し、その仕組みづくりの構築を図ってまいります。また、在宅医療・介護連携により、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関が連携し、医師、看護師、理学療法士、社会福祉士、介護支援専門員などの多職種の協働により、在宅医療と介護を一体的に提供できる関係機関の連携体制の構築を推進してま

います。

健康づくりにつきましては、平成２７年度に策定しました「いきいきげんきみまた２１（第２次）」計画に基づき、あらゆる世代の心と体の健康づくりを推進してまいります。本町の豊かな農産物を生かした食の地産地消を推進することやアスリートタウンの名にふさわしく、適正な運動習慣を身につけることなども、生活習慣病予防の大切な取り組みでありますので、関係課・関係団体と連携を図りながら、より効果的に進めてまいります。

また、平成２９年度に第３期特定健診等実施計画及び第２期データヘルス計画を策定し、被保険者の健康の保持増進を目的に、効果的かつ効率的な保険事業の実施を図り、国民健康保険の健全な制度維持につなげていきたいと考えております。

なお、平成３０年度から宮崎県が国民健康保険の財政運営の責任主体として保険者に加わり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担います。

一方、本町は、町民と身近な関係の中、資格管理・保険給付の適正化、保険料率の決定、保険税の適正な賦課と収納率の向上、保険事業等、今後とも県と協力しながら引き続き取り組んでいきます。

そのほか新規事業として、子宮がんの集団検診を実施し、子宮がんの早期発見に取り組んでまいります。また、新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成にも取り組み、先天性の聴覚障害のある子を早期発見し、生後６カ月までには関係機関と連携を図りながら子に対する療育がより円滑に開始できるように取り組みます。

次に、「活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり」であります。

農業を基幹産業としている本町では、稲作、畜産、野菜類を組み合わせた複合経営が大半を占めております。その中でも、畜産業は、肉用牛の生産を主体とする経営体が多く、全国的に肉用牛の産地として位置づけられています。

しかし、農業経営者の高齢化や担い手不足、後継者不足は急速に進み、基幹産業とする農業者数の減少は、不耕作農地の発生を招くとともに農地の保全、管理に大きな課題が生じており、担い手の育成とともに、生産効率、作業効率の高いほ場の整備、集積が緊急の取組課題と考えております。

また、農畜産物の価格が海外の経済情勢に左右されやすいことから、経営に及ぼす影響を最小化するため、柔軟性のある経営感覚を身につけた経営者の育成、新規就農者や後継者が就農しやすい環境づくり、農村集落の課題における集落営農組織の育成、経営形態の法人化など、農業環境の変化に順応できる経営体の育成が必要と考えます。

このようなことから、これからの農業を振興するには、生産性の高い安定的な農業経営の推進、経営基盤及び生産基盤の強化、主要な農畜産物の振興、次代を担う農業後継者の育成を進めるこ

とが必要であると考えます。

本町の農業の主軸である畜産業につきましては、高齢化や後継者不足から生産戸数、飼養頭数が減少しています。その対策として、JA都城を中心に、県・市・町・畜産関係機関による「都城北諸県地区 人・牛プラン」に沿って、再編目標を達成するため具体的な施策や対策を進めてまいります。

また、生産性の高い安定的な畜産経営を推進するため、積極的な家畜改良の推進を進めるとともに、防疫施設の整備や自給飼料生産の効率化を図るための機械の整備、計画的ワクチン接種、防疫啓発活動など積極的に進めてまいります。経営基盤、生産基盤の強化に当たっては、規模拡大、新規就農による牛舎施設等の整備を、「畜産クラスター関連事業」を活用して積極的に進めるとともに、土地利用型畜産経営を引き続き進めてまいります。特に、肉用牛は産地としての地位を維持し、更なる産地PRに貢献できるよう、5年後に鹿児島県で開催される全国和牛能力共進会に向け、新規種雄牛の造成及び繁殖牛の整備を引き続き「三股町で育む日本一種雄牛造成事業」により努めてまいります。

次に、農産物の生産振興についてであります。水田農業につきましては、米の生産調整廃止に伴い、予測される米の需給動向と価格動向を注視しつつ、本町の作付・生産動向の変化に対応するため、引き続きブロックローテーションを根幹とした水利調整と転作田のさらなる有効活用を推進することを目的とした「産地づくり支援事業」の内容を拡充し、地域営農集団が積極的に水田調整活動に取り組めるよう支援する施策に取り組んでまいります。

露地・施設野菜につきましては、生産性の高い安定的な経営推進と生産基盤の強化を図るため、管内の主要作物である施設きゅうりの増産に「活動火山周辺地域防災営農対策事業」を活用して進めてまいります。露地野菜においては甘藷、里芋、大根等の加工用品目の増産が省力的に図られるよう、産地パワーアップ事業等を活用し機械、施設の整備を進めてまいります。また、南九州大学との連携により「六次産業化戦略作物営農定着推進事業」を創設し、本町の新たな営農品目としてゴマ、プチヴェールの生産基盤の安定、強化と特産化に結びつく取り組みを進めてまいります。

さらに、人材育成の対策としましては、経営感覚に優れた人材、担い手を育成するための受け皿として、人・農地プランに基づく地域や各種農業団体との交流の場を積極的に設けるとともに、自立、独立経営体を支援する新規就農支援事業、農業次世代人材投資事業などを積極的に活用し、新規就農を引き続き支援してまいります。

また、人材育成の一環である担い手の働きやすい環境を整備する上で、農地の基盤整備は不可欠であります。そこで、地域農業の将来像を見据えた人と農地のかかわり合いを示す「人・農地プラン」に基づき、農地中間管理機構事業等を活用しつつ基盤整備を進めることで、担い手に魅

力ある農業環境の整備を進めてまいります。中でも中央地区を本町のモデル地区として、年次的に進めてまいりたいと考えております。

中山間地域につきましては、有害鳥獣による農産物の被害増大に対し、駆除班として猟友会が対処しているところではありますが、会員の高齢化、担い手不足により十分な対応が困難な状況であることから、三股町有害鳥獣対策協議会による担い手の育成、強化とその対策に取り組んでまいります。

生産基盤の強化につきましては、担い手の生産効率を高めるため、特に水田の農地基盤整備の必要性和そのあり方について、人・農地プランに基づき、農地中間管理事業地域推進チームを中心に進めてまいります。

また、畑地においては、畑地かんがい事業での整備を進めるとともに、営農品目、営農形態の定着を図る一方、用水の多面的利用のあり方についても検討すべき課題であります。また、生産効率を上げるための基盤強化として先進的な機械・施設等の整備は必要不可欠であり、共同性、分業制の双方の視点から投資効果の高い整備、体勢を進めてまいります。

生産基盤の管理につきましては、住民参加型の多面的機能支払交付金事業を積極的に活用するとともに、土地改良区との連携、協働により農地、用排水の維持・管理を進めてまいります。また、農地の流動においては、新たな農業委員会体制のもと農業委員、農地利用最適化推進委員が積極的な集積、集約及び担い手支援活動ができるよう、担い手育成農地集約化支援システムを構築し進めてまいります。

本町の約7割を形成する山林は、水源涵養のほか多面的な機能を有しております。その約7割が杉などの人工林であり、35年生以下の若い森林が約4割を占めていることから、保育・間伐を適正に実施していくことが重要となっています。このため、木材資源を循環的に利用する観点から、多様な木材需要に対応するため、長伐期施業や育成複層林施業の誘導など人工林の適切な施業を実施してまいります。また、民有林の適切な施業や保護を図る観点からも、安全施業や雇用安定化など林業経営環境の整備を進め、林研グループ活動の支援など林業後継者の育成を推進してまいります。

さらに本町では、一昨年に民有林の約半分を所有する株式会社総合農林とその親会社である大栄環境株式会社と「山林に関する環境保全協定」を締結したところではありますが、森林の有する公益的役割を重視し、町民・企業・行政が一体となった森林環境保全活動の新たな取り組みを進めてまいります。

水産業につきましては、ヤマメ養殖などの内水漁業が行われています。町内の河川環境については、まだ一部の範囲で悪化がみられることから、美しい川と清浄な水の里づくりに取り組み、あわせて町淡水漁業協同組合を中心とした稚魚などの放流により内水漁業の振興を図ります。ま

た、イベントなど通して河川浄化や内水漁業に対する理解を図ってまいります。

次に、商工業の振興についてであります。本町では今年度3社と企業立地認定を行い、雇用創出の面では明るい兆しはありますが、全体的には依然として厳しい経済・雇用環境にあることから、商工団体との連携に加え、「産・官・学・民」による地域雇用創造協議会を新たに設立し、実践型地域雇用創造事業による新たな雇用拡大、人材育成、雇用創出に取り組んでまいります。

また、商工会と地域おこし協力隊員が中心となり取り組んでいる「三股ブランドアンバサダー（親善大使）事業」を支援し、事業者と消費者の協働による商品開発や既存商品のブラッシュアップを図るとともに、三股町の応援団をふやし、三股ブランド情報の発信・拡散を促します。

さらに、「空き店舗活用事業」の周知を図り、新規事業者の参入を促すことで町の賑わいを創造し、商業の活性化を図ります。

物産館よかもんやにつきましては、商品の安心・安全を確保するため陳列用冷蔵庫を更新するとともに、農商工連携及び観光情報発信の拠点施設としての活用を促進してまいります。

六次産業化の取組としましては、2軒の製造所によるどぶろくが発売されており、「どぶろく特区の町」として根づいております。

また、「みまたんごまプロジェクト」は、生産から加工・販売までの一貫した流れの中で、多種・多様な商品が開発されており、県内外の催事で商品のPRを実施し、商談とあわせて本町の特産品紹介や観光PRの一躍も担っております。しかしながら、原料の質・量の安定確保が課題となっており、平成30年度よりゴマの生産量を拡大するための新たな支援策を実施します。

現在、新たな開発商品として、バイオ茶を餌に使ったバイオ茶ポークやどぶろくの麴に漬け込んだ牛肉や豚肉などが既に販売されております。さらに、本町の新たな営農品目としてプチヴェールを定着させるとともに、茎・葉を粉末に加工処理し、副産物として新たな商品開発に取り組んでまいります。

また、28年度より取り組んでいる「みまた地域ブランド発信事業」により、新商品の開発や既存商品のリニューアル化を図り、三股ブランドを発信してまいります。さらに、これらの開発商品をふるさと納税の返礼品として活用することや、販路拡大や本町のPRに努めてまいります。

工業の振興に関しましては、中小企業特別融資制度の設置による既存の地場産業の振興や雇用の場の確保などに努めるとともに、28年度に充実を図った企業立地奨励制度を活用し、都城地域企業立地推進協議会との連携による企業誘致活動に積極的に取り組んでまいります。

観光の振興につきましては、インバウンド事業により多様化する観光客のニーズに対応できる受け入れ体制を整備するため、町内事業所向けの「おもてなし語学（中国語、英語）セミナー」を引き続き開催します。本町には、歴史と自然との融合の観点から整備した長田峡や親水環境を景勝地とする矢ヶ淵公園、花々で来園者を魅了する椎八重公園、上米公園、しゃくなげの森など

の景勝地があります。これらの景勝地と陶芸アトリエロード、史跡などの物的・人的資源を活用し、年間を通じて親しめる観光地づくりを進めてまいります。

また、ふるさとまつり、早馬まつり、ものづくりフェア、よかもん朝市など、地域住民はもとより、町内・外の人に参加できるイベントを充実させることで、「元気なまち三股町」をPRしてまいります。

さらには、広域エリアにおける観光ネットワークへの積極的な参加を進め、海外からのクルーズ船の寄港などによる外国人観光客に向けた、戦略的な観光地づくり・名所づくり、イベントなども企画・検討してまいります。

次に、「人々の英知で支える自主自立のまちづくり」であります。

自主自立のまちづくりのためには、町民と行政の新たなパートナーシップを確立し、町民の視点に立った行政改革や健全財政の確立、広域的連携の強化などの取り組みが必要です。そのために、町民の積極的な参加のもと、町民の創意工夫により、明日の三股を築くまちづくりを進めてまいります。町民のまちづくりへの参加については、まちづくり基本条例に謳われている町民との「協働」を基本方針に、自治公民館組織や各種団体の参画を促し、「みまたん霧島パノラマまらそん」や「クリーンアップみまた」のように各団体が「協働」による達成感を得られるノウハウの構築を進めるとともに、町民がまちづくりへ参画しやすい体制を築いてまいります。

現在、町では町民による協働事業として、有志による地域おこし事業として「ずっと住みたいまちづくり協働推進事業」を毎年公募するとともに、公益的な美化活動に対してトラックや草刈り機など町の備品を貸し出す「備品等貸出事業」や町道や公園の草刈り作業に対して奨励金を支給する「道路等環境整備事業」、「公園等環境整備協働事業」を行っているところです。

また、審議会や地域・社会活動団体における意思決定の場への女性及び若年層の参画促進を図るほか、町民の公募による審議会などへの登用やパブリックコメントを実施するとともに、就任以来継続して実施している地区座談会などにより、町民の意向や創意と工夫が生かされた町政運営に引き続き努めてまいります。

さらに、町の公式WEBサイト、ふるさと納税特設サイト、移住・定住特設サイト、観光ホームページ、フェイスブックなどを通して全国に三股の情報発信を行うとともに、ふるさと納税を通じて町の応援団を増やしてまいりたいと考えております。

行政改革の推進につきましては、「第6次三股町行政改革大綱」に基づき、一層の改革改善と職員の意識改革に引き続き取り組むこととし、新たな行政課題や総合戦略等の着実な推進を図るため、組織機構の見直しを行ってまいります。

また、社会保障・税番号制度（マイナンバー）につきましては、特定個人情報の運用管理に万全を期すとともに、引き続き制度の理解を得るため、町民への広報活動に取り組んでまいります。

健全な財政運営につきましては、引き続き行政改革による経費の削減に取り組むとともに、町の基幹収入である町税の適正かつ公平な課税に取り組んでまいります。情勢の変化や少子高齢化を考慮し、三股町総合計画後期基本計画、3ヵ年実施計画、公共施設等総合管理計画などに基づいた持続可能な中長期的視点に立った財政計画を策定し、財源の計画的・重点的な配分を行い、世代間の公平性を確保してまいります。

広域行政につきましては、都城市、曾於市、志布志市と都城広域定住自立圏を形成し、救急医療の充実や産業の振興、観光振興、人材育成、教育・文化、防災・消防、地域公共交通等についてお互いに連携協力して圏域の活性化を図ります。

特に、若者の圏域外への流出に対処するため、3市と共同で移住・定住パートナーシップ事業に取り組み、地元の高校生やU I J ターン者などを積極的に採用する企業と連携しながら、地元企業への就職、定住へとつなげてまいりたいと考えております。

また、圏域を縦断する大動脈となる「都城志布志高規格道路」は今年2月に梅北・金御岳間、3月に有明北・有明東間が供用開始となり、30年度に供用開始予定の南横市・平塚間を含めると総延長約44kmの約5割が開通することになります。定住自立圏では早期全線開通を目指すとともに、結節地域である都城インターチェンジ近郊への企業立地の促進や、志布志港の活用による海外を視野に入れたグローバルな取り組みなど、圏域の産業や観光の振興を図るため、今後も地場企業の育成や圏域外からの交流促進等の取り組みを推進してまいります。

以上、私の所信の一端を申し述べましたが、身の丈にあった行財政運営を心がけるとともに、町民の目線、感覚で町民参加のもと、町民の皆様との交流、対話を重ねながら、積極的（アグレッシブ）に活力と魅力あるまちづくりに誠心誠意努力してまいります所存であります。

議員の皆様をはじめ、町民各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針といたします。

○議長（池邊 美紀君） これより、11時15分まで本会議を休憩します。

午前11時09分休憩

午前11時16分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第4．議案第3号から議案第29号までの27議案及び諮問1件一括上程

○議長（池邊 美紀君） 日程第4、議案第3号から議案第29号までの27議案及び諮問1件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 平成30年第2回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第3号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、長年取り組んできました地籍調査業務につきまして、平成29年中に法務局への送付が完了し、全ての調査業務が終了したことから、課の事務分掌より地籍調査業務を削除するために課設置条例の一部を改正するものです。

次に、議案第4号「三股町立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、三股勤労者体育センターの改修工事をしたのを機会に、名称を三股町多目的スポーツセンターに一新しようとするものであります。

次に、議案第5号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、手数料については、固定資産税にかかわる証明手数料及び閲覧手数料を一部改正し、交付手数料に航空写真・地籍調査成果物の交付手数料を追加するものです。

また、使用料については、議案第4号での施設の名称変更に伴い使用料の種類を一部改正するものです。

次に、議案第6号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、長田児童館の用途廃止に伴い、所要の条例改正を行うものであります。

次に、議案第7号「三股町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、子ども医療費助成の拡充を行うに当たり、小学生の入院医療費の無料化を中学生までに拡大し、また、小学生の通院医療費の助成制度を新たに創設するため、所要の条例改正を行うものであります。

次に、議案第8号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、第7期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の改定を行うため所要の条例改正を行うものであります。

次に、議案第9号「三股町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年4月1日より、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2が新設され

たことにより、住所地特例の規定について、国民健康保険の被保険者であって住所地特例の規定を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされているものが後期高齢者医療制度に加入した場合には当該住所地特例の適用を引き継ぐことになったため、所要の条例改正を行うものであります。

次に、議案第10号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、射場前・射場前第2団地・五本松団地の集約建てかえに伴い、取り壊しを行った射場前・射場前第2団地及び餅原・勝岡団地の一部を用途廃止し条例から削除し、新たに東原団地を追加し条例の一部を改正するものです。

次に、議案第11号「三股町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、都市公園法施行令第8条第1項の改定により、「都市公園全体の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合の上限」について、地方自治体が定める条例に委任されたことにより、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第12号「三股町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、受益者となり得る者については、受益者の定義を、排水区域の公告については、公告事項を改めるとともに、負担金の額については決定時期を、負担金の賦課については、賦課の対象となる受益者を改めるものです。

次に、議案第13号「平成29年度三股町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、会計年度末を控えて、その決算に備え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるいは内示等により増減補正するものであります。

歳入歳出予算の総額105億8,768万9,000円から、歳入歳出それぞれ1億2,735万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億6,033万6,000円とするものであります。

まず、歳入について、主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金は、障がい者福祉費負担金、住宅費補助金などを増額補正し、被用者児童手当負担金、道路橋梁費補助金などを減額補正するものです。

県支出金は、障がい者福祉費負担金、農業振興費補助金などを増額補正し、被用者児童手当負担金、環境整備費補助金などを減額補正するものです。

繰入金は、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の余剰分について財政調整基金取り崩し額

を減額し、基金の確保を図るものです。

町債は、実績見込みにより農林水産業債、土木債などを減額補正するものです。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、事務事業の実績見込みにより不要額を減額補正するものです。

民生費は、障がい児施設給付費などを増額補正し、児童手当費などを減額補正するものです。

衛生費は、実績見込みにより浄化槽設置整備事業補助金、燃料費などを減額補正するものです。

農林水産業費は、産地パワーアップ事業費補助金などを増額補正し、実績見込みにより畑地帯総合整備事業負担金などを減額補正するものです。

商工費は、実績見込みにより利子補給補助金を減額補正するものです。

土木費は、実績見込みにより工事請負費などの不要額を減額補正し、住宅費において、補助事業の決定により工事請負費を増額補正するものです。

教育費は、実績見込みにより幼稚園就園奨励費補助金の減額補正などをするものです。

災害復旧費は、実績見込みにより現年度災害復旧費を減額補正するものです。

諸支出金は、地方交付税の実績見込みにより、減債基金積立金を増額補正するものです。

次に、第2表繰越明許費は、優良家畜導入事業、産地パワーアップ事業など3事業、あわせて4,037万8,000円を繰り越すものであります。

第3表地方債補正については、町営住宅東原団地整備事業の利率方式を変更し、その他の事業は、実績見込みにより限度額を変更するものです。

次に、議案第14号「平成29年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額36億5,035万7,000円から歳入歳出それぞれ9,682万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,353万6,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、国庫支出金、県支出金及び共同事業交付金を減額補正するものです。

次に、議案第15号「平成29年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億6,713万7,000円から歳入歳出それぞれ775万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,938万2,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、保険料を減額補正するもので、また、歳出の主なものとしましては、広域連合納付金を減額補正するものです。

次に、議案第16号「平成29年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額22億8,531万7,000円に歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,431万7,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、国庫支出金、県支出金の地域支援事業交付金を増額補正するもので、また、歳出の主なものとしましては、地域支援事業費の介護予防事業費を増額補正するものです。

次に、議案第17号「平成29年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額5億5,321万8,000円から歳入歳出それぞれ1,415万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,906万6,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、負担金、使用料及び消費税還付金を増額補正し、国庫補助金及び基金繰入金を減額補正するものです。また、町債は、公共下水道事業債を減額補正するものです。

歳出の主なものとしましては、事業費の委託料を減額補正するものです。

次に、議案第18号「平成30年度三股町一般会計予算」についてご説明申し上げます。

平成30年度の予算編成に当たっては、予算編成方針にのっとり、国・県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向をみて、予算編成を行ったものであります。

我が国の経済財政状況は、景気の緩やかな回復基調が続いており、雇用・所得環境の改善が続いていますが、今後、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響が懸念されています。

こうした状況に対し政府は、経済財政運営と改革の基本方針2017において、引き続き経済再生なくして財政健全化なしを着実に実行するため、経済財政再生計画及び経済財政再生アクションプログラム等における改革工程表に基づいた経済財政一体改革を加速化させるとしています。

また、平成32年度に基礎的財政収支の黒字化という財政健全化目標を堅持していることから、各分野において、地方における各種施策等の分析評価等によって、これまで以上に優先順位づけされた厳格な予算配分がなされます。

地方財政の一般財源総額については、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を維持するとしていますが、地方税等の税収増が見込まれ、地方交付税については、前年度比2.0%、3,213億円の減少となっています。

さらに、歳出改革に当たって、歳出の効率化を推進する観点からK P I 指標等に基づく政策効果を重要視する見える化の徹底と拡大を図り、業務改革における先進的な取り組み等の定量的把握に基づくトップランナー方式の導入による所要の財政措置を施すとされていることから、各分野での制度改正等の動きに十分留意する必要があります。

本県の財政事情については、平成30年度当初予算編成方針の中で、これまでの財政改革の取り組みにより、県債残高の減少など改善が図られてきましたが、今後、年々増加する社会保障関連費に加え、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、さらには国体開催に伴う施設整備等に多額の財政負担が見込まれており、引き続き厳しい財政状況が続くとされています。その上で、限りある財源を効果的に活用するため、各種事業の整理統合による効率化と重点化を進め、市町村の役割分担や財政力を考慮した制度見直しを行うとされています。

このような国の動向や県の情勢を踏まえた平成30年度の本町財政の見通しについては、歳入面においては、景気の回復傾向から町県民税等の若干の増が見込めるものの、固定資産税において評価替え等による税收減により、国が試算するほどの税收の伸びは見込めません。また、地方消費税交付金については、4億1,600万円余りを見込んでいますが、平成26年4月の消費税法の改正に伴う引き上げ分については、医療、介護及び少子化対策など社会保障政策に要する経費に充てることとされているため、実質的に一般財源の増には結びつきません。

また、地方交付税については、国で地方交付税の原資となる税收の増が見込まれるものの、地方財政制度の改革推進により、基準財政需要額及び収入額双方の算定方法が見直され、平成29年度に対し0.3%減額される見込みです。

歳出面では、過去の投資的事業における公債費の償還や、年々増加する扶助費などの義務的経費に加え、公共施設等にかかわる維持補修経費や、各種制度導入及び改変等に伴う電算システムの導入及びシステムの維持経費を含め物件費等の経常経費の増加が見込まれます。

また、少子高齢化社会への対応、循環型社会の構築など、地域におけるさまざまな重要課題の顕在化によって行財政需要が一層増加し、さらには、局地的豪雨の多発化や台風の大型化、南海トラフ地震といった大規模自然災害に対する備えとして、耐用年数を超えたものも含め老朽化した各種公共施設等において、大規模修繕や耐震化改修事業等の実施が喫緊の課題となっていることから、財政事情はさらに厳しい状況になるものと思われます。

平成30年度においては、第5次三股町総合計画後期計画に基づき、まちの将来像、自立と協働で創る元気なまち三股、地域主権の到来を見据えた、町民総参加のまちづくりの実現に向け、町民生活の向上と町土の均衡ある発展を図るため、引き続き諸施策の着実な推進が求められます。また、特色ある・個性あるまちづくりに努め、時代の変化に柔軟かつ迅速に対応し、常に町民との協働の視点を意識し、創意工夫を凝らした施策の展開が必要となります。

これらを踏まえ、平成30年度当初予算の編成におきましては、行財政改革の継続、さらなる財政の健全化、持続可能な町財政構造への転換に努めるとともに、多様な行政需要への対応を図るため、町民の理解と協力を得ながら中長期的視点に立ち、限られた財源をより効果的に生かせるよう真に必要な事業のこれまで以上の精選を行い、また、基金については平成30年度末残高を見据えた取崩しを行い、本町歳入に見合う予算規模の範囲において、各種事務事業の統合力をもって、本町の魅力を最大限発揮できるよう予算編成を行いました。

まず、第1条において歳入歳出予算額の総額は、歳入歳出103億円と定めるものであります。

「第1表歳入歳出予算」の概要についてご説明申し上げます。

平成30年度は、対前年度比4.6%、4億5,000万円の増となっています。

歳入のうち自主財源は、34億1,598万7,000円で構成比33.2%、依存財源は、68億8,401万3,000円で構成比66.8%となっており、前年度より依存財源の割合が0.5ポイント減となっているものの、額は25億84万2,000円増加しております。

次に、歳出予算における性質別状況においては、歳出予算における性質別状況においては、義務的経費が52億9,831万3,000円で構成比51.4%、経常的経費が38億7,010万6,000円で構成比37.6%、投資的経費が11億3,158万1,000円で構成比11.0%となっており、前年度より、経常的経費、投資的経費の割合は減少しているものの、額は義務的経費を含め全てにおいて増加しております。

次に、「第2表債務負担行為」については、新たに学校ICT教育環境整備事業を設定するものです。

次に、「第3表地方債」については、町営住宅東原団地整備事業、臨時財政対策債ほか、総額で7億6,166万9,000円の借入れを予定しているものであります。

次に、歳出予算の投資的事業の主なものについてご説明申し上げます。

島津紅茶園切寄線改良事業ほか道路整備事業1億4,357万6,000円、町営住宅等整備事業6億61万2,000円、浄化槽設置整備事業1,903万8,000円、新規事業としてJアラート新型受信機購入事業259万2,000円、今市児童館外壁等改修事業594万円、消防団の小型ポンプの更新事業432万円など、総額で11億3,158万1,000円の投資的事業の予算となっております。

次に、投資的事業以外の新規事業及び重点取り組み実施事業について説明いたします。

総体的には、三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な取り組みを各部署に予算化しております。

主な新規事業としましては、五本松住宅跡地の利活用を検討する五本松住宅跡地活用基本構想策定事業509万2,000円、災害発生時の住民の避難や二次災害防止としてハザードマップ

作成事業４００万円、町制７０周年を迎えるに当たり式典及び町民参加型記念イベントを開催し、町民の一体感の醸成を図る町制７０周年記念事業４４９万３,０００円、児童の健全な発育の促進を図ることも医療費助成事業の拡充１,０３２万２,０００円などに取り組みます。

また、重点取り組み事業として、引き続き地域おこし協力隊活動事業、ふるさと三股ＰＲ推進事業、施設型給付費事業、ロタワクチン・おたふくかぜワクチン接種事業、農地中間管理事業、みまた地域ブランド発信事業、子どもの明るい未来創造事業などに取り組んでいきます。

最後に、町が進める各種まちづくり施策にふるさと未来寄附金を有効活用することによって、三股町を応援してくださる町外の方々のご厚意に応えさせていただきます。

次に、議案第１９号「平成３０年度三股町国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２８億６,８６５万７,０００円とするもので、対前年度比１９.０％、６億７,１４５万４,０００円の減となっております。

歳入の主なものとしましては、対前年度比で、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金の廃款により皆減、県支出金が１,３２４.５％の増、保険税が２.２％、繰越金が２５.６％、諸収入が９８.２％の減となっております。

歳出の主なものとしましては、対前年度比で、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金が款の廃止により皆減、保険給付費が２.９％、共同事業拠出金が９９.９％の減、国民健康保険事業納付金が款の新設により皆増、諸支出費が２８.０％の減となっております。

次に、議案第２０号「平成３０年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億６,７２８万６,０００円とするもので、対前年度比０.６％、１５０万３,０００円の減となっております。

歳入につきましては、保険料、一般会計繰入金を、歳出につきましては、広域連合納付金等を広域連合の見込みにより計上したものであります。

次に、議案第２１号「平成３０年度三股町介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２２億５,８４１万２,０００円とするもので、対前年度比２.１％、４,６３１万円の増となっております。

歳入の主なものとしましては、対前年度比で、保険料が１１.３％、国庫支出金が１.６％、県支出金が２.８％の増、支払基金交付金が２.７％、繰入金が０.２％の減となっております。

歳出の主なものとしましては、対前年度比で、地域支援事業費が５４.０％の増、総務費が

0.8%の減となっております。

次に、議案第22号「平成30年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,727万9,000円とするもので、対前年度比37.1%、1,021万2,000円の減となっております。

歳入の主なものとしましては、一般会計繰入金の減で、歳出の主なものとしましては、総務費の施設管理費の減となっております。

次に、議案第23号「平成30年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,967万9,000円とするもので、対前年度比6.8%、315万円の増となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものとしましては、職員給与費、施設管理委託料及び公債費であります。

次に、議案第24号「平成30年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,740万円とするもので、対前年度比0.5%、18万4,000円の増となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものとしましては、施設管理委託料及び公債費であります。

次に、議案第25号「平成30年度三股町公共下水道事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本町は、公共下水道を整備し生活環境の改善を図ると共に、公共用水域の水質改善を図るため本事業を推進しているところであります。

平成30年度も、引き続き事業計画区域内の未整備地域の管渠工事や供用開始区域での接続率向上に努めるほか、本年度より3カ年の継続費において、中央浄化センター増築事業として水処理施設工事に着手してまいります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,640万2,000円とするもので、対前年度比46.4%、2億5,233万円の増となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料が8,497万4,000円、国庫補助金が2億8,025万円、一般会計繰入金が1億4,977万7,000円、事業債が2億7,220万円を予定しております。

歳出の主なものにつきましては、事業費の委託料が4,660万4,000円、工事請負費が

5億4,200万円、公債費が1億3,540万1,000円を予定しております。

議案第26号「平成30年度三股町水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

水道事業は、安全で良質な水を安定的に供給することに努めているところであり、地方公営企業の予算においては、企業の効率的運営に主眼を置き予算編成をしております。

まず、第2条に、業務の予定量として給水戸数を1万1,290戸、年間総給水量を252万9,684立方メートル、一日平均給水量を6,931立方メートル予定しています。

次に、第3条において、収益的収入及び支出として、収益は4億2,551万5,000円を予定し、このうち主なものは、給水収益の3億7,394万5,000円であり、収入全体に占める割合は87.9%となります。また、費用は3億8,428万5,000円を予定し、このうち主なものは、職員給与費5,811万1,000円、委託料3,323万6,000円、動力費3,053万4,000円、減価償却費1億5,577万円、企業債利息3,082万6,000円を予定しております。

次に、第4条において、資本的収入及び支出として、収入は、1,293万6,000円を予定し、このうち主なものは、一般会計負担金1,293万4,000円を予定しております。

一方、支出の総額は2億3,003万1,000円を予定し、このうち主なものは、施設費7,612万円、固定資産購入費5,339万3,000円、企業債償還金9,709万円を予定しております。

施設費においては、老朽管布設がえに伴う耐震化工事及び未配管路線の配水管布設工事を予定し、固定資産購入費においては、水源計装設備工事を予定しております。

なお、第4条の予算の収支不足額2億1,709万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

次に、議案第27号「副町長の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、現在の副町長である西村尚彦氏の任期が平成30年3月31日までとなっているところであります。

地方行政は、権限委譲や町民ニーズの多種多様化、社会保障関係費の増大など所管する行政分野や事務事業はますます拡大しており、厳しい行財政運営を強いられているところであります。慎重な検討を加えた結果、再度、西村尚彦氏が、人格、識見、力量等から、最適任者であると判断しましたので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第28号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、宅地分譲の開発行為に伴う4路線について、新規路線認定を行うものであります。

次に、議案第29号「三股町都市計画マスタープランの策定について」ご説明申し上げます。

本案は、都市計画法第18条の2（市町村は「当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を

定めるものとする」)に基づき、平成30年からおおむね20年後を計画期間として策定しましたので、三股町議会基本条例第9条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

ご承知のように、人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続きは町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し同大臣が委嘱することになっております。

現在の、本町の人権擁護委員として要職にある黒木兼一郎氏の任期が平成30年6月30日付で満了となっております。氏につきましては、今期満了をもって退任されることとなりますが、3期9年3カ月月にわたり、常に自由人権思想の普及に努力され、これまでの崇高なるご尽力に対し、敬意を表する次第であります。

そこで、後任につきまして種々人選の結果、黒木正弘氏を最適任者として推薦いたしたく、ここに人権擁護委員法第6条3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、27議案と諮問1件について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） ここで補足説明があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ないようですので、ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前11時56分休憩

〔全員協議会〕

午前11時59分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（池邊 美紀君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時59分散会

平成30年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成30年3月7日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成30年3月7日 午前9時58分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1 番 森 正太郎君	2 番 楠原 更三君
3 番 福田 新一君	4 番 池邊 美紀君
5 番 堀内 義郎君	6 番 内村 立吉君
7 番 福永 廣文君	8 番 指宿 秋廣君
9 番 重久 邦仁君	10 番 池田 克子君
11 番 山中 則夫君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画商工課長	鍋倉 祐三君	税務財政課長	綿屋 良明君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君

農業振興課長 白尾 知之君 都市整備課長 上原 雅彦君
環境水道課長 西畑 博文君 教育課長 渡具知 実君
会計課長 内村 陽一郎君

午前9時58分開議

○議長（池邊 美紀君） おはようございます。開会前ではありますが、税務財政課長より提案理由の訂正があるそうですので、発言を許します。税務財政課長。

○税務財政課長（綿屋 良明君） おはようございます。開会日の提案理由の一部に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。

議案第18号「平成30年度三股町一般会計予算」説明の7ページ、下から7行目の「25億84万2,000円」は「2億5,084万2,000円」の誤りでした。訂正しておわびいたします。申しわけありませんでした。

○議長（池邊 美紀君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、堀内君。

〔5番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（5番 堀内 義郎君） では、皆さん、おはようございます。発言順位1番、堀内です。

それでは、早速通告していた質問に入りたいと思います。

3月1日の本会議において施政方針の表明がありました。平成30年度の町政運営の柱となる主な施策について、第5次三股町総合計画の5つのまちづくりの基本方針に沿って進めていくところですので、その中から質問していきたいと思います。よろしくお願いします。

初めとして、活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくりの中の農業施策、農産物の生産振興の水田農業についてであります。水田農業については、米の生産調整廃止に伴い、予測される米の需給動向と価格変動を注視しつつ、本町の作付生産動向の変化に対応するため、引き続きブロックローテーションを根幹とした水利調整と転作田のさらなる有効活用を推進することを目的とした産地づくり支援事業の内容を拡充し、地域営農集団が積極的に水田調整活動に取り組めるよう支援策に取り組んでいくということでもあります。本町の水田農業については、米

の生産調整廃止に伴う影響と今後の取り組みについてお尋ねしていきたいと思います。

このことについては、昨年の6月議会でも質問させて頂いたんですけども、そのときの回答として、廃止に伴ういろんな諸問題が出てくるということでございます。例えば、組織運用の課題や土地の対策、貸し借り、集積、崩壊などが考えられることでありました。これらの影響について精査して、三股町農業振興対策協議会の専門部会や生産者団体と話しながら、平成30年度米作付面積、その他作物の有効な水田利用と地域性に応じた施策をスケジュール的に構築し、最終的には10月までには方向性を出していきたいということでございましたので、改めて生産調整廃止となる影響と今後の取り組みについてお伺いいたします。

あとの質問については、質問席からお伺いしますので、よろしくお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。米の生産調整に伴う影響と今後の取り組みについてというご質問でございますが、次のように回答させていただきます。

米政策につきまして、平成30年産から国からの米の生産数量目標の配分が廃止され、需要に応じた米生産を推進することとなっておりますが、主食用米の需要が今後も減少する見込みの中、農家所得を確保していくためには、米の過剰作付を抑制し、米価を安定させる必要があります。

本町では、国から示される米の需給見通しに基づき、米の生産数量の目安を提示し、農家の所得確保に努めてまいりたいと考えています。

具体的には、農業振興課長から回答させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、具体的な回答を申し上げたいと思います。

米の生産調整廃止に伴い、水利用問題、無作為な作付による諸問題、土地の貸借、集積、崩壊や米の直接支払交付金廃止に伴う集落営農組合、農事組合法人等に対し、運用上、課題が発生することが懸念されていることから、今後の取り組みとしましては、ブロックローテーションを根幹とした上で、従来の産地づくり支援事業の内容を見直しし、また拡充したところでございます。

その内容につきましては、休耕田において水を必要とするWCS加工用米、飼料用米等と甘藷・里芋の団地化事業、また食用米作付要望者に対する交換事業を盛り込み、事業を推進する地域営農集団に対しまして推進費を支払い、支援するものでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 米の生産廃止に伴い、それと生産数量の目標の配分ということも廃止ということで、先ほどおっしゃられましたとおり、作付の目安あるいは生産量の目安という

のが示されたかと思います。昨年の１２月に県の農業再生協議会が提示したということであり
ます。国の、先ほどありました需給見通し等をもとに、県の農業再生協議会から地域の農業生産協
議会へ作付の目安ということで、こういった資料があるんですけど、これによると、本県におけ
る平成３０年度産の生産の目安を９万１，６０５トン、作付の目安を１万８，４６０ヘクタールと
するというので、県のほうはですね。それで町内においては、三股町が３９４ヘクタールとい
うことで、できるだけ作り過ぎないように、作り過ぎて価格が低下しないようにちゅう配慮
でございますけども、町内においては、米一本で生活している農家というのはほとんどないと思
うんですけども、先ほど言いましたように、ブロックローテーションというか、それを根幹とし
た転作というか、そういったことで水田のフル活用というか、ＷＣＳとか、里芋の推進化とい
うことがありますけども。

そういったことで、影響についてはそんなにないということで考えてよろしいんでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 休耕田の利用ということでよろしいでしょうか。（「はい」と
呼ぶ者あり）

まず、休耕田の利用としましては、１つ目は、水を利用とする休耕作物があるかだと思います。
先ほど述べましたとおり、ＷＣＳとか飼料用米等、同じ水稻と同じ栽培方法で栽培する作物がご
ざいますけども、これに関しましては、１番は、やはり水の利用、こちらのほうは問題はあるか
と思いますけども、３０年度に向けましては、先ほど申したように、休耕田に対する水利用作物
につきましては、一つの団地化をまとめてもらおうと。その休耕田の団地化した部分については、
水利用をしていただくというようなところを地域におろして行って、そういった推進を行ってい
ただきたいというふうに考えております。

また、水を必要としない作物等につきましても、同じように水利用をする団地の部分と、また
区分したところで水を使用しない作物をまた団地化させていくということで、水利用作物と水利
用しない作物の混在がないような形で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（５番 堀内 義郎君） 水利用については、いろいろと課題が出てくるかと思いますが
も、ブロックローテーションを根幹とするということで、水を使うことによっていろんな課題と
いうことで、そういう中において、ブロックローテーションが根幹というんですけども、それを
絶対守らなきゃいけないということが言われるんですけど、中には守ってもらえないという農家
も出てくるとは思いますけども、私もいろいろ多面的な支払いの役員をして、いろいろと見てきて
いるんですけども、そういったブロックローテーションを違反した場合の、これについて何かペ

ナルティーというか、そういった指導というか、そういうことは考えられるのか、もしよかったらお願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） あくまで米の生産調整というのは、国の施策の中でありまして、今回、平成30年産の米の生産調整が廃止になるわけなんです、それに対しまして、例えば、生産数量の今、目安という言い方でしていますけども、三股町におきまして、その目安の中でブロックローテーションを根幹として、水稻区域と、それ以外の区域というふうに分けているわけなんです、水稻区域外に米を植えるということに対しまして、法的な根拠の中でそれを罰するということはありません。あくまで、これは、特に三股町の場合は、水の調整というのが非常に難しい地域でございますので、その中で地域の皆さん方に協力を願うと。そこは町全体に理解をしていただくというところのお願いしかできません。

そういったところの推進、取りまとめというところを地域営農集団、集落営農集団、こういった組織の方々が地域をまとめていただくということが一番大事なのかなというふうに理解をしていただくというところが大事なのかなというふうに思っています。

そういったところで、今回、平成30年度予算の中にそういった推進をしていただく集団等に対しまして、推進費を払っていく、まとめていただくというような事業を盛り込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） やはり守ることは守って、今後トラブルがないように、そうしていけばいいかなと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問になりますけども、本町の農林業において、EPAとかTPPの発効による影響、対策がとられるのか、お尋ねいたしますけども、今回の交渉において、新たにEPAという日本と欧州連合との経済連携協定の発効に向けた協定の締結やTPP、TPPについては、国政のほうから話とかを聞いてみますと、アメリカの参加はちょっと難しいんじゃないか。他国の了解が得られないから、ちょっとアメリカ抜きでの交渉ということになるろうかと思えますけども。

昨年12月末にも、農林水産物の生産額の影響を政府が試算しましたがけども、この場合、TPPは最大で1,500億円の減、EPAについては最大で1,100億円の減の試算結果を公表しました。

また、県においても、影響を試算したんですけども、TPPとEPAそれぞれ、TPPは最大で52億4,000万、EPAが48億9,000万、特に牛、豚や林産物の影響が見込まれるとありますけども、まず、それ、こういったことが発効した場合の本町の農林業において、EPA、

ＴＰＰ発効による影響の試算と対策はとられるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） ＥＰＡとＴＰＰに関しまして、町独自の試算というのはございませんので、県の試算がございますので、その資料を参考に回答させていただきたいと思います。

ＥＰＡ、ＴＰＰ、今、１１発効による本町の農林業への影響と対策についてお答えいたします。

県の試算によりますと、ＥＰＡとＴＰＰ１１の発効による生産減少額は、ＥＰＡで最大４８億９，０００万円、ＴＰＰ１１では５２億４，０００万円の合計１０１億３，０００万円としております。

県の農業構成から見て、影響の大きい品目としましては、ＥＰＡでは豚肉、林産物、ＴＰＰ１１では、牛肉、豚肉等を試算しております。本町の農業構造から県の試算を照合すると、肉用牛、養豚、林産業に何らかの影響が危惧されるところでございます。

本町としましては、国・県の施策を注視しつつ、生産コストの低減、品質向上、経営基盤強化等の対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（５番 堀内 義郎君） 県のほうの試算を参考ということでございますけども、本町においては肉用牛、豚、林産物の影響が考えられると思います。

特に肉用牛、豚についての金額は、先ほど示したとおりだと思いますけども、林産物については、フィンランド産の木材や製材さんの集成材の影響が出てくるということで影響を考えていますけど、特に肉用牛、豚が影響が大きいということで、本町はいろんな畜産業が盛んでございますが、今おっしゃるとおり、影響が出て、それに増して高齢化や後継者不足の問題等があります。

また、和牛品評会、その品評会でも一応出席させていただいているんですけども、農家の皆さんの不安もあるということをお聞きしますが、県のほうが昨年の２８年度時の対策というか、基本方針を立ち上げました。セーフティネットとして農業の価格安定対策の強化ということで、融資制度とか、そういったことをつくっていくとありますので、そういったことを参考にして、また町のほうもぜひ支援していただいて、力強い農業というか、そういったことを進めていただければいいかと思いますね。よろしくお願いいたします。

次の質問になりますが、まち・ひと・しごと総合戦略についてですけども、放課後健全育成事業の児童クラブについてお伺いいたします。

利用者数の現状と今後の推移はどうか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 放課後児童クラブ事業の現状と今後の推移についてお答えいたしま

す。

放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブ事業は、保護者が労働などによって昼間、家庭にいない児童に対して、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、家庭と地域の連携のもと、その健全な育成を図ることを目的として行っております。

本町には13の放課後児童クラブがあり、平成29年3月1日現在の利用児童数は489名となっております。今年度、三股西小第一児童クラブを新設し、2支援室を設け、定員を80名ふやしたところでございます。

平成30年度は各放課後児童クラブの定員をおおむね40名としておりますので、合計520名の児童を受け入れる予定としております。平成31年度以降につきましては、児童数の推移より利用希望者が増えるのではないかと考えられます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 今現在13の児童クラブがあるということで、本年度が489名、520名になるということで、増加するということがありますけど、共働き家庭が増えているということで、このまま増えていくことでいろんな充実が必要かと思えますけど。

次の質問になりますけども、こういった増えるという状況の中、今後の計画と行政サービスのあり方はどうなのか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 今後の計画と利用サービスのあり方についてのご質問ですが、国の設備及び運営基準に基づき、子供の健全な育成に資するサービスを提供していきたいと考えております。

具体的にはまだ決まっておりますが、事業のサービス向上、安心・安全を確保していくための専門知識を持った社会福祉法人等への委託も検討し、体制を整備していく予定にしております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 今おっしゃられたとおり、去年、まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業効果検証結果があつたんですけど、その中においても、今後拡充し、発展したいということでもあります。

また、三股町子ども・子育て支援事業計画においても、事業のサービスの向上、安全・安全の確保、専門知識を持った社会福祉法人等、社協との協議し、業務委託を行っているということでございますけども、その中で今後進められていくと思うんですけども、今いらっしゃる厚生員と

か支援員、あるいは料金とか、そういったことについても、今後計画的に進めていくということ
でよろしいのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 放課後指導員の先生方につきましては、今、県の研修等を受けても
らっているところでございます。先生方の研修の機会も提供し、また既設の放課後児童クラブの
体制整備についても、具体的なことはまだ今からなんですけれども、一つ一つ検証していきたい
と思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（５番 堀内 義郎君） 業務委託に伴って、先ほど言いましたように、支援員とか厚生員、
あるいはサービスの低下にぜひならないように、しっかりした計画性をとりながら、業務委託す
るんだったら委託するようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問になりますけども、活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくりとして、六次産
業化の取り組みについてお尋ねいたします。

施政方針でもありましたが、ゴマ生産量の拡大への新たな支援策の実施ということがありまし
たが、具体的にどういうことなのか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） ゴマの生産量の拡大に向けた具体的な取り組みについてお答え
いたします。

六次化産業におきまして、１次産業の部分である農作物の質・量の安定供給が一番大事な部分
であります。

現在、課題であるゴマ生産の質・量の安定供給を促すため、既存の産地づくり支援事業に産地
形成支援事業の内容を盛り込み、新規参入者の促進、栽培面積の拡大、反収増、栽培意欲を促す
ことを狙いとした取り組みを実施いたします。

内容は、１０アール当たりの基準生産数量を設け、生産数量を栽培面積に換算し、増反ごとに
交付金を支払うものでございます。

以上でございます。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（５番 堀内 義郎君） ゴマについては、みまたんごまプロジェクトということで、今ま
でいろいろ取り組んできたということでございますけど、去年においては、新しい商品の開発と
かあったんですが、いろいろ町内の生産者の皆さんから聞くと、ゴマについてはいろいろ気象の
影響を受けやすい。あと、生産において全然足りないということで、お隣の宮崎市の田野町です

か、そういうのをつくっているということで、田野町でつくったのは町内産のゴマと言えるのかという、そういったことも聞きますので、先ほども課長からおっしゃられたとおり、質・量の安定確保あるいは新規者を促すということで取り組んできたということなので、よろしくお願いしますと思いますけども。

ゴマについてというか、六次産業については、いろいろ今まで隣とかよそのほうが催事で積極的にPRしているということではありますが、六次化産業というか、そういったゴマ、プチヴェールとか、いろいろあるんですけど、そういったことをPRするということは、三股の環境のPR、あるいは特産品ばかりじゃなくて、三股町をPRすることにつながると思いますので、ゴマについてはいろいろまた支援していただいて、つくりやすい、あるいは、まずは量の確保が一番だと思いますので、よろしくお願いしますね。

次の質問に入りたいと思います。最後の質問になりますけれども、庁舎内のトイレについての質問でございます。

トイレ整備と公用車の入れかえについてですけども、町内で高齢化が進んでいるということで、庁舎を訪れるお年寄りの皆さんから、トイレが使いづらい、要するに、かがむことができない、かがんでも立ち上がることができないということを聞きますが、そういった高齢者の皆さんに配慮するために、庁舎内トイレの便座のほうですけども、洋式化はできないのか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 庁舎内のトイレ整備についてでございますけれども、庁舎内の洋式トイレは、現在、身障者トイレを除くと、東館、つまり旧館のほうですね、こちらのほうの1階女子トイレに1カ所、そして西館、新館のほうですが、そちらの1階及び2階の女子トイレにそれぞれ1カ所ございまして、現在3カ所の設置というふうになっております。

今回、平成30年度の一般会計当初予算におきまして、東館、旧館のほうの男性トイレに2カ所、そして女性トイレに1カ所、そして西館、新館のほうですが、の男性トイレに2カ所の設置を計画しているところであります。

残りの箇所につきましては、平成31年度以降に計画していきたいというふうに考えています。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 予算化されているということですね、よろしくお願いしますと思います。できれば、ウオシュレットみたいなのをちょっと検討していただければいいかということがありますので、よろしくお願いします。

次の質問になりますが、公用車のワゴン、10人乗りの件ですけど、これの老朽化に伴い、長距離運転時には安全性に不安を抱くということを聞きますけども、入れかえができないのか、再

度お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 公用車の10人乗りのワゴンのことということでお答えいたします。

現在の10人乗りの公用車ワゴン車につきましては、平成12年の6月に登録した車両となっておりまして、既に購入から17年を経過しておりまして、内装等の老朽化及び安全な運行の観点からも、更新の必要性を認識しているところでございます。

平成30年度一般会計当初予算におきまして更新を今計画しているところでありまして、平成30年度の10月までには更新に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） このワゴン車については、いろいろ利活用があるかと思いますが、パノラマまらそんとか、駅伝大会とか、あるいは私たち議員についても長距離、長崎とか福岡まで使いますので、以前タイヤは交換したということでございますけど、安全性について不安がありますので更新したいということで、一般会計の総務管理費に上がっていたんですけども、その予算ということでよろしいのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 10人乗りのワゴン車につきましては、財産管理費ですね、一般会計の総務課による財産管理のリース形式でいきたいということで、リース料を上げております。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） わかりました。ぜひリースということでございますので、更新のほうをよろしくお願いいたします。

以上、まとまりがなかったんですけど、一般質問の意見としてかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

.....
○議長（池邊 美紀君） これより10時40分まで本会議を休憩します。

午前10時27分休憩

.....
午前10時40分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位2番、楠原君。

〔2番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（2番 楠原 更三君） 皆さん、こんにちは。質問順位2番、楠原です。

新燃岳の噴火が続いています。被害を受けられています地域の方々にお見舞い申し上げたいと思います。一刻も早い噴火活動の鎮静化を祈りたいと思っています。

それでは、通告に従って質問してまいります。

先日の施政方針の中で「今年、町長就任８年目に当たりますが、この間、多くの先人たちが築いてこられた伝統ある自然豊かなふるさと三股町の町政を担う責任の重大さを痛感し、常に身の引き締まる思いである」と言われ、また、「本町に伝わる歴史、伝統、文化を通して郷土に愛着と誇りを持つ心豊かな人を育む、文教の町みまたにふさわしいまちづくりを推進する」と言われました。

町民憲章にあります郷土愛を育むためにも、また、今後も単独町制であるためにも、多くの町民の皆さんが異口同音に「これが三股だ」と言えるような、具体的な三股の姿を構築していただきたい。

そのために、今まで以上にリーダーシップを発揮していただきたいということを初めにお願いたしまして、質問させていただきます。

それでは、町制施行７０周年事業について伺います。

昭和２３年、西暦で言えば１９４８年になりますが、５月３日に町制が施行されました。ことしが西暦２０１８年、昭和であれば昭和９３年ということになり、ことしの５月３日でちょうど７０年ということになります。

以前から７０周年事業の計画につきましては聞いてきていますが、あくまでも予定でした。施政方針の中で、ことしの１１月３日に式典を開催する計画であり、年間の各種行事を通して節目の年であることを伝えていきたいと言われましたが、確定した全体的な計画について、町民の皆さんにどのように、そしていつ発表されるのでしょうか、気になります。

そこで、７０周年事業の目的及びその具体的内容と、この事業がもたらす波及効果についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

あとは質問席から行います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 町制施行７０周年事業の目的についてのご質問でございますが、平成３０年、ことしは、三股村から三股町へ町制を施行してから７０年がたつという節目の年でございます。

このことから、これまでの町の歩み、歴史を振り返り、先人の偉業を学び、感謝し、そして次の１０年、あるいは未来に向かって町の繁栄を願うとともに、このことを町民の皆さんに周知することで郷土愛を育み、郷土に誇りを持つことも目的の一つというふうに考えております。

そして、その目的を達成するために、11月3日に開催する記念式典において、町の発展、躍進にご貢献いただいた功労者を広く表彰するとともに、新しく監修した三股町史を披露し、南九州の歴史に詳しい、鹿児島志學館大学の原口泉先生に、三股町の歴史に関する記念講演を予定しているところでございます。

具体的内容についてのご質問でございます。そしてまた、予定する波及効果については、企画商工課長が回答をいたします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） それでは、お答えいたします。

楠原議員がおっしゃいましたように、節目節目の年に振り返りまして、先人の偉業を通して町の生い立ちを知ることは、郷土愛を育むことにつながるというふうに考えております。その郷土愛が地域づくりにつながり、町の将来像であります「自立と協働で創る元気なまち三股町」の建設につながると思います。

具体的な内容としましては、まず町史編さん、これがあります。現在の町史改訂版は昭和60年11月1日に発行であることから、今日までの歴史を加筆することと、また、新たな発見や新事実に基づく改訂を予定しているところでございます。

また、町制施行70周年を広く周知することも非常に重要であるというふうに考えております。周知の方法としましては、29年度より取り組んでおります70周年記念カレンダーや広報みまのコーナーに加えまして、次年度はPR用の横断幕や懸垂幕を製作したいと考えております。そして、役場庁舎や道路に設置するほか、PR用のマグネットシート、こちらを作成しまして、公用車に装着して広報したいというふうに考えています。また広く周知を図りたいと考えております。

さらに、職員等が自からPRするグッズとしまして、名刺台紙、ネックストラップ、そして缶バッジ、記念バッジなどを製作する予定であります。そのほか、町の観光協会、こちらのほうで記念TシャツやPR用のマスキングテープの製作、販売を検討しているところでございます。

なお、30年度、五本松団地跡地の利活用について、健康とにぎわいと交流の拠点と位置づけ、中心市街地の活性化をテーマに基本構想を策定するとともに、小学生の通院医療費の一部助成や中学生の入院医療費の無料化を10月から開始する予定ですが、これも70周年事業の一つと考えているところでございます。

次に、予定する波及効果についてのご質問ですが、期待する効果ということでお答えします。

まず、町の生い立ち、歴史に関心を抱き、地域に対する愛着が生まれることで、それぞれの地域の歴史や史跡等にも目が向けられるとともに、眠っていた新たな資源の発見にもつながること

も期待されます。そして、地域が盛り上がることによりまして、町外からの観光客が増えることも期待されます。そして、それに伴いまして地場産業の活性化にもつながり、地場産業が発展することにより、若者などの雇用の場がふえることも期待されるところでございます。

また一方で、子供たちの郷土愛が生まれることによりまして、三股に残りたい、そして帰ってきたいという子供たちが増えることも期待されまして、町の将来像に向かって町の発展が期待されるところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。今1つなかったのが、記念行事のことを、全体像のことを、いつ、どのように町民の方々に発表されるのかということもお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 広報紙、こちらで今、既にずっと、5回目ですかね、毎号毎号で伝えているところですが、その広報紙の中で1番目には、できれば特集を組んでやっていきたいと。そしてあと、記念誌なんかも今から、記念誌をどういう内容にするかは今からなんですが、そちらのほうも今取りかかっているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 今、課長のほうから郷土愛が地域づくりにつながるとか、それから地域に眠っていた資源が新たに発見される、そして町外からの人の流入をと言われましたけど、まずはそういうのを通して、町内の人々が町内を動く流れというのをつくってほしいと思うんですよ。三股の町内の人々が三股を知らないって、たくさんあると思います。それを町内の人に周知させるような何かをお願いしたいと思います。町外は二の次三の次でもいいんじゃないかなと私は思っております。

実際、今いろいろ活動していますと、そんなのがあったのという声を頻繁に聞きますので、町内がまず相手として捉えて、いろいろ展開していただくことをお願いしたいと思っております。

記念行事の中の事業の一つに町史の編さんというのが、今お聞きしますと中心になるかと思いますが、資料の1をごらんください。ここに、1枚目ですけれども、今までの町史から、当時の方々の町史にかける思いというものを抜粋しております。

まず最初のほうが、大河内利雄町長のときの巻頭の辞にあったものです。ここにも、今木佐貫町長が言われたように、未来への繁栄を願ってという言葉がありましたけれども、ここにも、後世に伝え今後の指針にさせていただきたいということをつくっている。それから、上原議長の中におきましても、町民の生活指針として役立つであろうということを期待して発刊されている。

それから、改訂版につきましても、当時の桑畑三夫町長におきましても、未来に向かって限り

なく躍進し繁栄するための貴重な礎になると、そういうものだとか期待しているという言葉があります。山元議長におかれましても、今後のふるさとづくりの糧になるもの。岩崎宣雄教育長におかれましても、町民憲章の基本となっている開拓魂、以前にも聞いたことありましたが、それから文教の町とかいった伝統について、歴史的な掘り下げを行うために改訂版を出したというようなことが書かれております。

こういうような思いを今後も根づくように、この記念事業を通していろいろと町民の皆様にその思いというのを伝えていくことができればと思いますし、今先ほどの木佐貫町長の思いも改めて、これに加えて皆さんに伝えることができれば、もっと充実した記念事業になるのではないかな、ふるさと三股を考えるきっかけになるのではないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そこで、この町史編さん、中央公民館のところに行きますと膨大な資料があります。非常に大変な作業であろうかと思えます。11月3日に発行されるのでしょうか。そう考えると、あと半年ぐらいのもんなんですけれども、大変な作業だと思えますけれども、編集作業の進捗状況及び発行予定日、今言われましたけれども、もう言われましたので、進捗状況についてお伺いします。

(発言する者あり) 済みません、よろしくお願いいたします。改めて。

○議長(池邊 美紀君) 町史にかける思いということでよろしいですか。

○議員(2番 楠原 更三君) はい。

○議長(池邊 美紀君) 町長。

○町長(木佐貫 辰生君) 町史発行にかける思いということで、先輩たちがこの町史発行の辞という形で、また編さんに際して述べられておりますが、それについて私の思いも述べさせてもらいたいと思います。

現在の町史は、昭和60年に発行され、その後、三十数余年の歳月が流れました。その間、本町も昭和から平成へと新たな歩みを続け、大きな変貌、発展を遂げてまいりました。この間の歩みや新たな資料等による新事実の追加修正等により、歴史を正しく後世に伝えることは、今を生きる私たちの責任だと考えます。

この間の経緯を知る人の減少や資料の散逸等が危惧されていることから、町制施行70周年の節目を記念して町史の編さん事業に取り組んだところでございます。

今回の町史の発刊により、貴重な歴史資料を後世へと伝えていくことで、町民の皆さんに郷土に対する理解を深めて、愛着と誇りを持っていただくとともに、これからのまちづくりにも活用していきたいというふうに考えております。

このような観点から、町史は町の財産であり、未来への贈り物であるというふうに考えているところでございます。

そして、その町史編さんの進捗状況については、教育長のほうから回答させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） それでは、町史の進捗状況についてでございますが、現在、全ての分野におきまして原稿が提出されまして、初検討及び再検討を行っている段階でございます。

今後につきましては、3月から4月にかけて、入稿いただきました内容を正式にグラ刷りを行い、3、4回程度校正を重ねていきまして、11月3日の町制施行70周年記念式典で新しい町史が披露できますよう尽力をしているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 済みませんでした。今、未来への贈り物というすばらしい言葉がありましたけれども、今言われたことが新しい町史の巻頭を飾る言葉の幾らかとなるんじゃないかなと思います。

進捗状況につきましても、今月、来月、グラ刷りということ、そこまでいっているということで非常に安心しましたけれども、続いて、先ほど言われましたような効果を上げるためには、1人でも多くの方々の目に町史が触れるということが重要ではないかと思います。そのために、今発行部数をどの程度と考えられているのか、まずは発行部数だけお聞きします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 今回発行いたします三股町史は、昭和60年に発行された改訂版とは異なりまして、上下2巻組の構成となっております。その発行部数につきましては、現段階では1,000部ずつということを予定しておるところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 町史の活用を考えた上での1,000部ということであると思いますが、それはどのような活用を考えた上で1,000部とされたのかということと、主な配付先、どのようなところをお考えなのか、含めてお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 発行方法につきましては、町内の小中学校や近隣図書館へ寄贈いたします。また、郷土学習の教材としての提供を考えております。さらに、ご協力いただきました関係機関へ寄贈することで、学術的な交流も図られるものと考えておるところでございます。

なお、町史完成後は、町史をもとにした簡易版の作成を計画しております。簡易版の作成は、町史の活用方法の一環と考えられ、町民の皆様が郷土の歴史をより身近なものと感じられる一助となるのではないのでしょうか。

また、簡易版を小中学校にも提供しまして、将来的には副読本として活用していただけたらと

いうふうに考えておるところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） 寄贈という言葉が今ありましたけれども、この販売される予定というのはあるのでしょうか。もしあるとしましたら、価格はどの程度を予定されているのかお伺いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 販売等については、まだ今から検討させていただきたいと思います。また、金額についても、この発行する金額等の確定を待ってから販売価格を決定したいと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） もう予算に組んであるのかなと思ひまして質問とさせてもらったわけですが、前回の改訂版のときには販売もされています。そのときに、領収書は三股町中央公民館で切っております。今回、販売を予定されとした場合に、どこが担当されるのか、そこはもうわかりますよね。お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 教育課のほうで担当することになると思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） 上下巻ということですので、その分、分量がありますから、金額も結構張るかと思ひます。しかし、余りにも高かったら、皆さんの目に、手元に残りづらいというところもあります。もうけを度外視した事業でしょうから、そのところで値段のほうもですね。それから、１，０００部と言われましたけれども、反響がよかったらもっと増刷をするとか、そこまで考えた上でお願いしたいと思ひますけれども、それでも現実問題として、手にとられない方はたくさんいらっしゃるということになると思ひます。

先ほど施政方針の中で「本町に伝わる歴史、伝統、文化を通して郷土に愛着と誇りを持つ心豊かな人を育む、文教の町みまたにふさわしいまちづくりを推進する」と言われたと言ひましたけれども、本町に伝わる歴史、伝統、文化をよく知らない方で、町史にも触れられない方には、広報みまたにあります町の生い立ちからの情報というものは、手軽に三股を知ることのできる情報ではないかと思ひております。

今回の町史発行を記念して簡易版を出すと言われましたけれども、それと並んで、並行して、この町の生い立ちの欄につきましても内容を見直してはいかがでしょうか。

まず、資料の2枚目、資料の2をごらんください。

ここに、現在の広報みまたの中の町の生い立ちを上げております。これ読んでも、ちょっと時間かかりますので、米印で幾つか上げています。そこを見ていただきたいと思います。私がふだんから疑問に思っていることですが、

まず、米印の1番、うかがわれますとあります。新石器時代より三股町各所に人が住んでいたことがうかがわれます。どこでうかがわれるのでしょうか。どこにもありません。長原の丘というのがありましたけれども、あそこにも、前も言いましたけども、支柱もなくなっておりますし、その跡もうかがい知ることができません。それから、梶山の坂の下遺跡、これは支柱を建て直していただきましたけども、らしいものは何もありません。どこでうかがうのかという疑問をふだんから持っております。

それから、2番目の米印、古書という表現は余りにも曖昧過ぎるのではないかな。具体的な本名が必要ではないかな。この表現を残すとしたら、具体的な本名が必要ではないかな。

それから、米印の3番、明治初年、五戸長を一丸として、戸長役場と改称しました。五戸長という言葉、それから戸長役場、どれだけの人が読んだだけで理解できるのでしょうか。それもほんのいつときしかないと、戸長役場と調べてみますと、ここに必要なのか。

それから、米印の4番、三島通庸。これは一番、私は大事なところだと思っておるんですが、これだけでは三島さんというのがよくわからないんですね。だから、三島通庸という名前をここに表記するのであれば、偉大な功績を併記することが、三股を知る手がかりとなるのではないかなと思いますし、明治初年と書くよりも1870年と書くことで、次の150周年というのが、三股開拓150周年というものが意識されるのではないかなと思います。

それから、米印の5番、三股村、ここ線を引いていませんけれども、忘れていました。ここの三股村のところに、5カ村、5つの村が合併したと記述することが、この三股の生い立ちがより明確になるのではないかな。大字というものがより意識されるのではないかなと思います。

そういうようなことから、広報紙の町の生い立ちの記述を一考していただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） いろいろ教えていただきまして、ありがとうございます。内容につきまして、今回また町史も見直されるということでありますので、広報のほうもそれに合わせて、内容については検討したいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 何とぞよろしく、より理解できるような内容にしていきたいと思います。

次にまいります。

70周年、来年が130周年、再来年が150周年と経過していきます。今では、県内におきましてあらゆる面で、三股ここにありと言えるような状況にあると思っています。しかし、現在の三股を客観的に見た場合、どうなのかという情報も必要ではないかと思います。

現在では、全国的に見て高い評価を得ている自治体には、他の自治体から視察依頼が幾つもあると聞いています。私たち議員も先進地への研修を行い、知見を高めようとしています。行政のほうでも、当然のことながら、さまざまな面において先進的な取り組みを行っている自治体への視察等も行われているのではないかと思います。

今、あらゆる面で三股ここにありと言える状況にあると思うと言いましたけれども、これは私の主観的な視点であります。そこで、本町の客観的な視点が欲しいと思っています。他の自治体から本町の視察に来られた状況について、自治体名、そしてその視察目的について、大まかで結構ですので伺います。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、他の自治体からの本町視察について回答いたします。

平成28年度ですけれども、2つの議会の視察を受け入れたところであります。研修の内容につきましては、予算決算委員会の設立運営、審査状況、地方創生、移住・定住、ふるさと納税、産業の振興となっているところであります。

平成29年度、現在までですけれども、4つの議会と2つの自治体の視察を受け入れております。研修内容につきましては、人口増加の要因、移住・定住の施策、三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業について、コミュニティバス、子育て支援、ノルディックウォーキングとなっているところであります。

視察団体からの客観的な評価というのをいただいております。

また、基本的に、視察受け入れについての町民への周知というのも行っていないところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 客観的な評価がないということですが、三股に目的を持ってこられた。何の目的か、そこが客観的な評価になると思うんですね。ですから、今周知を行われていないということですが、広報みまたなり、回覧なり、それでどこどこからどういう目的で本町に来られますというような情報があることで、視察に来られるぐらいの町なのかと思われると思うんですね。それが私は欲しいと思います。

そうすることによって、例えばふだんから言われます子育てに優しい町、子育てについての視察があれば、それを客観的に認めることができます。今言われた中で、人口増加についてとか、

移住・定住とか言われましたけど、特に人口増加につきましては、県で少数しかない増加の町でするので、これはわかります。したがって、それはみんなわかっているし、視察にも来られるからそうかな。どういう内容を伝えたのかというところにも興味があります。

この客観的な評価ということを皆さんにお伝えするということがどうしても必要ではないかなと思いますので、今後も客観的な評価を町民の皆様に逐一伝えるということをお願いしたいと思っています。総務課長、お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 町民への周知ということでありますけども、行政団体が視察に来たものというものについては、広報紙については広報紙のスペースの関係もありますし、町民と交流をした場合は広報したりする場合もあります。議会等の場合は、例えば議会の活動報告、議会広報とか、そういうのも活用する方法もあるかと思いますので、実際周知する方法については、いろいろな方法を考える必要があるのかなと思います。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 議会に関しましては、先日、何人かで話した、内輪で話しただけですけれども、議会だよりを使ってやろうということはもう話にはなっております。

そこで、その自治体から何の目的で来られるかと、そこだけでもいいんですけれども、広報みまたのスペースが足りなければ、インターネット、ホームページの中でも結構ですので、あれば、町政に対する話題づくりにもなると思います。ぜひお願いしたいと思っています。

次の質問にまいります。

これまで何度も一般質問で私は取り上げてきていますが、地域づくり推進事業について伺います。

施政方針の終わりのほうで言われたことに、町民目線、感覚でとありました。ここでは、まず取り上げたいのが、みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業について取り上げていきたいと思いますが、私の認識不足のために、施政方針を聞いているときに、あれっと思ったことがありました。

それは、ずっと住みたいまちづくり協働推進事業と聞いたときです。地域づくり推進事業とまちづくり協働推進事業、同じような解釈ができるのではないかと思います。この2つの事業は、事業名を聞いただけでは、一般的には明確な区別は難しいのではないかと思います。町民目線、感覚で、わかりやすい事業名にしていだきたいと思いました。

しかし、ここでは、まず、みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業に対する町長の思いについて伺います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 地域づくり推進事業に対する思いについての質問にお答えいたします。

町政を進めていくためには、町民の理解、協力とともに、まちづくりに対する創造性ある町民の自主的、主体的な取り組みも重要だというふうに考えております。

町の総合計画におきまして、町の将来像を「自立と協働で創る元気なまち三股町」としております。そして、5つの基本方針を掲げており、その一つが、人々の英知で支える自主自立のまちづくりであります。この基本方針を達成するための施策の一つが、町民主体のまちづくりの推進であり、その取り組みの一環として、みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業を実施しているところであります。

町の将来像、「自立と協働で創る元気なまち三股町」の協働の理念の実践だというふうに考えています。子供から高齢者まで、健康な方々だけではなく、また、特定の地域だけではなく、町民みんなでよりよい三股町をつくっていきましょうという思いで、この事業に取り組んでいるところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。資料の3をご覧ください。昨年の回覧にありました、この事業の案内文です。これにも何カ所か米印をつけておりますので、ご覧いただきたいと思います。

ちなみに、議員の広報委員会の研修で、わかりやすい文は、1つの文章は64文字以内が適すると習いました。それから議会だよりでもそれを実践させていただいております。これたしか120文字ぐらいあるんですね。1つの文がですね。いろんな要素がつけ加わっていますので、こんがらがってしまうような表現ではないかなというのが1つなんです。

この中で、地域の特性に応じた創造性豊かで多様性に富んだ、わかるような感じがしますし、はっきりわからないような気もするしということですけども、ここで、この事業に応募する方々は、どのようなレベルを町が求めているのかというのが、これだけではつかめない気がします。

それから、地域づくりの再生、これもどのようなことをあらわしているのか、もう少しわかりやすさが必要ではないかなと思います。例えばというのがあれば、もっと明確になると思います。具体例が欲しいなと思っております。

希望する団体は、この条件に応じた申請書類を作成し、提出した後、それだけでも大変なんですけれども、その後、いろいろ考えてプレゼンを行わなければなりません。プレゼンを行う団体が多いということだけでも、地域づくりに対する町民の皆さんの活気を感じ取ることができます。それだけでも非常にいいと思うんですけれども、審査を受ける側として大変に気になります。

何人もの方がいらっしゃる前でプレゼンを行うわけですから、歓心を買うようなことを言わなきゃいかんのかとか、どういうことがあれば審査に通るのか、そういうような気持ちでプレゼン

を行うわけですので、へりくだったようなことがないようにするためには、明確な審査規定というのが必要ではないかなと思います。こういうことにつきましては、次回の募集から検討していただくことができればなと思います。

ところで、この事業で地域づくりを行っている団体というのを確認したいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 今年度の事業の実施状況ということでよろしいでしょうか。

29年度は8つの団体が補助金申請をされまして、審査会において、8つの全ての事業が承認されたところでございます。

8つの事業のうち半分、4つがコミュニティサロン事業でありまして、きゃんせ轟木、傾聴ボランティアえがお、花見原サロンひまわり、山田集落のあじさいの会の4団体に交付しております。

そのほかに、すぐれたアーティストを輩出できる環境づくりを目指します三股アクト事業、子供から大人まで幅広い世代が集い、交流する空間をつくるMSB新馬場プロジェクト、伝統行事食と郷土料理を次世代に継承する事業、そして最後に、観月会など、私も幾つかの事業に参加させていただきましたが、がんばっど山王原が実施されています、山王原地区活性化事業でございます。

また、事業の募集につきましては、回覧、広報、ホームページ、フェイスブックを活用して周知しています。

なお、各事業それぞれのPRにつきましては、補助金の中でチラシやポスター等を作成し、周知活動を行っていただきますが、そのほかに、広報みまたの取材にご協力いただいて町民周知をする場合もございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 補助金を受けた団体ということで、今8つが、この事業での補助金で活動をしているということになりますけれども、この申請する場合の地域の特性、どのような地域の特性をあらわす事業なのかというところが物すごく私は、この8つの団体があれば8つの地域の特性というのがあると解釈しますけれども、その8つの三股の地域の特性を1人でも多くの町民の方が知ることだけでも町の活性化に役立つと思います。この8つあるというのは、どんだけの方がご存じなのか。それから、8つの特性というのをどれだけの人がご存じなのか、今の時点におきましてですね。これ非常に疑問です。

それから、米印の2番目のところにあります、創造性豊かで多様性に富んだ地域づくりについ

ても、どのようなものを8つの団体がそこに上げてあるのか。これを知るだけでも、同じく活性化につながるのではないかと思います。

3年間続く事業ということで、今数えてみますと、3年目に当たるのが2つの団体があるようですが、その後、これが尻すぼみにならないように、ふえていくようにしていただかなければいけないと思っておりますが、そのためにも、どのような事業が、どのようなところで、どのようなふうに行われていくかということを周知することが、次の参加団体を増やすことにつながると思います。

今まで、こういう実施状況とか、団体名とかなどを周知されてきたんでしょうか、伺います。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 事業として、今年度、こういう事業が採択されましたという形で広報はしていませんが、それぞれの事業ごとに、こういうイベントされますとか、そういう形で広報紙で取り上げたというのはございます。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 事前にいただいているんですけれども、非常に興味があったのが、MS B新馬場プロジェクト事業、これも1年目なんですけれども、初めてこのプリントをもらって知ったわけなんです。何なんだろうと思ったんですね。中身を見ると、ああいいなとは思いますが。

私も、先ほど言われました、がんばっど山王原ということで活動を一緒にさせていただいているわけなんですけれども、こういう情報にはちょっと敏感になっているんですね。

広報みまた及び回覧、そしてホームページを見ても、MS B新馬場、なかなかしゃれたネーミングだと思うんですけれども、これをもらうまで知らなかったんですね。ということは、私の力の足りなさかもしれませんけれども、周知がもうちょっとなければいけないと思うんです。じゃあ俺もやろう、じゃあ俺もやろうというふうに、どんどんとつながっていくことを条件とした事業ではないかと思っていますので、もう一回お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） この事業は、地域づくりをやろうという人たちのきっかけづくりという形で、それが成熟するまで、1年目である程度できるともありますし、3年ぐらいかかってようやく動き出すというところもございます。

ですから、これ採択されて、1年目からどんというよりは、それを一緒に育てながら、例えば2年目から外に発表できるような形になるとか、3年目からとか、その団体によってそれぞれ違いますので、それが事業として上がってきた段階、成熟してきた段階ではいろんな形で公表できますが、今そのきっかけで準備段階というところもありますので、なかなか差がありますので、今

のとは同様に公表ちゅうのは、周知は難しいのかなというふうに考えています。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） 補助金は税金です。補助金、税金は有効に使われるべきです。そのために、何でもかんでも申請して、誰もが申請して交付するというあり方ではないということ
を前提にしてプレゼンが行われていると思っています。プレゼンを通して申請許可されたところ
については、税金対象ですから公表すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） それについては、また審査会とか、そのあたりとも協議しまし
て、できるだけ周知できるような形、そして、できれば町民の皆さんが見守っていただけるよう
な、みんなで応援していただけるような形ができればいいなというふうにも考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） 今言われましたけども、見守ることができないんですね、知らな
ければ。知った上で見守ることができるんです。そのところははっきり申し上げたいと思いま
す。

先ほども育てながらと言われましたけれども、今現在、補助金を出した団体の活動に対しまし
て、この事業だけですけれども、状況を調査したり、相談に乗ったり、助言を与えたりというよ
うな仕組み、関係性というものはつくられているのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） その団体の構成員とか、いろんな形は違いますが、中にはまだ
手続の仕方がわからないとか、そういうのでたびたび相談に来られて、そこで助言とか、そうい
うのをやっているところもありますし、もう自分たちでどんどん事業されるところもございます。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） 言葉尻をつかまえるわけじゃないですけども、手続が終わった
後のことなんですね。補助金を申請許可されて、活動を行っている中での助言、相談、協働とい
うのはそこに入ると言うんですよね、協働のまちづくりというのは。自主的に行われている団体
に対して、困り感を持つということはたびたびあると思いますけれども、そこに対して助言を与
えたりするようなシステムがあるのかどうかということをお聞きします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 先ほど申しましたように、その事業を進める中で、いろんな困
難とか、そういうので相談来られますので、担当課のほうでそれに対していろいろ助言とか、そ
ういうのをしたりしております。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま、みまたん地域づくり推進事業、これの広報の仕方、また周知の仕方、それについてのいろいろなご指摘がございます。私も今回のこの質問を受けまして、はっきり言って知らないこともございました。そういう意味合いではこの決済が回ってきますので、判こを押してこういう事業に取り組みますということで、そういうところで認識すべきなんでしょうけれども、その中身まで十分周知していないというのもございます。そういう意味合いで言われるように、やはり今年はどういう団体がどういうふうな事業に取り組んだのか、またその結果どうなのか。そういうふうなことを伝えるということ、そのあたりが非常に重要なことというふうに感じますので、ご指摘の今の話については、十分検討させていただきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） 何とぞよろしくお願いいたします。補助金の使い方、初めて私も補助金の使い方というのを考える機会というのがあったんですけれども、しゃくし定規に判断してもらわないようにお願いしたいと思います。それぞれの事業の特性というのがあるわけですから、弾力性がある、そういうような使い方というものを考えていただけるようにということをお願いして次の質問に行きます。

この地域づくりで、次、３番として、客観的な記憶ではありますけれども、この、今８事業ですけれども、済いません、まだ関連です。８事業ですけれども、客観的な評価というところで視察に来られたとか、その事業に対してですね、そのようなことはあるのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 今年度ということではないんですが、今までに公募した団体、育ってきた団体ということで旭ヶ丘運動公園の夜桜祭り、これも地元の方のこの事業でされました。あと、切寄の竹灯籠、そして今されています小倉邸を使ったがんばっど山王原ですね、こちらの取り組みを拝見したときに、それぞれの地域の方々が一丸となって地域を盛り上げていただいて、そして地域外の方々がたくさんお越しいただいて評価されている。それが地域づくりに必要な事業だというふうに考えております。

事業に対する客観的な評価ということです。毎年、庁舎内で１０月に事務事業評価幹事会というのを開催しております。各事業の評価を出しておりますが、この補助事業につきましては、Ａの評価、一番いい評価ですが、これを受けておりまして、来年度の予算要求が認められたところでございます。

なお、地域づくり推進事業に対して他の団体からの視察があるかのご質問ですが、地域づくりに関する同様の事業というのは、多くの自治体でそれぞれ取り組んでおられますので、その補助制度に対する視察というのはございませんが、キャンドルナイトみまたも今年、昨年７回目になりましたが、そのようにグループや団体が立ち上げた事業を大きく成長して、町外からも多く

お越しに来られるというような形での評価はあるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） ですから、途中で、今で言えば８つの事業に対して、状況調査とかそういうのも必要だと思うんです。実際、私ができるのは私がやっているところしかわかりませんが、幾らも町外からの視察とか、交流をもう実際行っております。もし、こういう質問を私がしたときに、これまでそれぞれ８つの事業と交流とか、調査をされていれば、答えることが可能だと思うんです。それが与えるもの、８つのばらばらの拠点で行っているものがほかに与える影響というのはかなりのものがあると思っております。それが、じゃあ私たちもやろうかというものに広がっていくのではないかと思いますので、何分よろしく願いいたします。

この場合、どこも考えられているのは人材だと思います。人材がそろえばいろんな自主的な事業が展開できると思いますけれども、人材づくりというのは非常に大変なことではないかなと思っております。

資料の４ごらんください。後期基本計画の中から抜粋しておりますけれども、ここに人材発掘とか人材バンク制度という文字があります。これは、後期基本計画の生涯学習確立のところから抜粋ですけれども、学校に対して、小学校、中学校に対しての学習支援絡みというような感じが強いように思えたんですけれども、③のところを見ていただきますと、地域の問題解決や地域活性化に向けた取り組みを行う活動、ここだけを見ますと、これは自治公民館であつてもいいなと——に対しての言葉だと考えてもいいなと思います。

それから、④番、生涯学習教室等に活用するため、生涯学習人材バンク制度を構築。これも生涯学習ですから、小中学校にこだわることなく、いろんな部分での人材登用制度になるんじゃないかなと思いますけれども、登用する前に、まずバンクにどれだけ人材が蓄積されているのかということが重要ではないかなと思いますので、これまでの人材バンクづくりに関しての、これまでの経緯と今後の予定について伺います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、人材バンクにつきましては、平成２５年度に三股町生涯学習及び学校支援ボランティア人材バンク設置要綱を制定し、町民の皆様から自薦、他薦によって登録をいただいております、現在登録講師として３６人、活動団体として６６団体を登録しているところです。

そのほかに、町内の小中学校の活動をサポートしていただく地域協力団体や個人については、平成２７年度から学校区ごとに情報を収集しているところであり、その結果、人材バンク登録と

重複するものもございますが、その数は48団体、個人は見守り隊なども含めると100人以上を名簿登載しているところです。

さらに、平成29年度からふれあいいきいきサロンでの生涯学習活動を推進しており、さらに派遣した講師を人材バンクに登録しているところです。その結果、1月末現在29人を登録いたしました。

今後は、学校区ごとに学校活動をサポートしていただく個人や団体の掘り起こしに務めるとともに、生涯学習の講師についても町民のニーズに即した講師の発掘等に努めたいと思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 今、言われたことは、まず学校支援のための人材ということと、いきいきサロンのための人材というふうに理解しますけれどもよろしいでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） おっしゃられるとおりです。学校を核とした地域の方々、それとサロンの活動をしていただく方々が今回の上がったものになります。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） もちろんそれも大変重要なことですが、今この地域づくりとか地域の活性化につまましての人材、この資料の④のところにさまざまな分野で培った知識、技能等を習得された人材を発掘しとあります。こういう人たちがこの学校支援かいきいきサロン以外のところでの人材として発掘をしていただきたいと思います。

そのために、何ですか、今お聞きしたところで行くと、地域づくりというのを子供、それから高齢者だけに限らず、その中間のところの方々を生かした地域づくりに対してのリーダーとなるような人材、これをやっぱり生涯学習という観点から、以前だったら社会教育となるんでしょうけれども、発掘をお願いしたいと思います。

それが動けば、学校支援も高齢者支援についてももっとこう動くんじゃないかなという気がします。そのために、もしこれが発掘が大変ですが、育成という面から行けばまた違った見方ができるんじゃないかなと思いますけれども、この人材育成のためのプログラムというのは考えられないでしょうか。伺います。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） ご質問がこの事業ということでしたので、うちのほうでよろしいでしょうか。

地域づくり推進事業のための人材育成プログラムは考えられないかというご質問についてお答えいたします。

みんなでつくろうみまたん地域づくり推進事業は、あくまでも自らの提案によりまして地域づくりを始めようとするグループや団体を支援するものでありまして、町では新たな地域づくりのきっかけづくりに貢献したいというふうに考えております。そのため、この事業に応募して下さるような人材を町が育成するということは今のところ考えていないところでございます。

しかしながら、地域づくりの後継者を育成するということは非常に大事で重要でありますので、そのために自治公民館長を初め、町の各種の委員をされている方々については視察の研修とか、講演会などを通して知識を深めていただいているところでございます。

地域づくりのリーダーを育てる人材育成プログラムとなると、もっと内容が濃く時間をかける必要があると思いますので、予算や内容を含め、関係課と今後また協議していきたいというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） ちょっと補足をさせていただきたいと思います。先ほど課長が答えた件と含めてです。

生涯学習というのは、人生を豊かに生きるため、豊かな人づくりのために、教育というのが家庭教育と学校教育と社会教育、学校を出てから後は全て社会教育、全て包含したのが生涯学習というスタンスだと思います。そういった意味で、学校も含めて、一般も含めて生涯学習の人材バンクというのを私たちが持っております。

先ほど学校というのに特化した感じを受けましたけども、一般の方々も含めまして、人材バンクは確保しております。それは、その人の豊かな人生をつくるための個の学習の場として、人材派遣しますよ、あるいは学習機会の場を提供しますよというものでございます。それが、その一般の方々がそういうものを学んだ後に、それが地域づくりにつながっていけば、とても素敵なことだというふうに考えている。

私たち教育委員会がやっていることは、人づくりです。生涯を豊かに生きるために、学びの場を提供する。そのための講師を抱えていますよということでございます。

即、地域づくりのための人材バンクでもない。それがつながっていくといいなということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 今言われましたけれども、つながっていくと言われました。そこがポイントだと思うんです。

今、質問に対しましてこっちを向いていたところ、こっちでお答えいただいた。この2つが連携していれば一本化できるんじゃないかなという気がするんです。ここに人材バンクがあります、このバンクの人材はここでも使えます、ここでも使えます、ここでも使えますというような共有

するような部分というものが必要ではないかと思っております。

三股はたくさんの人材がいると言われます。しかし、発掘されていないんです。文化財と同じじゃないかなと思いますけれども、そういう面で、今後まだまだ交流すべき余地のある部分だと思いますのでよろしくお願いいたします。

時間もだんだんと来ますので、次に移らせていただきます。

三股町都市計画マスタープラン、今度間もなく都市整備課のほうで説明があるということでしたけれども、それについて伺ってまいります。

2月9日でパブリックコメントが締め切られたようで、コメントがゼロということでした。私も去年、素案を説明していただきまして、素案をずっと見せていただいたわけですが、この素案の段階では町の歴史にかける思いというもの、あんまり感じとることができない内容だったと思います。しかし、今回上程されましたマスタープラン、もういただいておりますけれども、その中に校正されている部分がありました。資料3枚目の資料5をごらんいただきたいと思います。

資料5の真ん中の四角で囲ったところを見ていただきたいんですが、ここに線を引いたところが1カ所あります。ここに、「わがまちみまた」には、町の歴史や風格が感じられる集落景観という言葉が、素案にはなかったものが今度入りました。これが三股らしさ、三股の魅力につながる部分ではないかなと思っております。このような視点が加味されたまちづくりというものを期待していきたいと思っております。

今後、20年のまちづくりに影響するのがマスタープランとお聞きしていますので、この部分について今から質問してまいりたいと思っておりますけれども、実は、県の教育委員会が宮崎県の近代化遺産という本を発行しました。内容は、宮崎県近代化遺産総合調査報告書となっております。この調査は、明治以降に建築された建造物、構造物の保存と活用を図る目的で、2カ年をかけて行われたものです。この中に、三股にある近代化遺産が7件掲載されています。蓼池の石づくり倉庫が2件、梶山の石橋——めがね橋のことです、山王原につきましては、その道路とともに4件の家屋が出ております。その報告書の中の一部を資料の6に挙げてあります。

ここを読ませていただきますと、三島は山王原に新たな麓をつくり、大きな集落をつくった。当時としては大道路網を縦横に配した整然とした新たな麓となった。山王原は——間違っています、縦です——縦500メートル、幅200メートルほど街区で、野石積みの石垣に生垣が並び、点々と武家門が残されている。これらの歴史的建造物を継承しながら、良好な住環境が維持されることが望まれるとして、15枚の写真などととも4ページにわたって掲載されています。

たしか、教育課のほうに1冊あると思います。

こういうものを、外部評価なんですね。特に、調査委員会の委員長であります鹿児島大学の工

学部建築科の教授であります鯉坂先生が直接来られまして、現地調査をされました。その結果がここに出ているわけです。その一部しかありませんけれども、これが三股に関する歴史と文化と伝統というものを表す客観的な評価ではないかなと思っております。

もう一つは梶山城跡です。文化庁からも数回にわたって調査が入っているということは、この場で何回となく説明ありました。これも外部評価であると思っております。もちろん、用地買収などは着実に行われておりますが、今後の梶山城跡、まちづくりの中にどのように位置づけるのかは今のところ明確になっておりません。

このような外部評価がはっきりしているもの、評価の高いものは三股の宝ではないかと思うので、今後十分な検討をお願いしたいと思っておりますけれども、歴史的景観整備事業として具体的なまちづくり、どうされるのかお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） ご質問のマスタープランの中に、町の歴史を念頭に置いた歴史的景観整備の予定はということについてお答えさせていただきます。

今回の作成したマスタープランは三股町の都市計画に関する基本的な方針を定めるものであります。今、楠原議員のほうからありましたように、この中で町の歴史や風格が感じられる集落景観という表現で記載はさせていただいているところでありますが、今後、三股町景観計画というものを策定する予定としております。景観に関する具体的な内容や地区については、地域との連帯も含めて来年度以降の景観計画策定業務の中で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） よろしく願いいたします。

それでは、毎回のようにお聞きしていますけれども、梶山城跡公園整備事業の進捗状況について伺います。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 毎年、進捗におきましては、面積をちょっと今数字がないので買えるところを予算化いたしまして、土地開発公社のほうで教育委員会よりの依頼を受けまして、用地交渉のほうを進めているところであります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） また、理事会等でお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

このように、三股には後世に伝えていきたい三股らしさというものがほかにもまだまだたくさん

ん残っています。今回は宮村地区を取り上げていきたいと思いますが、宮村地区というのは、庄内地理史にもありますけれども、歴史的にも、地政学的にも大変重要な地域であったと思います。12月議会でも取り上げましたけれども、ストーリー性のある地域として十分にその価値を見出すことができる地域であると思っております。熊野古道ほどではありませんが、巡見使の道として整備していく価値というものはあるのではないかなと思います。

お金もかかりますから簡単には行かないと思いますが、現在その中に、現状を見る限りにおきましては、後世に残しておくには盗難される恐れ、これ一番心配なんですけれども、盗難される恐れや風化によって劣化してしまうなど、さまざまな危険性を感じてしまう状況に置かれているものがあるのではないかと思います。

その例として、写真を挙げてあります。ちょっとごらんください。

まず、4枚目のやつですけれども、これは上の写真をよく見ていただきますと「元禄」という文字が見えますでしょうか。これは、調べてみますと元禄8年の意味らしいです。元禄8年、1690年代のことです。今から300年以上前に、銅板でつくられた、これ、お祓いのときに使う御幣ですね、これを銅板で形づくったものです。

下の写真が一刀彫の狛犬の左が「あ」、右が「うん」、「あうん像」ですね。多分これも元禄時代のものではないかなと思います。この写真は許可を得まして外に出して写真を写したものです。許可をえてますので。

それから、次の写真を見ていただきますと、これも私が感動したものなんですけれども、葬儀に使われていたものです。上が柩を運ぶリヤカーみたいなもんです。よく見ますと、ギボシのような柵に囲まれています。一つ一つが彫刻されましてですね。下の写真はその柩に被せるもの。両方ともすばらしい細工が見られますけれども、これも葬儀の地域性を今に残す、非常に数少ないものではないかなと思います。しかし、ご覧のとおり、軒下のようなところにありまして、台風などの場合は雨風にさらされる状況にあります。今後が心配です。

この写真をご覧いただいて、感想を一言お願いするとともに、できましたらこれを保存し、展示できるような施設等に対する思いを町長お願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほどお話いただきました、この柩を運ぶ牛車等、大変しっかりともう一回見てみたい、現物を見てみたいというのが感想でございます。そしてまた、こういう品物というのは非常に目にしませんので、大変貴重なものかなというふうに思います。

それをどういうふうに保存していくかということですが、現物を見ながらまた検討させていただきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） よろしく願いいたします。

最後に、施政方針を受けましての質問としまして、五本松団地跡地の利活用について伺います。

我々は一昨年、委員会視察で岩手県紫波町に行ってまいりました。その研修に関しましては、文書においても議会におきましても報告させていただいておりますけれども、オガールプロジェクトというものでした。これ、全国の自治体、企業から注目されている新しいまちづくりの視察でありました。

そのときに私はPPPという言葉、この開発行為におけるPPPというのを初めて聞きましたけれども、それからPFIというものの、言葉を知りましたけれども、この五本松跡地につきまして、このことで、ちょっと資料戻りますけれども、３枚目の一番下にこの中からPFIだけ書いております。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方とありますけれども、このPFI、ファイナンスですね、これについて、五本松跡地利用、利活用のときにこの方式を取り入れる考えがおりないかどうか伺います。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） まず、五本松団地の利活用についてお答えいたします。

五本松団地の利活用につきまして、これまで一般質問の答弁で、現在入居されている方々の生活最優先ということで、慎重に検討していくとお答えしたところなんですが、昨年末、入居されている方々の移転先が概ねめどが立ったことから、来年度、平成３０年度に基本構想の策定に着手したいというふうに考えております。

これまで、各課職員で組織する五本松団地跡地利活用の作業部会で検討してまいりましたが、さまざまな意見がありまして、まだ一つにまとまっていないという状況でございます。団地の跡地は、位置的にも面積的にも中心市街地の活性化を図る上からも大変重要な場所というふうに認識しておりまして、今後は、健康とにぎわいと交流の拠点という観点から具体的な検討作業に入りたいというふうに考えております。

そして、来年度策定する基本構想をたたき台として、外部有識者あるいは町民の方々から多くの意見をいただきたいというふうに考えております。

また、PPP、PFIなどの手法の導入につきましては、テーマの中のにぎわいと交流を掲げておりますので、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用するPPPですね、パブリック・プライベート・パートナーシップ、官民連携ですが、こちらも視野に入れながら検討したいというふうに考えております。このPPPの中の１つの手法のこのPFIというものもございますが、これも一緒に検討していくことになると思います。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） 紫波町の場合は、大学が絡んできているんです。岩手県でしたけれども、たしか東洋大学が入ってきてリーダシップ的なものとかいうか、そういうものをもってやっています。今言われたので行くと、施設だけでしたら第三セクターとか指定管理者というのは、もうあちこちにあるわけですから、まちづくりをこのPFIでやると、建物だけじゃなくて、全体として面的な広がりというものを開発する場合にさまざまなところとの連携というのが必要だと思っておりますけれども、そのためには時間が必要だと思うんです。できるだけ早い段階からスタートしてもらわなければいけないのかなと思っております。

ちょっと盛り込み過ぎまして、ばたばたでしたけれども、また今後も関連質問は続けさせていただきたいと思っておりますけれども、何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（池邊 美紀君） これより、昼食のため１３時３０分まで本会議を休憩します。

午前11時55分休憩

午後１時30分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位３番、内村君。

〔６番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（６番 内村 立吉君） 発言順位３番、内村です。今回は４項目について、大まかに質問をしていきたいと思っております。

今年は、数年に一度の寒波ということで、非常に日本列島、荒れに荒れている気象状況ではなかったかと思っております。そのような中で、１月に、長崎県大村市議会７名、茨城県利根町議会１１名、そして、２月に入りまして、富山県滑川市議会１１名、視察研修に来られました。その中で話題になるのは、どこへ行っても、少子高齢化、人口減少の問題ではなかったかと思っております。そして、いろいろと話をする中で、どこへ行っても、今年は非常に寒いというようなことでありました。

その中で、去る１月２８日におかれましては、みまたん霧島まらそんを行うに当たりまして、計画とか準備とか、大変、大会当日と、忙しかったのではないかと思います。当日、私も８時ぐらいに会場に足を運んでみました。車が次々と福岡ナンバーとかがいましたら、所沢のナンバーとかがとまっております、非常にたくさんの人が来ている状態だなと思った次第であります。

その中で、まず最初に、みまたん霧島まらそん、この内容といいますか、このようなことに対してはどのようなであったか、まず伺っていききたいと思います。あとは、質問席にて質問して

いきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） みまたん霧島パノラマまらその内容について何うという質問について、回答させていただきます。

今年度で第3回目となりましたみまたん霧島パノラマまらそのですが、過去2回の大会と同じく、ランナーの皆さん、ボランティアや沿道の応援に参加していただいた皆さんから、多くの称賛の声をいただいているところであります。

第3回大会には1,970人の参加申し込みがあり、実際の完走者は1,681人となっております。

年度当初から大会の計画や運営費の予算を立て、7月に第1回実行委員会を開催し、その後、警察や土木事務所等の関係機関との打ち合わせ、協賛企業へのお願い、ボランティアの募集など、大会へ向けた準備を重ねてまいりました。

特に、事前の準備におきましては、自治公民館の皆さんを初め、多くの関係者の方々から大会を盛り上げるためにさまざまなご支援をいただきました。

大会当日も、町内外からたくさんのボランティアの参加があり、時折、小雨がちらつく天候とはなりましたが、大会を予定どおり開催し、大きな問題もなく、成功裏に終了したところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、町長のほうから答弁がありましたけれども、非常に大盛会のうちに、いろんな人の協力のもとに、ボランティアのおかげさまをもちまして、盛会のうちに終わったということですけれども、私も当日、車でちょっと用事がありまして、中学校のほうからずっとはやま神社さんのところを回って、新馬場のほうの陸橋を通過して、ずっと回っていったわけですが、非常に沿道にたくさんの人が出てきていらっしやいまして、非常に皆さん、本当に協力的だなと思って、ずっと回ったところでありますけれども、そして、皆さんが本当に協力的だったんじゃないかと思っております。

そして、今、町長のほうから、別に大きな問題もなく終わったということですけれども、いろいろと後で話を聞きまして、細かいことですけれども、やっぱり会場内にもうちょっと案内板があったらいいんじゃないかというようなことも伺いました。

そして、あと、当日走られた方が、豚汁が出されていた状態であって、食べたかったけど、食べられなかったと。バッグですか、あの中に券が入っておったみたいで、後で気づかれた。そう

いうことをちょっとお話を伺って、細かいことですが、私も会場に行ったら、都城西高の女の生徒が私にちょっと聞かれまして、「どんなしたらいいですか」と、小さいことですが、聞かれまして、ちょうど本部が前にありましたから、私も戸惑って、そうしたら、「本部に聞いたらいいんじゃないですか」と言ったら、「わかりました」と言って、そのまま本部のほうに駆けていらっしゃいましたけれども、本当にそういうちょこっとしたことですが、案内とか、そういうことをしたらいいんじゃないかと思った次第であります。

そして、また、去年から非常に寒い日が続きまして、今年も続きまして、野菜等が高くなったわけですが、その中でいろんな話を聞かせていただいて、豚汁の大根とか、人参とか、食材を提供したというような人もいらっしゃいまして、本当にそういうつながりの中で連絡が来て、いろいろお話をしよったら、そういうことでこうしたんだというようなことをまた後で聞きまして、みんなが全体で、ボランティアの方もですけど、自治公民館長の方もですけど、それぞれみんなでやっぱり周りが協力しているんだなとつくづく思いまして、本当に大きく盛り上がっていく状態じゃなかったかと思っております。

その中で、今後の取り組みとしまして、予算が今度の予算にもいろいろ含まれていましたけれども、今後の取り組みとしまして、ちょっといろいろ考えがあれば、そこら辺のことをお伺いしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、先ほどもご指摘があったように、本大会の計画、準備、運営等において、大きな問題は発生しておりませんでしたが、細かいところでは反省すべき点もございました。

それで、今後につきましてですが、本大会の目的は、町民とともに開催、スポーツを活用した観光まちづくり、触れ合いのある大会、参加者及び町民の健康増進であります。本大会は、ランナーとして参加する人たちだけではなく、大会をボランティアで支える人たちやランナーを応援する人たちまでもがスポーツに親しめる大会であると考えております。今後は、この目的を達成させるべく、改善すべき点は改善をしていき、温かみのある三股らしい大会に発展させ、大会の規模としましても拡大させていくことを考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今後は、皆さん、町民一体となって拡大させていくということですが、非常に盛り上げる中でやっていくことは素晴らしいことじゃないかと思っております。

続きまして、次に行きます。

本町における職員の退職者ですね、定年退職、中途退職、どのようであったか伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、お答えいたします。

本町の平成29年度定年退職及び中途退職者であります。まず、定年退職者は3名、男性2名、女性1名となっておりますが、その3名につきましては、全員、再任用の予定となっております。次に、中途退職者は3名、女性が3名となっております、合計6名が退職予定となっております。

次に、平成30年4月1日採用予定の新規採用職員数でありますけれども、総数が5名、内訳としましては、一般事務が4名、男性1名、女性3名、土木が1名、男性であります。

また、再任用任期の満了者につきましては、2年目満了者が2名、1年目終了者が2名となっているところであります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 退職者が、定年退職が3名ですね、中途退職の人が、女が3名ということですが、中途退職者の細かいことで、どういうことで中途退職でやめられたというところら辺がわかんなければ、教えていただきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 中途退職者につきましては、1名の方は家庭的な関係であります。

1名の方は婚姻に伴いまして退職ということと、もう1人の方は転職ということで伺っているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） それぞれ事情があるわけですが、新しい採用者は5名だったわけですね。その中で、5名の内訳といいますか、地元の方が何名で、地元以外が何名ということになりますかね。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） たしか、今回は地元が多かったと認識しております。実際、一般事務を2名、障害者枠を1名、スポーツ1名とっておるところでありますけれども、障害者枠とスポーツ枠は2人とも町内の方であります。あと、一般事務の2名のうち、1人は町内在住でありまして、1人は山田町出身の方だったと思いますけれども、こちらの出身の方に、都城、この圏域の出身の方であります。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 毎年、結局、何名か採用されるわけですがけれども、その中でいい人材といえますか、今から先、いい人材といえますか、その中で町内から何名とか、5名採用するんだったら、町内から地域で何名は採用するとか、そういうような形では成り立たないわけですか。別に、全部受けられて、優秀な人から順番にとられるというようなことですか。町内を何名は優先的にとるというような方法、そういうことは考えられていないわけですかね。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 今のお答えの前に、土木も1人おまして、土木の職員は都城市内の出身であります。

町内をとということもありますけれども、実際、試験につきましては、1次試験の成績を重視して、地元枠というものは設けておりません。やはり雇用機会の均等というのがありますので、面接の研修等につきましても、出身地による選別というようなことは避けるということで、研修等でもされております。ですから、基本的には、1次試験でまず点数を比較して見ております。2次試験では、当然、面接で適正とか、いろいろ質問等をいたしまして、それをそれぞれの委員で判断しまして、相互で検討した結果、決定しているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） そういうことは別に考えてはいなくてやっぺらっしやるということですがけれども、今、人材争奪戦ということがいろいろと、企業等とか、いい人材を確保したほうがいいというようなことで、なかなかそういうことが新聞等に載っていまして、やっぱり自治体の競争率等も減っておるところもあるし、いい人材というのが企業に引き抜かれていくというようなことも言われております。

その中で、以前に、採用試験の取り組み状況ということで質問を行っております。4月に退職希望者の申し出を依頼して行って、5月上旬に早期退職者の募集を行っている。再任雇用の講習も行っているというようなことであります。

その中で、結局、退職者と早期退職者を募って補充するというような形の採用のやり方ではないかと思っております、今の現状がですね。

その中で、自治体によっては、採用者を今現実的に増やしているというような状況のところもあるというようなことであります。その年度によっていい人材がいれば、やっぱりいい人材を確保したい。不作じゃないけど、いいときと悪いときとあろうと思いますけど、そのようなことに対しまして、早くからそういうことに取り組んでいる自治体もあるというようなことでありますけれども、本町としては、このようなことに対しましてはどのように考えていらっしゃるかな。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 職員の採用については、まず、30年度のことですのでよろしいでしょうか。

○議員（6番 内村 立吉君） はい。

○総務課長（黒木 孝幸君） 本町における採用試験につきましては、今後の取り組み予定でありますけれども、試験問題の実施の有無を判断するために、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、職員に対して、4月に退職希望者の申し出、5月に、定年前に退職する意思を有する職員の募集の認定の制度を定める規則の規定に基づきまして、早期退職者の募集を行い、それと同時に、職員の再任用に関する条例に基づきまして、再任用職員任期の更新希望の確認を行っております。

それで、次ですけれども、試験の実施に向けての取り組みでありますけれども、県の町村会主催の宮崎県町村職員採用統一試験実施の打ち合わせ会に出席し、統一試験実施委員会の設置や職員の採用試験の実施の予定等について、打ち合わせを行っていきます。実際、そういう作業をしながら、次年度、基本的には、退職者の補充という方針のもとに行っておりますので、その中で試験の実施を決定した場合は、町の回覧とかホームページを活用して、試験の案内を行っていくというふうに行っているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 補充要員を確保するというような形ですね。結局、回覧等で回したりして、町村議会の集まりの中でいろいろ協議をしながら、そういう形でやっていくということですので、先ほど私が言いましたように、いい人材というのをことし5名採用するのであったら、いいなという人があと1人、2人おったら7名採用するとか、そういうようなことは考えられないわけですかね。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 過程により、そういうケース等もあろうかと思えます。そのときは、試験の実施検討委員会の中でも話をいたしまして、その結果に基づいて、どうしていくかという協議になっていくんだろうと考えております。今年の場合は、ある程度、点数でそれぞれの順位というののちゃんとついておりまして、点数のところで、補充の人数で採用したというところがあります。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） わかりました。適度に考えながら、そこら辺はいい人材がおったら、それなりに考えていくような形ですね。そういうことですね。

次に行きますけれども、都城市が法律や数学などの知識を問う専門試験やら教養試験を廃止して、国語や一般常識といった基礎能力をはかる適性試験に切りかえたということでありました。これはもう本当に異例であって、今までのことを覆すようなことでありまして、公務員試験は不

要だということをうたわれまして、都城市としましては、多様な人材を確保したいというようなことは言われていましたけれども、以前の答弁の中で、「総合能力試験の導入は考えていないが、都城市の状況を注意していきたいと考えている。また、宮崎県の町村会も検討中であり、様子を見ながら検討をしていきたいということでありました」という。宮崎県町村会でも、またそのような打ち合わせ等、話等もあったんじゃないかと思っておりますけれども、そういういろいろな話がまた出たんじゃないかとも思います。その中で進展があったのか、その後の内容状況等がわかれば伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、お答えいたします。

本町の平成30年度町職員採用試験につきましては、宮崎県町村会の様子を見ながら検討していくということであります。

先日開催されました平成30年度町村職員採用統一試験説明会におきまして、町村会で30年度の部分の方針が決定しましたので、報告いたします。

まず、平成30年度は、統一試験を7月と9月の計2回実施可能となっております。また、これまで、高卒程度等の学歴別の教養試験になっておりましたけれども、新たに、学歴にかかわらず、各自治体が求める人材像、重視する能力、受験者相当に応じて、問題集を選択できるようになります。問題集は、問題の種類と難易度によって3タイプ、5種類が用意されているところであります。

なお、町村会では、都城市が県内で初めて導入いたしました総合能力試験——SPI3については、現在の試験費用が受験者1人当たり800円程度であるのに対しまして、SPI3は受験者1人当たり4,000円から5,000円ということで、今のところ、実施しないという方針であります。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、あんまりすらすらと言ってもらったからちょっとあれですけど、なかなか聞き取り、頭に入ってこないような形で、今、高卒程度の一般、誰でも受けられるような形になってくるというようなことですかね。そういうことですね。高卒じゃなくて、一般の人でも受けられるというような形ですかね。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 町村会のほうでも、SPI3に近いような形の問題も含めた形の、まず、従来の教養試験と共通性の高い試験ということで割合を持った試験とか、知識より論理的思考力等の知能を重視する試験とか、あとは、公務員試験に向けた準備をしていない民間志望者でも受験しやすい試験、これがSPI3に近いのかなと思いますけれども、そういう試験等の複

合で選択ができるというようなことで説明を聞いておりますので、そこら辺も含めた形で、30年度の試験に向けて検討していきたいと、何を使うかということで検討していきたいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） そういうことはまたいろいろと、回覧等でまたいろいろ事前にお知らせされるわけですね。そういうことはですね。いろいろとまた皆さんに周知しながらされると、そういうことだと思いますけれども、次に行きますけど、公務員やら教員による不祥事が新聞等にもいろいろ載っていましたが、入札の情報の漏えい問題とか、教員の酒気帯び運転とか、いろいろ目立って、逮捕されて、いろいろ世間の皆さんも余りに多いんじゃないかというようなことで、今、見られているんじゃないかと思っております。その中で、このようなことに対しましてどのように思われているか、そこら辺のことを伺ってきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 地方公務員には、全体の奉仕者として、身分上、職務上の義務が課せられ、服務基準が定められているところでございます。本町では、こうした服務規律の確保や不祥事防止のため、副町長通知等を発しながら、折に触れ、注意を促してきたところでございます。

公務員等の相次ぐ不祥事に際しましては、職員の倫理観の欠如という観点から、本町におきましても、全職員を対象に、昨年12月にコンプライアンス研修を実施いたしました。公務員の不祥事は、その自治体及び職員の信頼を失墜させるばかりではなく、その自治体の名誉も傷つける行為であり、あってはならないことというふうに認識しております。今後も綱紀粛正に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 質問内容を町長と教育長としておりましたけれども、今、教育の問題がいろいろと、学習指導要領の改正案とかいろいろ出ていまして、小・中学校の指導要領も共通ではないようであるというようなことが言われておりますけれども、生徒がみずから学んで、主体的に対話できる深い学びを掲げるというようなことを考えるというようなことが打ち出してありました。このようなことを踏まえて、また、全体的に、先ほど私が言いましたように、公務員、教員による不祥事が相次いでいることに対しまして、教育長としてどのように考えているか、詳しく伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 教員のことにに関して、対策といいますか、取り組みをちょっとお話しさせていただきたいと思います。

町教育委員会では、教職員の綱紀の保持及び服務規律の徹底を図るために、管理職を対象とし

た研修を3回、中身は、校長コンプライアンス研修を1回、教頭コンプライアンス研修を2回実施いたしました。また、初任者を対象としましたコンプライアンス研修を1回実施しております。

各学校におきましては、全校職員を対象としたコンプライアンス研修を、年間を通して実施するよう指導しております。特に今年度は、わいせつ、体罰及び飲酒運転防止をテーマにしました校内研修を実施しており、3校の小学校においては、県教育長教職員課より講師を招きまして、研修を実施しております。

研修等を通して、服務規律遵守の観点から、日常の言動について、相互に指摘し合える職場づくりに努めるよう指導をしているところでございます。

また、各学校が作成した教職員コンプライアンスチェックシートにより、全職員を対象とした点検を年2回実施しております。全職員が自己点検し、その結果を校長が確認し、改善が必要な場合は、速やかに改善策を講じるよう指導しております。

今後も研修の充実を図るなど、各学校と組織的な取り組みを推進しながら、教職員の綱紀の保持及び服務規律の徹底が一層図れるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） いろんなことを本当に、最終的には自分の自覚の問題であると思うわけですが、本当に自覚次第で、私たちもこの前、佐賀県と熊本県のほうに、パノラマまらそんが終わりまして、行ったわけですが、意識の問題である、意識改革、「意識」というのが何回も出てきまして、個人個人で意識を持ってもらおうという、議員もだけど、それぞれにそういうことのいろんなことが出てまいりました。意識を持つということは、自覚を持って接するということじゃないかと思っております。

その中で、ある新聞に書いてあったことを読み上げますけれども、3月、4月は、昇任やら、上に上がる異動時期でもあります。管理職の中には、1年は様子を見ようとする人もいるというようなことであります。

プロ野球の故人・星野仙一は、監督業が13年であります。数年契約を拒み、年ごとの契約更新を行ったということでもあります。初代の燃える男・長嶋茂雄、相手投手は星野仙一であります。星野仙一は、主将の敬愛する明大の故人・島岡監督から、人間力の大切さを肝に銘じられたと言っております。まず、技術的なミスより、礼儀や人間としてやるべきことに厳しくすれば、野球の神様に愛されると言われ続けたと言われております。

確かに、教育に当たった人から話を聞きまして、教育の神様に愛されている学校は、魅力的な人間力にあふれているというようなことが新聞に書かれておりました。まさしくそのとおりじゃないかと思っております。

いろいろと最初からずっと質問をしてまいりましたが、今、働き方改革とか、パワハラの問題とか、いろいろ出ていますけれども、働き方改革においても、いろいろ変わってきているような状況であります。以前は、楽しい生活をしたいとか、自分の能力を伸ばしたいということが非常にパーセントが多かったみたいであります。現在は、そういうことがなくなっていった、楽しい生活をしたいというような状況になっているというようなことでもあります。これは40年以上続く働くための意識調査ということで、データが出ております。経済性から楽しさに変わっている状況であります。以前は、人並み以上に働きたいというようなこと、これを大きく上回って、若い世代の意識が変化し始めているというような状況であります。この中で、そういうことと、今、いろいろ問題になっておりますけれども、パワハラとか、いじめとかがあっておりますけれども、これもまた受け取り方で違うんじゃないかと思っております。相手の受け取り方で、冗談で言ったつもりが、また本人のいろいろありますから、こういうことを踏まえながら、管理職というのは、そこら辺もいろいろ管理する立場にありますから、そこら辺の仕事はどこでも一緒じゃないかと思っております。その辺のところを十分自覚を持って接していただきたいと思っております。

続きまして、最後に行きます。畜産の問題に行きます。

平成28年度には、29年度ですかね、全国和牛能力共進会、和牛肉牛の部で3連覇を達成することができました。

その中で、宮日新聞に載っておりました。本町の出身である県立農大の畜産学科の1年の大脇さんが、第28回ヤンマー学生懸賞論文主催の作文の部で3席に当たる上賞をいただいたと載っておりました。県内からは唯一の受賞であって、率直な評価がされたのがうれしいというようなことでありました。机の上の勉強だけではなく、積極的に人に会って話をして、さまざまなことを吸収することが、向上心をまさるような体験を重ねることができたというようなことが書かれております。

そして、大脇さんは、都城西高校の普通科卒業です。父と祖父が牛飼いであります。牛を身近に感じて、その中で牛に携わる仕事につきたいというようなことで、農大校へ行くというふうなことであります。

また、この文章を読みまして、ほかの地区から、それに対しまして、このことに対しまして文章が載っていましたが、若いうちは宮崎県か他県で働きたいといったことでありましたけれども、この人の目を見たら、きらきら輝いておって、子供の生き方の道しるべになるというようなことが、家族の背中はずばらしいというようなことが書かれておりました。やっぱり道しるべになるんだなというようなことですね。牛の繁殖で生計を立てる夢を見据えるその目はきらきらしておったというようなことが書かれておりました。こういうことに対しまして、本当にすばらし

いことだなと思った次第であります。

そして、また、この前、宮崎県のブランド牛である宮崎牛は、アメリカ映画界の祭典として、第90回アカデミー賞の授賞式アフターパーティーで食材として使われております。都城出身のロサンゼルス在住映画監督の曽原さんという方が、協力のおかげで実現したということでもあります。全国和牛能力共進会で内閣総理大臣賞を3大会連続受賞の中で、宮崎牛が90回の節目を迎える同賞のパーティーで扱われるということは非常にいいことだなと言われております。本当にこれから宮崎牛が世界に発信されればいいんじゃないかと思っております。日本一の和牛のよさを知ってほしいというようなことが言われておりました。生産者にとりましては、大きな励みになると書かれておりました。

そのような中で、質問していきたいと思えます。

口蹄疫前年の県内の市場頭数ですね、平成29年度はまだ、3月までが29年だと思えますから、平成28年度県内の市場の取引頭数について伺ってきたいと思えます。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、ご質問の県内の和牛子牛の取引状況についてお答えいたします。

口蹄疫発生前ということですので、平成21年度と平成28年度を比較してご説明いたします。

県内の和牛子牛取引頭数は、平成21年度が7万7,707頭、平成28年度は6万1,516頭でございまして、対比79%となっているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 21年が7万7,000頭ですね。28年が6万1,516頭ということですが、1万6,000ちょっとぐらい少なくなっているわけですが、この辺はやっぱり後継者問題とか、若い人とか、そういうことになるわけでしょうかね、頭数的に減っている状況というのは。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 一番の要因としては、これはもう全国的な傾向でございすけれども、一番の要因としては、高齢化が進んでいるという点、そして、担い手がいらない、後継者がいらないというのが一番の要因でございす。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） それでは、今言われたとおり、高齢者、全国的に頭数が減っているというような状況ですが、口蹄疫前年の都城市場の取引頭数、同じようなことですが、

28年度の都城市場の取引頭数について伺っていきます。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 都城市場における和牛子牛取引頭数についてお答えいたします。

平成21年度が1万8,406頭、平成28年度が1万3,348頭で、対比72%になっております。

以上でございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 同じようなことで若い人がしない、少子高齢化、高齢化というようなことが、原因が多いわけでしょうかね。そして、また、戸数的にはどうなのでしょうかね。若い世代がやるというのは、多頭が、たくさんやる人がいらっしゃいますけど、そこら辺の状況がわかったら教えていただけますか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 都城管内ばかりではなく、全国的な傾向なんですけど、畜産、和牛生産という部分につきましては、若い人から見て、今の価格層は非常に高い値段で取引されていますので、非常に魅力はあるんですけども、その経営に着手する上では、非常に初期投資が大きいというのが一つの要因ではないかなというふうに思います。

それと、あと、2つ目なんですけど、和牛子牛生産の場合は、子牛を産ませるという作業が出てきますので、技術的なところでいいですよと、発情の発見、受精の関係、それとお産ですね、それとお産後の下痢対策、そういった事故等の対策、これらをかなりマスターしなければ、なかなか生産率につながらないというのが現状であります。

例えば、今、大体指標としまして、和牛子牛生産につきましては、市場頭数の80%、これが年間出てくれば、優秀な農家と言われているぐらいの指標でございますので、のこり20%という部分については、先ほど申しました繁殖障害とか、あと事故、そういったものが大きな要因ということで、この20%の部分克服するというのが非常に難しい分野であるということでもあります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 80%が市場に出ればいい状態じゃないかというような、確保するのが、克服するのが問題じゃないかというようなことですが、28年度に都城の市場で、名簿に記載されている中で、改めて持ってこないというような、自家保留とか書いてありますけれども、当日持ってこなくて欠がありますよね。そこら辺を踏んだ上で、何頭ぐらいあったかわかりますか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 市場に競り市ブックというのがございますけれども、そこにはもう事前に、我が家で生まれた牛を我が家に残すという、自家保留という言い方をするんですけれども、そういった届け出のある分については、競りブックのほうに記載がされます。それ以外の競り当日になって、競りブックには載っているんですけれども、持ってきていないという事態については、恐らく、当日、体調が悪いとか、そういったような状況の中で欠場が発生しているというふうに思われますが、市場の中で、そういった部分も含めて、非買額頭数も含めてなんですけれども、都城市場において、平成２８年度の数字ですが、和牛子牛の自家保留頭数は約３，３００頭ということになっております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（６番 内村 立吉君） いろいろ質問してまいりましたけれども、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（池邊 美紀君） これより、２時２５分まで休憩をとります。

午後２時１５分休憩

午後２時２５分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位４番、池田さん。

〔１０番 池田 克子君 登壇〕

○議員（１０番 池田 克子君） 通告いたしました、学校での突然死ゼロ体制についてと水道事業に関することについて、それぞれお尋ねいたします。

まず、（１）についてであります。

突然の心停止から救い得る命を救うためには、心肺蘇生や自動体外式除細動器——いわゆるＡＥＤでございますが——の知識と技能を体系的に普及する必要がある、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。

平成１６年に、市民によるＡＥＤの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、ＡＥＤの使用によって救命される事例も数多く報告されております。救急隊が到着までにＡＥＤを使用した場合の効果は、生存率が約５倍高くなると報告されています。

しかし、いまだに、毎年約７万人が心臓突然死で亡くなっているのと同時に、学校でも、毎年１００名近くの児童生徒の心肺停止が発生しております。その中には、平成２３年９月のさいた

ま市での小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが活用されず救命できなかった事例も複数報告されております。

そのような状況を踏まえて、学校における心肺蘇生教育の重要性が見直されております。

それは、平成29年——昨年であります、3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野に応急手当を適切に行うことによって、障害の悪化を防止することができること、また、心肺蘇生法などを行うことと表記されました。そして、同解説では、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されております。

しかし、全国における教育現場での現状を見ると、全児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績であります、小学校で4.1%、中学校で28%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況にあります。

そこで、教育長にお尋ねいたします。学校での心肺蘇生教育の普及推進に関することとして、小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性をお尋ねいたします。

あとは、質問席にて質問いたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状についてのご質問にお答えいたします。

まず、小学校におきましては、第6学年保健の授業、単元はけがの予防で、AEDについて学習しております。実際に、心肺蘇生やAEDの実習は行ってはおりません。

次に、中学校におきましては、第2学年保健の授業、障害の防止で心肺蘇生、胸骨圧迫の実習を保健体育教諭の指導のもとに実施しております。

各学校における保健安全指導につきましては、保健主事を中心に、各教科や特別活動と関連を図りながら、年間を通じて計画的に指導するとともに、学校保健委員会とも連携を図りながら、保健安全指導の充実に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 先ほど、事例で申し上げましたさいたま市でございますが、こは、既に、平成26年度より、全市立の小中高で保健学習の授業の中で心肺蘇生法の実習を実施しております。小学校では、三股は6年とおっしゃいましたんですが、5年生からであるようであります。

そして、その5年生で終わりじゃなくて、今度は中学1年の段階で、全ての生徒がAEDの使用を含む心肺蘇生法を行うことができるようになることを目標に取り組んでおられます。

ということは、先ほど、教育長が答弁言ってくださったんですけれども、小学生では実施されていないと。中学2年で実施されているということでございますが、そのような2年生の中で、全ての児童が実践できるようになっているのかなというところで、少し疑問を感じるわけですが、教育長にいま一度お尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） AEDにつきましては、実施はやっておりませんけれども、中2の胸骨圧迫ですね、胸を押さえてやる、これについては、体育の授業の中、あるいは保健の授業の中で実施をしているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 先ほど来からさいたま市のことを申し上げているんですけれども、さいたま市で児童生徒が、本当に悲しいことに亡くなったという事例のことでございますけれども、その事例を受けまして、本当に、緊急時に迅速かつ最善の行動をとれるようにするためには、もう小学5年から毎年繰り返し学習をさせていくと。ですから、1回だけじゃなくて、もう5年、6年、中学校1年、ずっとさせるというような、要するに繰り返す実習をされていくということです。

私も防災士の講習を受けたときに経験があります。その経験は、本当に、それこそ1回か2回ぐらいの実習でございました。ですから、じゃ、それを、あなたは経験があるから、じゃ、ここでやってごらんと言われても、なかなかこれが実践に伴わない。要するに、自信がございません。

ですから、覚えるという意味では、繰り返し学習させるということが大変大事な事かなと思うわけです。ですから、私も質問の中に申し上げているように、今後の方向性という意味で質問を申し上げている部分があるんですが、いかがでしょうか。今後の方向性の中で検討していただきたい、ありがたいんだと思いますが、教育長にいま一度お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 先ほど言いました、小学校は6年生の授業、中学校は2年生の授業というのは、保健の授業は年間カリキュラム決まっておりますので、その学年で、そういうふうな全国的な一律のものが大体ありますけれども、特別なカリキュラムをつくっている学校あるいは地域もあるのかもわかりませんが、基本的な流れの中で大体決まっておりますので、学習内容はですね、その中でやっております。そして、限られた1時間の授業の中でやっております。

そして、AEDというのは高価なもので、数も学校に1台しかありません。それが、全ての子供たちに、それをやっていくというのは、なかなか時間の問題と数の問題で難しいところではありますが、今後、学校とまた検討してまいりながら、どんな方法が子供たちが理解できるか、もちろん、私たちもこのAEDの講習受けたことはありますけれども、何回かあります、なかなかでき

ませんが、ただ、AED 1回受けると、ずっとそれは解説つきですので、次はこうしなさい、次はこうしなさい、ここに当てなさいという全部解説つきですので、初めての方でもできないことはありません。1回覚えれば、解説がずっとついていきますので、それを複数回やったほうがいいと思うんですけども、そういった詳しい解説つきということで、AEDのよさがあると思います。

今後、学校とまたいろいろと協議しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 先ほど、私が、最初申し上げたのが、昨年の3月に、中学校の新学習指導要領保健体育科の保健分野の中に、こういうふうに心肺蘇生やらしなさいよというようなところを表記されているし、AEDを使用して、心肺蘇生法も実施を通してやりなさいという指導要領の中にあるわけなんです。ですから、これはもう、ぜひ、そういう指導要領を実施していただいて、やはりAEDの実施をぜひ取り入れていただきたいと思いますので、先ほど、教育長がおっしゃったように、今後の検討の中で、方向性の中で検討していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、参りますが、学校におけるAEDの設置状況というのが、2番目に私が質問をいたしてありましたんですが、いかがですか。もう一度、教育長にお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） AEDの設置状況についてでございますが、全ての小中学校に設置しているところでございます。また、町教育委員会作成の緊急対応マニュアルも同時に整備し、緊急時に即対応できるようにしておるところでございます。

設置場所につきましては、三股西小学校は体育館入り口、そのほかの小中学校につきましては、正面玄関ロビーに設置しているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 私事でございますけれども、AEDの導入について、平成18年6月でしたけれども、一般質問の中で申し上げたことがございます。そのとき、事例で、三股の女子高校生、農業高校生だったと思うんですが、植木の方です、高校であります、その方が体育館で準備運動で走っていったときに、急に前のめりで倒れて心肺停止状態になりました。一命は取りとめられたんですが、やはり20日間ぐらい意識不明の状態であったということでありました。

そのとき、平成18年4月の事故でありましたので、学校には、まだ、そのときはAEDは設置されておらなかったもので、そのときAEDがあればというのは、後の話であったということでありました。

先ほども申し上げましたように、いまだに毎年学校でも100名近くの児童生徒の心肺停止が発生している現状であります。これは、災害と一緒にですから、いつ起こるというのは予測は当然できないんですね。しかし、これはよそ事ではないと。身近なところで、いつ起こってでも、いつでも事故は起こり得るというふうに対応しなけりゃいけないと思います。

そうして、教育長の今の答弁の中では、全校に、一応、1台だけれども配置されているということで、その部分は安心するわけですが、それは、さっき言われたように、AEDを使った講習というそのものは、まだ、していないとおっしゃいましたよね、器具を使った講習というのはされていないとおっしゃいましたね、されていないですね、子供たちはですね。

ということは、あるということに対しては安心があるわけですが、今度は、もうAEDは器具でもあるんですから、ですから、当然使わなきゃ使わないで、やはり管理というものが要になるのかなと思ったときに、学校ではどういう管理体制をとられているのでしょうか。その辺、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 管理体制については、厳しいところなんです、いわゆる電池が切れている状態、使えない状態はいけませんよね、いざといったときに使えない状態はいけませんので、そういったところの点検とか電池の管理、あるいは、そこにちゃんとあるかないか、そういったことについては、日常的に、物がそこにあって使える状態であるかという管理は普段やっておるところです。

このAEDにつきましては、学校だけが使うものじゃなくて、地域の方も何かあったときはどうぞ使ってくださいねというものだというふうに私は認識しております。そういった意味では、やはり、常時、いつでもどこでも誰でも使えるというものでないといけないというふうに思っているところです。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） であるならば、なおさらのこと、やはり点検を誰かが責任を持って、しっかり定期的に見てもらえる、もらう、そういう部分もやっぱり必要になってくるんじゃないかと思うんです。

確かに、使わないにこしたことはないんですけども、いざというときに、それが、消防団は特にそうだと思うんですけども、火事がなければ幸いだけでも、いざというときには出動しないといけない。そのための日常点検というのは、消防の方はされているわけですね。それは、回数が多いから当然のことですけども。

しかし、AEDだって、大変重要な機器でもありますから、その辺はぜひ、今後の中で、管理体制を誰がどう責任を持つかということも、ぜひ、今後検討していただきたいと思っております。

ので、よろしく願いしておきます。

では、次に参ります。

さっきから聞いて、管理体制とか、今もしているんですが、学校での危機管理体制を拡充して、児童生徒の命を守るための安全な学校環境を構築するためには、教職員の方々のAED講習は、これは喫緊の課題だと思います。

そこで、お尋ねいたします。教職員へのAED講習の実施状況と具体的な取り組みはどのようにされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 教職員へのAED講習の実施状況についてですが、全小中学校におきまして、毎年1回、全職員対象に実施をしております。

今年度の講習は、小学校は5、6月の水泳実施前、中学校は8月に実施しております。その講師につきましては、消防署からの派遣が5校、日本赤十字社からの派遣が1校、そして、その学校の養護教諭による講習が1校でありました。

今後も、校内での緊急発生時に、教職員が緊急対応マニュアルに沿って即時に対応できるよう、各学校における研修や講習会の確実な実施に向けて推進していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 最初、再々で、さいたま市の事例を申し上げるんですが、このさいたま市では、事故があった1年後、もう早速、教職員の研修のためのわかりやすいテキスト、体育活動時等における事故対応テキストを作成されました。目の前にいる人が突然倒れ、反応や普段どおりの呼吸があるかわからない場合も、直ちにAEDを手配し、心肺蘇生を行うことが当然強調されているわけであります。

それで、それはもうその中に、そのテキストの中にそういう手配しなさいという、わかりやすくテキストの中に書かれてあるという意味でございます。そして、全市立の小中高の教職員に配布されたということでございました。

三股も、先ほど事例申し上げましたように、事故があったわけですがけれども、即対応されたのか、私は、危機意識の違いを感じている次第でございます。

間もなく、教職員の異動も始まります。三股の各学校では、どこでも徹底したAED講習を行いますよと、模範を示していただきたいと思います。新たに、教職員の方、ほかの学校から転校、転入される方、先生方ですから、ほかの学校ではどうだったかもわかりませんが、三股においては、AED講習を徹底して行っていますよという模範をぜひ示していただきたいと思いますが、いま一度、教育長の決意をお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 教育の中で命を守る教育、とても大事な部分だというふうに思っております。そういう意味で、こういった不慮の事故に対する即座の対応、AEDが効果を発揮するというのは大事なことです。また、校長会あるいは教職員に向けて、そういった命の教育ということを重点に置きながら、AEDの講習がどの時点で、どんな時間で生かされるのか、あるいは、どういう講師を紹介できるのかということをやっと検討しながらいきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議員（10番 池田 克子君） よろしく願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） では、次に参ります。

水道事業の現状と将来の見通しに関することであります。

今、水道の計画的な整備を中心とする時代から、人口減少社会や頻発する災害に対応できるよう、施設の維持管理や修繕、計画的な更新を行うことにより、将来にわたり持続可能な水道とすることが求められる時代へと大きく変化しております。

その基礎となるのが台帳の整備であります。水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載した台帳は、水道施設の適切な管理のほか、計画的な施設の更新、災害対応等の全ての基礎となる有用な情報であり、極めて重要であります。

そこで、お尋ねいたします。水道施設の適切な資産管理を推進する上で、欠かすことのできない水道台帳の整備状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 国におきましては、水道事業の基盤強化を推進するために、水道法の改正を含めた検討を行っていますが、マンパワーの不足している中小規模の事業体では、水道施設の保有、管理状況に関する基礎データも十分整備されていない現状がございます。

本来、水道台帳とは、事業認可申請に必要な給水区域、給水人口及び給水量等の事業計画、工事設計を記載している台帳であり、本町においては、適正に整備し、保管しております。

また、水道施設の基礎データとしての固定資産台帳も、三股町水道事業創設時期より資産管理を行い、毎年、固定資産取得に合わせて適切に整備している状況でございます。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 確かに、当町の水道事業においては、健全な事業を行っていらっしゃるなというのを私もわかっているわけですが、その中で、今回、こういう質問をさせていただくわけですが、やはり災害時においての、まずは水道施設データの整備が不十分であったために、迅速な復旧作業に支障を来した例もあると、当町じゃございません、ほか

のところでもあると聞いております。

しかし、この上水道事業者の約7割は、データを整理されているということになっておりますんで、当町もしっかり参加にされているということで安堵いたしておるところでございます。

でも、時とともに進むのが老朽化であります。機械、電気、計装設備は、日常点検はされると思います。しかし、埋設され比較的点検を行うことが困難な管路では、実施率が低くなっているのではないかと思います。それも点検した中で、水道台帳に逐次掲載されていると思いますけれども、それらをどう調査とか更新時に生かされているのか、その記載の状況というか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 今、ご質問のありました管路の更新にかかわる点検状況でございますが、管路に対しての点検は行っていない状況でございます。漏水の多い地区において、漏水の多い箇所の水道管においては、順次更新を行っている状況であります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 今後、次からの質問にもかかわってくるわけですが、やはり、埋設されている部分というのが、今後の中で、非常に地震とかいろんなものに関連してくるという意味では、やはり埋設された部分をどういうふうにして点検していくかというのが、データのものが、今後、今から、私の質問の中に出てきますんで、それもちょうと参考にしていただければと思います。

それで、この水道法が昭和32年に施行されましてもう60年たつわけです。それで、中でも日本の水インフラは、高度成長期の経済成長期の昭和45年ごろには急速に整備が進んでおります。その当時は、鉛管とアスベスト管が主流でありましたので、そのときはよかったんですけれども、その後、不適格として早急な更新を求められました。また、そして管路の老朽化も大きな問題と、先ほど申したように、なっております。

ちなみに、水道管路の法定耐用年数は40年だと言われているわけですので、当町が布設してから年数を逆算していくと、まだ、これからかなという部分も多々あるのかなとは思っているわけですが、老朽化が、やはり年々上昇しているという調査で、26年度の調査では、全国平均で12.1%で、宮崎県は11.4%老朽化となっているわけです。

そして、また、それを更新したその率としては、全国平均が0.76%、宮崎県は0.57%と非常に低いんです。これを、統計で年次的に計算していくと、全ての管路を更新するのに約130年かかると想定されているようでございます。とても生きておりませんが、ここにいる人たちはみんなですね。

そのように、年数としては非常に、耐用年数としては長いんですけども、やはり、さっき私が、次の質問の中で申したいとしているのが、アスベスト管の交換状況と管路の更新率、ちょっと、先ほど答弁では、してないとかいう答弁されたんじゃないかなんでしょうか。

じゃ、済いません、その中で、管路の更新率は何%でしょうかということでお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 先ほど申しましたのは、定期的に、管路を定期点検を行っていないということでございます。更新は行っている状況でございます。

三股町におきます石綿管の布設状況でございますが、平成19年度においては約13キロございましたが、平成29年度現在では約2キロメートル、10年間で11キロメートルの布設替えを行っている状況でございます。

管路更新は、下水道工事の道路掘削時に合わせて計画的に布設替えを行っておるところでございますが、残存している石綿管は、県道等の交通量の多い車道部に残っているため、近年は、計画的な布設替えが進んでいない状況でございます。

なお、石綿管の撤去作業等については、アスベスト粉じんを吸い込むことにより、健康障害が発生するおそれがありますが、水道用石綿管はセメントに被覆されており、厚生労働省やWHOの見解でも、配水管として使用することによる飲料水からの健康への悪影響は認められないとされております。

次に、配水管の管路更新についてでございますが、平成28年度には、事業費で4,805万6,000円、延長が1.4キロメートルで、更新率は0.54%であります。今後も積極的に老朽管の管更新工事を行い、老朽化対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） そうですね、28年度の水道事業の決算の検証の中にもアスベストの残の延長が2.8キロと、28年度がですね、おっしゃっていましたが、報告がありました。その後、29年度で0.8キロ、そして、残が今、2キロになったということでございます。

今、なかなか工事が進まないというようなことをおっしゃったわけですけども、やはり、これは決して、当然、これ、水道水ですから、検査とかいろいろなものを経て、オッケーが出ているからこそ水道として使っているわけですから、確かにアスベストそのものは害がないということだと思うんですけど、しかし、じゃ、だったらもう最初からそうしたほうが、替えなければよかったわけですね。しかし、替えないといけないという状況になっているということは、やはり、今後も、じゃ、あと2キロあるわけですから、何とかこの2キロも完了していただきたいと思いますが、今後の計画の中では、いつまで終了する予定として考えられていらっしゃるのか、

お尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） アスベストについては、漏水が多いために、今、管路更新を行っている状況で、健康被害があるので管路更新を行っているわけではございません。漏水が多い管路でありますので、更新を行っている状況であります。

水道事業の更新計画としましては、あと５年程度で更新したいと考えておりますが、先ほども申しましたように、県道部に布設してありますので、下水道の布設工事に合わせて更新をしていますので、なかなか計画的にいかない状況ではあります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（１０番 池田 克子君） 計画があるということは、いずれは布設替えされるということでもあるわけでしょうから、ぜひ、その年間計画の中で実施していただければと思います。

先ほど、質問の中でも管路の更新率ということでも質問をさせていただいたんですけども、当町は０．５４％ということで、県の０．５７に大体準じていっているような状況でございます。だけど、これを管路の更新計画というものは当然されているかなと思うんですが、今後の管路の更新計画をお聞きしたいと思います。現在が０．５４％であるわけですから、今後の更新計画。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 毎年、管路については、約１億程度の予算をつけておりますので、毎年０．５％程度の更新になるかと考えているところでございます。

以上です。

○議員（１０番 池田 克子君） 毎年ね。わかりました。議長。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（１０番 池田 克子君） じゃ、毎年が大体０．５％ぐらいずつを更新していくという計画をされているということですね、毎年更新されていっている０．５％は、ですね。これが、管路の更新率が、計算があるわけですね、管路の総延長分の更新された管路延長掛ける１００という計算があるわけですけど、これが、さっき申したときによりますと、全部を布設替えすると１３０年かかるというようなことでございますけれども、これを年次的に、当町としても大体県の更新率に合わせた大体０．５４ということで、標準的な更新率というふうに捉えていいんでしょうかね。わかりました。

では、次に参ります。

③でございます。水道の基幹管路の、今度は、耐震適合性のある管路の割合は全国平均で３６％にとどまっているというデータがございます。宮崎県は約３０％です。もう３０％弱なん

ですね、弱です、県がですね。

耐震化が適切に実施されていなければ、申すまでもありませんが、安全な水を安定的に供給できないだけでなく、大規模災害等において断水が長期化し、町民の生活に甚大な影響を及ぼすということは、もう、これは言うまでもありません。

ですから、その対応として、管の継ぎ目に伸縮性を持たせる耐震化が、今、対応されているようでございますけども、今後どのように、当町でも進めていこうとしているのか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 南海トラフ等の地震が発生した場合でも、生命の維持や生活に必要な水を安定して供給するために、基幹管路であります導水管、送水管、配水本管の耐震化は必要であると考えています。

三股町における基幹管路の耐震化率は、良好な地盤に布設されているダクタイル鋳鉄管のK型継ぎ手を有するものを含めると49.8%でございます。また、重要給水施設管路におきます基幹管路の耐震化率は100%であります。配水支管の耐震化率は11.5%と低い状況ではございます。

耐震管としては、ダクタイル鋳鉄管においては、K型継ぎ手、NS継ぎ手、GX継ぎ手等の抜け出し防止継ぎ手がございます。また、一体化としては、融着により、ポリエチレン管も耐震化に適していると言われております。

それぞれの特性と経済性、施工性を考慮して選定する必要がありますが、現在、三股町においては、重要給水施設管路の配水支管更新工事においてはNS継ぎ手を採用しており、今後も積極的に耐震化に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） もう本当に、微に入り細に入り、この水道事業をされている方々が積極的にいろんな対応をされているのは、もう十分私も承知しておりますので、もう本当に安全性のある、耐震化のある伸縮性に優良な耐震化をとにかく進めるためには、素晴らしい素材、ものを使っていただいて、本当に皆さんに安心安全を与えていただきたいと思いますというわけです。

ちなみにですけれども、熊本地震、この水道の復旧状況、熊本市では約2週間後に復旧したと。反対に、南阿蘇村、確かに厳しかったんですが、断水解消に約3カ月半を要したということです。

確かに、場所によって、震度の違いは当然あったわけで、その差もあるわけですが、やはり、阿蘇村では、耐震適合率、これがもう10%切っちゃっているわけなんです。非常に悪い状況だったというのが、やっぱり、こういう意味では断水解消に3カ月半も要したと。本当に、皆

さん、住民の方々は、水が来ないというのは、日常の中でどれだけ、やはり大変な思いをなさっていたかなと思うと、やはり、これも私たちが日常の中で対応をしっかりしていってもらわないかんのやなという、データのから見ても、私も感じたところでございました。

今後、南海トラフ巨大地震、これが、発生がいつ起こるかわからないと、もう言われているわけですので、この巨大災害の発生に備えるために、当然いろんな早急な対応を求めているかなきゃならないんですが、町長として、こういう対応をどのようにして考えていらっしゃるのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま、担当課長のほうでご説明申し上げましたけれども、それぞれの導水管、送水管、配水管、それぞれの取り組みはさせていただいておるところなんですけれども、この耐震化率がまだ低い部分もございますので、毎年、予算の範囲内でしっかりと耐震化に対応する努力をさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（１０番 池田 克子君） では、次に参ります。最後になります。

上水配水施設や老朽管更新の工事費は、年間計画の中で当然算定されていると思います。今後、やはり考えられるのは、水道施設の改善等には多額の投資が必要ではないかと考えられます。ですから、今後の財源の行方が気になるわけです。

そこで、お尋ねいたします。健全な水道事業の継続のために、水道料金の設定をどのように今後していくのかというような計画があれば、お尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 水道料金については、老朽化・耐震化費用の増大と人口減少に伴います水需要の減少によりまして、経営状況の悪化が懸念されております。長期的な見通しに基づいて水道料金を設定する必要があると考えております。

三股町の水道料金は、消費税に伴う改定を除きますと、直近では、平成１３年４月１日に改定を行っております。全国では、約５割の事業者において、給水原価が供給単価を上回っていると報告されておりますが、三股町におきましては、平成２８年度決算で、給水原価が１２７．８６円、供給単価が１３６．５３円となっており、適正な料金設定であると判断しております。

また、２８年度決算における経営比較分析では、経常収支比率は黒字であることを示す１００％以上となっており、類似団体平均値より上回っております。今後とも、給水収益等の収益で、維持管理費等の費用を十分賄えると考えています。

しかし、中長期的な視点に立った計画的な施設更新、財源確保に関する取り組みとしての簡易支援ツールを活用しましたアセットマネジメントを実施すると、今後は、施設の更新時期を迎え、

水道施設の老朽化が進行し、施設の更新に要する費用が増大していくため、収益的収支は、2028年度までは増益であります。その後、収益が減少していき、2053年には資金不足となるため、2048年に料金改定を行う状況が予想されます。

費用の増加を抑えるために、更新事業等については、国庫補助金の活用も考えられますが、補助要件の資本単価、1立方メートル当たり90円以上に対し、本町の現状では、68.36円と補助条件を満たしていませんので、今後も、財源については内部留保資金等で事業を実施していくとともに、事業の平準化にも努めてまいります。

また、起債については、今後検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当に、財源というのを確保するためには、本当いろいろな策を講じながらやっていかないといけないということで、大変心配されているとは思っております。

しかし、今の状況の中では、健全財政の中で運営されているということで一安心はしているところですが、先ほど課長も言われたように、人口の減少が、今後絶対減少していくと。今、当町としては、人口が本当に、ほかの市町村よりかどんどん皆さんが移住してくださっていますんで、大変ありがたい人口増になっているんですけども、やはり少子高齢化でございますんで、必ず人口減少のときがやってくるわけですから、そうなったときに、経営の状況、これが悪化しないように、しっかりと先手先手の中で取り組んでいただいて、今後、健全財政をそのまま続けていただければありがたいと思います。よろしく願いしておきます。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池邊 美紀君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。残りの質問は、あす8日木曜に行うことといたします。

_____ . _____ . _____

○議長（池邊 美紀君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時13分散会

平成30年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成30年3月8日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成30年3月8日 午前9時59分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1 番 森 正太郎君	2 番 楠原 更三君
3 番 福田 新一君	4 番 池邊 美紀君
5 番 堀内 義郎君	6 番 内村 立吉君
7 番 福永 廣文君	8 番 指宿 秋廣君
9 番 重久 邦仁君	10 番 池田 克子君
11 番 山中 則夫君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画商工課長	鍋倉 祐三君	税務財政課長	綿屋 良明君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君

農業振興課長 白尾 知之君 都市整備課長 上原 雅彦君
環境水道課長 西畑 博文君 教育課長 渡具知 実君
会計課長 内村 陽一郎君

午前9時59分開議

○議長（池邊 美紀君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、一般質問を行います。

7日に引き続き質問をお願いします。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、指宿君。

〔8番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（8番 指宿 秋廣君） おはようございます。

それでは、通告いたしておりました6つの案件について質問をいたしたいと思います。

今現在、70周年記念事業という形で論議をされておりますが、全体を考えると、過去、現在、未来というふうが続くのが70周年、一つの節目だろうというふうに思っております。そこで、私は未来につなぐ観点から質問をしたいと思います。

将来を担う子供たちは、本町にとって、いや、日本にとって貴重な宝だと思っています。文教のまちを公言している本町は、他の自治体に率先して投資するべき考えで行政を進めていることは、私も承知をいたしております。その観点から、もう少し施設等への充実・補強ができないかという思いでこの質問をいたしました。

第1問の質問事項ですが、三股中学校の体育施設について質問をいたします。

中学校の管理下以内、敷地内以内という意味ですが、町営の体育施設の中学校としての利用状況はどうなっているのかを質問をいたします。

以上、演壇からの質問を終わって、あとは質問席から行います。よろしくお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 中学校での体育施設等の利用状況についてのご質問にお答えいたします。

主に体育館を例にとりますと、保健体育の授業はもとより、特別活動における生徒会活動、学

校行事等を中心に毎時間活用している状況にあります。

放課後においては、男女バスケットボール部及び男女バレーボール部が主な活動場所として利用をしておるところであります。

また、夜間におきましては、８時より１０時まで開放をしており、ほぼ毎日のように一般のバスケットボールなど活用している状況にあります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） 今、教育長が答弁になったのは、学校長の管理下にある施設、要するに、中学校の施設にある体育館等々の話をされていました。私が聞きたかったのは、それは校長の権限でできるわけですね。聞きたかったのは、そうではない、俗に言うと、町営になるのでしょうか、の施設等を学校側が、例えば、教育の一環として、例えば、文化会館が発表会とかやりますね、そういう形のものがどれくらいあるのかなということが知りたかったわけで、特に体育施設という観点からいうと、なぜこの話をするかちゅうたら、町が今回、勤労者体育センターを改装しました。そうすると、中学校から近い体育施設は、次は町の体育館かなというふうに思っ、この質問になったわけですので、ほかに学校の敷地内にない、中学校の敷地内にない利用等についてあれば、教えてください。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 学校施設以外、町の体育施設で部活動は活用しているという事例ということで言いますと、まず、この役場近辺にあります町体育館、ここで男女のバドミントン部が活動しています。そして、武道館で男女剣道、そして男女卓球部が活動しています。今、工事中でありますけども、従来、勤労者体育館で、今はできませんけども、バスケットあるいはバレーボールが交代で活動しております。そして、学校近辺のお隣にありますテニスコートで硬式テニスあるいは軟式テニスが練習しております。そして、弓道場で男女弓道部が練習。それから、新しくできました西部地区体育館におきましては、バレーボール部が練習をしております。そのほか、各小学校も利用して部活動を、小学校まで行って練習しているという部活動も幾つかはございます。近隣の町内の体育施設につきましては、以上のような状況で、そのほか、もちろん、文化会館等につきましては、部活動ではありませんけども、文化的な行事で、例えば、立志式だとか、合唱コンクールとか、そういったもので活用させていただいております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） その案件につきましては、また後で出てくる、またお願いをした

と思いますが、とりあえず正規の授業中ということであると、そういう利用実績はないというふうに答弁の中で捉えたわけです。

今度は2番目の問題に入りますが、今度は学校の敷地内というふうに限定をして、学校の敷地内、学校長の管理下、学校長がほぼ使えるものとして、体育館以外に、三股中学校は違うんですが、都城教育事務所管内でそういう施設があるかどうか、教えてほしいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） では、お答えします。

都城北諸管内の体育施設についてですが、まず、本町においては、町立の体育施設を三股中学校部活動が活用しており、その使用料については免除としている状況であります。また、体育施設使用申し込み優先につきましては、お金を支払って使用する有料使用者を優先している状況であります。

次に、都城市においては、市立の体育施設を市立中学校部活動が使用しており、原則、その使用料については有料としている状況であるとのこと。また、体育施設使用申し込みの優先はなく、体育施設利用者で調整会議を開催して決定しているとのこと。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 私が聞いたのは、学校の敷地内で体育館以外にそういう施設は把握されていませんかというふうにお聞きをしたわけです。知らんなら知らんでいいですというふうになるんですけど。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 都城教育事務所と言われましたが、都城市というふうに捉え、このお答えでよろしいでしょうか。（「はい、それでいいです」と呼ぶ者あり）私が把握している段階では、学校の敷地内にある学校体育館以外の建物を、運動、授業で使うというのは、地区の体育館というのが、宮崎国体の開催時期に、都城市の中学校区に全て大体できておりますね。地区の体育館というのができております。あるいは近隣では、山之口中学校には武道館というのもできております。それぐらいが、今の知り得る状況では、その地区体育館が敷地内にあるということでございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） そういう話であれば、その次の県内はというところは、多分調査したかなというふうに思うんですが、これはわかりますかね。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、お答えします。

先ほど都城北諸等を言いましたので、今度は都城北諸管外の体育施設についてですが、県内24の自治体について調査をしましたところ、20の市町村において、中学校部活動が当該市町村の体育施設を使用しており、4つの市町村においては、中学校部活動が当該市町の体育施設を日常的に使用することはないとのことでした。

また、使用料についてですが、15の市町村が免除をしており、5つの市町が一部免除または条件つき免除としており、4つの市町が有料としているとのことでした。

次に、体育施設使用の優先についてですが、11の市町村が申し込みを行った順としており、6つの市町が有料使用者を優先としており、4つの町村が中学校部活動を優先としております。また、2つの市町が調整会議にて使用者の決定をしており、1つの市が抽せんにて使用者を決定しているとのことでした。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 事前に事務局において、教育長にはコピーをやっておるんですけど、出していませんか。ありますか、このコピーです。

これは平成28年度中学校武道必修科に関するアンケート調査という回答で、これどこが出したのかわかりませんが、財団法人日本武道館常任理事というふうに書いてあります。回収率100%ですので、全てが。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君、マイクをちょっと。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 回答率が100%ですので、多分お手元にあると思いますが、これでいうと、宮崎県は公立中学校が133あって、武道館の設置校数が47校あるようになっていそうですね、47校。隣の鹿児島県はもっと多いんですが、233校の公立高校のうちに123校あって、設置率55.2%、宮崎県でも35.3%設置していると。要するに、3分の1以上は設置をしているんですよというふうには教育委員会は答えたはずですから、うそではないと思うんですが、そうすると、相当学校においていろんなところがあると思いますが、教育長も学校長を務めてこられたので、例えば、宮崎市なんかはこういう武道施設みたいなのは設置されているんですかね、敷地内に、ちょっとお聞きします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） この数字は、恐らく武道館とイコール武道館じゃないと思います。県内にあるこの調査によりますと、武道場がありますか、剣道場がありますか、いわゆる武道を練習する場所がありますかという質問だと思います。つまり、教室の中で柔道の授業をすることもあります、畳を敷いて。それを武道場が確保されていますという数字になっている。だから、武道館という建物ではないというふうに把握しております。だから、例えば、五十市中学校は、

柔道は教室の一部を使って柔道の部活をやっております。そういった数字ですので、武道館として柔道場と半分剣道場が併設してやっている武道館、建物が、いわゆる館としてのカウントと、この武道場、剣道場が一緒だということではないと。

だから、本町三股中学校も武道場がありますか、剣道場は体育館の中で武道をやっております。1 カウントとなっていると思います。

だから、この数字は、館ではないというふうに（「そう」と呼ぶ者あり）はい。そして、私たちはちょっと調査の中では、剣道場と武道場の数が一致していないんですよ。館ではないというふうに思っております。

済みません、宮崎市のことを聞かれましたので、宮崎市の現状は、宮崎市が館が幾つあるかということは把握してはおりません。（「あることはある」と呼ぶ者あり）いや、ちょっと把握しておりません。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8 番 指宿 秋廣君） 今の教育長の答弁であれば100%になるはですね。教室に畳を敷けば武道場ですよ。いや、体育館に畳を敷けば武道場ですよと言われたら、そりゃ体育館があるほど全部武道場になるわけだから、これ100%になるはずですよ、100%。それは、要するに、体育館がない学校ちゅうのも余り見たことがないんですが、体育館があれば、畳があれば武道場ですよ。いや、畳はなくても剣道をするスペースがありますから、それは武道場ですよちゅう話になったら、それはアンケートにならんだろうし、そりゃうそということになりませんか。

そうじゃなくて、私が考えたのは、ひょっとしたら三股町もカウントされているかもしれないと思ったのは、隣の入り口のどこ、小っちゃいところでやっているの、ひょっとしたらそれはカウントされているかもしれないと思いましたよ。

だけど、そういう言い方であれば、これは100%ですよ。違いますかね。それ、もちろん、スペースがありますかということであれば、そりゃ100%に上がってこにゃいかんと私は思うんですが。この中でもその答弁は少しおかしいと思います。全てにおいて、そんなら全部あるということになるわけですから、教室をのましてすれば、そこは武道場だ。そしたら、世の中に教室のない学校ちゅうのはないわけで、全て教室はあるわけですから、その椅子を取り払って畳を敷いたら、そこも道場ですよ。それは眉唾だというふうに思うんですけども、それで間違いないんですか、もう一回確認だけ、はい、いいえで結構ですから。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 武道の中で柔道をとったり、剣道をとったり選択しております。畳が普通に敷いてあるところは武道場としてカウントしているんじゃないかと。例えば、剣道は体

育館でやっておりますが、それを剣道場としてはカウントしていない。剣道をやっているから、そこは剣道場だという認識は恐らくないと思います。ただ、体育館を剣道場としてカウントはしていない。体育館は体育館です。畳が敷いてあるところは武道場としてカウントしているということで認識しております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） 最初の説明とちょっと違うな。最初の説明は、いや、片隅であっても、教室であっても、それは練習ができるようになったら武道場ですよと、こう言われたわけですよ。そうではなくて、この３割ぐらいというのは、いろいろな形がある。三股の体育館であれば、例えば、そういうふうになんかスペースがあるので、そこに畳を敷こうと思えば敷ける。だから、それも同様にカウントされているかもしれませんが、わからんわけじゃないですよ。それ、最初の質問に対する答えと、今、質問に対する答えが全然ニュアンスが違うと思っています。

やっぱり先ほどの答弁の中で、ちょろっと鹿児島の話がありましたので、鹿児島のほんなら話をちょっとしましょうか。鹿児島は我々が練習試合等々行くと、選手の控室は武道場ですね。上屋が別にあります。剣道場と柔道場がセットになったやつで、ちょっとした控えがあって、離れています。私が、ああ、すごいですね、武道場があるんですかと聞いたら、えっ、お宅は体育館ありますかと聞かれました。体育館と武道場をセットというふうに、鹿児島市内ですけれども、そういうふうに思われている節があるんだなというふうに思って、これを見たら、やっぱり半分以上はそういうふうにあるんですよというふうに回答しているんですね。そういう考え方で物事が進んでいっているんだろうと思います。先ほど有名な話がありましたけども、学校をつくると、ほぼ鹿児島市の教育委員会は、体育館、武道場、弓道場をセットでつくるんだそうです、セット。部活があるかないかは別。倉庫になっているところも結構ありますというふうに言われました。だけど、そういうものだというふうに捉えているんですね。

そうでないと、これの話が全然進まない。これ私がとったわけではなくて、こういうスポーツ庁ですから、だから１００％なんです、回答率１００％。先ほど言ったように、この調査については、アンケートについては、回答率１００％ですよというのは、学校側が忙しいのにもかかわらず回答したはずなんです。要するに、スポーツ庁で、なおかつ国庫補助事業でやっている事業ですから、そういうことなんだろうなというふうに思っています。

この話が何でこんなことになったのかなというふうに思って、こういう調査を始めたかというところは。要するに、教育委員会は、三股町の中学生については、施設が完備されて恵まれていると思っていらっしゃるかいらっしゃらないか。すばらしいな、三股町は。施設があって全部完備されて、日本一とは言わんけれども、県内一だなというふうに思っていらっしゃるのかどうか

だけでも教えてください。お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 中学校の近隣にこれだけの町の体育施設が充実しているということで、校長時代から非常にありがたいと。その体育施設を使わせていただいていると、免除でということで、生徒たちにも感謝の気持ちを持ってほしいということで、かねがね伝えておりました。本当に完備しているというふうに捉えております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） そこにボタンのかけ違いがあるのかなというふうに思っています。

今ちょっと前に、教育課長がこういう答弁をしましたね、有料を優先して、こう言いました。ということは、都城市内から三股町の施設をお金を払えば、それで優先ということになるんですね。いや、三股中学校の部活がありますよ、やりますよ。だけど、お金を払った人が来ているから、できませんというトラブルはいっぱいあったはず。子供たちは全部SNSでつながっていますから、バーッと広がるんですね。そうすると追い出されてしまう。西部地区体育館でもいろいろ問題が、あそこに体育館に入り切らんほど人が来た。要するに、有料を優先することによって、本来予定していた中学生が行っても使えないという事態が出てきたですね。

4番目の問題に入ります。三股町の条例は、要するに、いろんな立派なことが書いてあるんですけど、体育施設については、要するに設置条例でいうと、本来つくったときには町民の、こう書いてありますよね、三股町立体育施設の設置及び管理に関する条例で、第1条、この条例は、町民の体育及び体力向上並びにスポーツ・レクリエーションの普及振興を図るためというふうに載っています。これがあった中で、いや、有料優先ですよ、おまえら知らんよ。この前も教育委員会をお願いをしたわけやけど、大きな大会前ですよ、だけど、中学と高校は大体大会が似ています。大体夏休みに出てくるのが当たり前なんで。そうすると、一高校生が場所をとると、もう中学校はできないですね。そうすると、それぞれの校区にはないのかちゅうたら、あるんですね、一つは。自分の施設は休ませといて、三股町に来て、三股町の施設を有料で利用する。もしくは何かあったかもしれんです、修繕とかの。だけど、そうすると、三股町はそれで恵まれていると思っていらっしゃるんで、どこかに行って有料で行くか、休ませるかしかないですね。それも急にという話が出てきますね。この考え方からいって、この条例がこのままで、体育館の施設は有料優先ですよというふうに、これから先も続けるつもりですか、ちょっとお聞きします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、お答えします。

まず、先ほどの繰り返しになりますが、町体育施設の部活動における平日の利用状況ですが、町体育館は、男女バドミントン部、弓道場は弓道部、町体育館は剣道部及び卓球部、町テニス

コートはソフトテニス部及び硬式テニス部が利用しております。西部地区体育館においても、バレー部が水曜日を中心に利用している状況であります。

現在の町体育施設の借用方法につきましては、有料使用者は翌月利用分の第2火曜日より貸し出しをしており、中学校や少年団などの免除団体については、翌月利用の第3火曜日より貸し出ししております。

現在、これは受益者負担の観点から、利用者使用への配慮とともに、多くの団体ができるだけバランスよく町内体育施設を有効できればと考えておるところです。

そして、その条例改正の件についてですが、条例改正につきましては、各利用者から幅広くご意見をいただき、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 引っかかるんですけど、大体恵まれていますよ、三股中学校の部活動、恵まれていますよ、いやいや、優先ですよ、お金を払う人が。矛盾しますよね。そこしかないんですよ、そこしかない。要するに、学校の敷地内に何もなければ、そこしかない。有料の方法が一つありますね。部活動補助金をがーんと増やして有料にして、町からりさくする。要するに、回転させれば。それはそれで有料優先ですよ。町としては、お金は一銭も要らんちゅう、これはおかしいですけど、無料じゃなくて、有料ですよちゅう話ですね。

そういう話になっていかないと、例えば、施設は恵まれているんですよ、三股中は恵まれているんですよ。果たして勤労者体育センターは何部が使うんでしょうかね。今まではバスケットか何かが使っていましたが、何部が使うのかわかりませんが、あそこもまたどこかに練習場を求めないといけませんね。

そういう話でいうと、いや、壇上で言ったように、もう少しやっぱり知恵をひねる必要がある。有料者優先ということになると、矛盾がいっぱい出てくる。部活動というのをやっぱり考えたときには、文教のまちという話で冒頭しましたが、要するに、その間は非行に走るものじゃないですね。もしくは、入っていれば、上2学年分、下2学年分とつき合いますから、いろんな意味で迷惑をかけますね。例えば、飲酒やら喫煙やらしたときには、その部活そのものが責任をとられるので、部活そのものとしては、指導者を引くくめて迷惑かけるからするなよとブレーキかけますね。部活に入っていない人、ただ普通に、今でいうと、帰宅部ちゅうですか、は関係ないですね。

それから、できるだけ部活に入って、そういう、要するに、ミニ社会を研究させるためには、できるだけ練習をさせる場所を提供するというのが必要だろうと思っています。

それから、この施設を考えると、少しそこら辺を考えて行動するべきであろうと。先ほど

の答弁の中で、中学校の部活を優先している自治体もあるんですよね、ゼロじゃない。文教のまち三股町は、それを、いや、有料優先ですよ、お金のほうが上ですがと言われること自体が。例えば、弓道におったら、一般ときれいに整合性をとっていますよね。部活中は一般が遠慮して、それをやっていますよね。

そういう、要するに、ある一定してくれるから知恵がつくんだと思うんですね。それを有料優先だから、行ってみたらほんの四、五人の高校生がたらんぽらんしちよるだけで、指導者はわけがわからんで、入り口のところにたむろしちよるだけじゃ。そういう部活動に貸しているという話ですよ。高校生ですので、私は指導はできませんけども、そういう流れからいうと、やっぱりこの優先的に貸す順番というのは、一回議論をするべきだというふうに思うし、ぜひともそういうふうにしてほしいと思いますが、お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 今、ご指摘があったとおり、条例改正にしても、いろんな運用にしても、いろんな団体、スポーツ少年団も含めて、借用している状況にあります。

そういう意味では、幅広い皆さんの意見を聞いて、さまざまに検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ぜひとも、こういういろんなことがあるんだということは想定した上で、全てを独占するという意味じゃないんですね。

だから、有料は優先ですよっていうふうに言われるので、それはちょっと考えてほしいなという観点ですので、少し論議をしてほしいなというふうに思います。時間が。

町長に、こういうあれなんですけど、今、三股中学校には、学年が集まるところは、体育館と、それから図書館の近くにある多目的室と、2カ所しかないんですね。学年で集まるちゅうなったときには、3カ所はないんですね。そういうことからいって、この5番の問題ですけども、サブ体育館、もしくは体育施設等々をつくるという考えはないのかな。この前、田野町の小学校の調査とかで体育館に行きました。そしたら、2階に観覧席があるんですね。三股町に2階に観覧席を備えちよるところはどこもないですね。そういうこともやっぱり議論の中の一つとして、そういう体育施設みたいなやつをつくって、広く学校長の管理の中でできるようなものというふうに思っているんですけど、施政方針に入っていないんですけども、答弁をよろしく。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 先ほど体育施設の利用の仕方で、授業のほかに、学年あるいは特別活動等で、あるいは学校行事等でよく集まる機会というのはあるわけですけども、特に学年集会

につきましても、私がおるときもありましたが、おっしゃるとおり、体育館、そして多目的室、そして外という使い方を、天気の良い日は使っていました。一堂にどうしてもしなくちゃいけない学年集会の場合は、教育課程編成を柔軟的に組めますので、時間をずらしていくことによって、学年は体育館が十分に使えるというのはございます。あるいは学年を分散して半分半分で、廊下でやるといった柔軟的な利用の仕方もございます。だから、教育課程編成のやり方で学年集会は時間をずらすことによって今の体育館あるいは多目的室で現実使っている状況で、こうやってほしいという学校からの要望は、今のところないようです。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 教育長が一番ご存じないように、学校からは上がってきづらいですよ。学校長は、教育長にはどうにもならんですもんね。教育長は人事権を持っていますので、どうにもならん。だから、教育長は何もないですねと言ったら、はいと言うしかない。

だから、そういうことはやっぱり周りの者が推しはかって話をしてあげないと、困っていますかと言ったら、困っているちゅうんですよ。学校の先生、今の学校長にもこういう質問をするのよなちゅうたら、なるといいですねちゅう話はします。もちろん、それが無駄か邪魔か、もしくはどうか分かりませんが、あればやっぱりそういうことを考えると。

町長に向こう4年間の出馬を証明されたようですから、施政方針もありますし、敷地があるかないかというのは別問題として、そういう施設等々についてどういうふうに思っているのか。私、三股中学の体育館はえらい狭いなと。体育館そのものは、例えば、三股町内の小学校の例をとれば、体育館は6つあるわけですね、6校あります。ということは、1学年に1校ならしてしまう。その3学年分が三股中学校にあるわけですから、3つあったって別に、今、小学校で体育館を経験した子供たちからすると当たり前と思っています。

そこで、町長をお願いします。こういう体育、敷地はまたど返しして、必要感というところについてどう考えていらっしゃるのか、お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほどから議論を聞いていますが、本町の三股中学校、私ども、どちらかというと、本町のいろんな体育施設を平日は優先的に使わせているということで、大変恵まれているんじゃないかなと思います。

それとともに、やはり弓道場もそうですけれども、それとまたテニスコートも、中学校のできるだけ近くで、一緒に活用しようという意味も込めて、隣接地に建設したところでございます。

そういう意味合いからいきますと、我々、他の学校から比べると、認識としては割合恵まれているなというふうに思います。ただ、今ご質問にございます、そのほかの武道場等その辺りというのは、現況を見ますと、体育館のすぐ右のところに畳が敷いてあるというところで、大変

狭いところで練習しているなというのは感じております。

ただ、先ほど学校長は教育長には言いにくいという話がありましたけれども、学校現場からのそういう話、私はまだ一度も受けておりませんし、それとまた、教育委員会と、そして行政当局との話し合いの場であります町総合教育会議というのがございます。そちらのほうでも教育委員の方々からのご意見を伺って、これからの教育行政を進めていく場でございますけれども、そういうところからまだそういうご意見等もないところでございますので、今後、先ほどから話題になっております部活動の活用の仕方、体育施設のあり方、その辺を踏まえて、そしてまた、言われますような、そういう施設が必要かどうかを含めて、いろいろと議論を交わしたいというふうに考えています。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 要するに、何が言いたかったかと言ったら、要するに、有料優先になって使うんじゃないと。だから、であれば、要するに、町の施設、武道場という名、そこまではないですが、サブ体育館でも別にいいんですけども、そういうのを考えるべきではないのかなちゅうことが言いたかったわけです。時間がないので、次に行きます。

この前、町の成人式の中で、新成人の意見発表の中で、こういうくだりがありましたね、要するに、ごった返す運動場で、よくけがもなく部活ができた。要するに、野球、サッカー、ソフトボールという、陸上もあそこを走るんですか、という中で、相当、前は向こうにサッカーはしていましたけど、今現場を見てみると、ちょうど中ほどにサッカーゴールが置いてあります。ということは、全てをそこで扱っているというふうに思っているんですが、どれほどの人間があそこで動いているのかなというふうに感じたわけですね。野球も相当多いはずだ、ソフトボールもあるはずだ、サッカーもあったというふうに思ったんですが、部活の中で屋外の人数を把握していられれば、お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 運動場に1年から3年までが一堂に会した場合は、野球、陸上、ソフトボール、サッカー、約130人程度は一堂に会すると、そのところに。現在は3年生はおりませんので、それから約30名か40名程度少なくなる、100人弱ですね。5月と6月じゃないかなと思います、全てがまだ県体の前ということで、5月、6月がそのぐらいの人数が一堂に会して練習をしているという状況であります。もちろん、練習内容の工夫によって、毎日がオールコートで練習しているというわけではありません。守備練習、バッティング練習、サッカーのゴール前の練習、いろんな練習の工夫によって混雑の程度を避けているということは考えられます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 今の校庭は、3年生が在学中にということで130名で、4つ、野球、ソフトボール、サッカー、陸上ちゅうことは、1つの種目30人、そんなに少ないんですかね。1つの種目、そして1学年10人というふうに思ったんですが、えらい少ないなというふうに思ったところです。

とりあえず、ボールはどこから飛んでくるか、外から見ていましたので、ソフトボールはどこから飛んでくるかわからんな、もちろん、気は張っていらっしゃるんでしょうけれども、ソフトボールだったり、野球ボールだったり、サッカーボールだったりちゅうボールが、あっちからこっちからという話があるわけですね。そこら辺も考えてみました。この子供たちをどこかに出すことはできんだろうかなというふうに思ったところですが。

そこで、福祉課長かな、これは、わかば保育園跡地はどういうふうになっているんですかね、ちょっと教えてもらえるとありがたいです。わかば保育園の跡地、更地になっていますよね、わかば保育園、わかりますかね。わからん。あそこの町立病院、元の、あそこの更地がどうなっているのかちゅうのはわからん。いいです。要するに、たしかあそこも町有の土地があったというふうに記憶していますので、そういうことも踏まえて、ちょっと議論をしてほしいなと思って、これを書いたところです。

次に行きます。町が管理する施設の管理委託について、さきのあれは有料の話は検討してください。このものを見ました。時間がないので、ポイントだけちょっと言いますが、総務課と教育委員会から管理委託の施設の資料をいただきました。これを見て、あと思ったのは、例えば、エレベーターに関すると、エレベーターでいうと、こういたしますとか書いてあるんですね。これは昇降機あたりをいたします。これ仕様書というけど、仕様書ちゅうのは行政が業者にやるのが仕様書だと思うんですが、定期的に計画的点検、手入れ保全、給油とか調整を実施します、あれっと思ったもんね。することじゃないのかな。しますというふうになっているんですが、これは向こうがこうやりますと言ったら、はい、そうですかというふうにとっただけなのか、要するに、それはもうそれでエレベーターをつくったときに、そういうふうな契約になっているのかというのが、ちょっと感じましたので、ちょっとここだけを、言葉が全部、当たりますとか、やりますとかいうふうになっているんです、行きますとか。総務課長、わかりますかね、これ。

○議長（池邊 美紀君） ちょっと一旦休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○議長（池邊 美紀君） 本会議を再開します。

○議員（８番 指宿 秋廣君） という感じですけども、これについての何か思いがあれば教えてほしいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） これについては、確かに仕様書ということですので、実施しますというよりも、実施することとか、そういうのが適切であるかなと今思ったところであります。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） 向こうが自主的にやるんじゃないくて、やることを考えて、金を払うんだろうと思いますので、そこら辺をちょっと考えて契約してほしいなど。要するに、単価見積もりなのか、いや、全体的なのかわかりませんが、したのかどうかということではないんですが。

次に行きます。三股町役場の庁舎清掃業務委託の中で、平成２９年度版ですけども、こう書いてあるんですよね、ずっと書いてあるんですが、１０項目のところに、平成２８年度の落札金額というふうに書いて、２９年度の契約をしておりますね。それはおかしいんじゃないですかね。２９年度の三股町役場庁舎清掃業務委託仕様書の中に、２８年度の落札金額が、仕様書ですよ、入っているというのは、明らかにおかしいと思うんですけども、お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） これ２９年度の入札をする前に、参考の価格として２８年度の額を示しているものだと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） それをちょっと考えにやいかんじゃないですかね。ひょっとしたら脅しですかね、というふうに業者とすれば。去年はこれでやりましたよというふうにとられかねませんよね。これ金額も言わんでいいでしょうけど、私は金額に興味があって言うんじゃないんですけど、これは少し考えるべきだろうというふうに思いますので、これ一考するべきだろう。要するに、口頭で言われたり何かしたりするんやろう、そりゃやれという意味じゃないですよ。私にはわからないんですけど、こういうふうに刷り物になって出てくると、これはちょっとというふうに思いますので、お願いをします。

次に行きます。この教育委員会の中で申し上げますと、教育委員会の施設管理の業務委託料、鍵を管理される人ですけども、これについて業務委託の範囲が平日だけ、平日のいつでもいいんですが、終わりが１０時となっていますね、１０時。この施設使用者、これも１０時となっているんですよ。中を見ると、あとを整理して点検して、全部をやれと書いてあるんですね。どうするのかちゅうことですよ。１０時までを勤務しろよ。貸し出した人は１０時まで使っていいよ。

そしたら、あと管理しろと。あと残った30分とか、1時間とかわかりませんが、それは無報酬というふうに字面で見えるんですけども、それについての考え方的なところは何かありますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） この10時というのは、閉館時間を示しておりまして、その後の鍵の点検とかは当然ありますので、その部分も含めて業務をしてもらっているということになります。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ぜひ勤務時間を10時までと切るのではなくて、やっぱりそれは30分なり延ばさないと、あなたはサービスしなさいよって行政が言ったことになりますよね、10時まで貸しとるんだから。10時まで使ったら何が悪いという話なんで、そうすると、要するに、勤務の状態の中に載っていますので、それは一回、体育施設等管理業務委託、これはNPO法人みまたチャレンジ総合クラブと契約するんですけども、それについては、やっぱり勤務時間は10時半とかにしてしないとおかしいというふうに思いますので、申し添えておきたいと思います。協議方よろしくお願いします。

余りにも広げ過ぎたので、次に行きます。今、この話をずっとやっていく中で、押し問答がいっぱいあったんであれなんですけど、3番目の問題に入ります。

選挙の開票事務について、書記長にお聞きをいたします。

立会人は、昔は立会人の前を開票した票が流れてきよったんですね。帯封に印鑑打ちよったんですね。ところが、今は開いているうちは見ちゃっていいぞ。開票するところは、そばから見ていいよ。

ただし、票は前を通さん疑問票の相談だけするというふうになっているんですが、これは総務省がお金を安く上げるために、全国を競わせましたね、あすこは何分かかる、何秒だと。これの、要するに副作用だというふうに思うんですけども、この一般的な例が甲賀市ですか、何百票か行方不明になって、結局、次の日に、閉めた後に票が出てきたと。投票箱が出てきたという話になるんですけども。もし、これを立会人に全部流していれば、こういうことにはならなかったというふうに思うんですが、もう一回見直す方法は考えられていませんか、お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、選挙の開票事務についてということで、見直しできないかということでお答えいたします。

開票立会人の任務といたしましては、候補者等の利益代表及び一般選挙人の公益代表の見地から、開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、開票管理者を補助して開票に関する事務に参画して、その公正かつ迅速な執行を確保することとなっております。

主な業務としましては、公職選挙法関係法令では、投票箱を開く際に立ち会い、仮投票や投票管理者のところで不受理となった不在者投票の受理・不受理を決定するときに意見を述べること。投票の効力を開票管理者が決定するときに意見を述べること。開票録に署名をすること。点検済みの投票を封筒などに入れたときに封印をすることなどが定められているところであります。

これらの主な業務に立ち会っていただくときを除いては、現在、開票場内を自由に回って開票状況を観察していただき、開票事務の公正かつ迅速な執行に協力をいただいているところであります。今のところ業務の見直しについては考えていないところであります。

議員のおっしゃるとおり、これにつきましては、その当時ですけども、やはり開票作業の迅速化が言われていたというのは、あるところであります。

公職選挙法第6条第2項の中で、選挙の結果を選挙人に対し速やかに知らせるように努めなければならないという規定があることから、そういう動きがあったのかと考えているところであります。

本町でも、以前は投票立会人に有効・無効の決定箋、100枚束に決定箋をつけるんですけども、それに押印をしてもらっていたところで、平成22年7月の参議院選挙を行っていたところですが、平成22年7月の参議院選挙において、そのときの立会人の方が1枚ずつ見る確認をしていくということで、非常に時間を要したということで、県内でもかなり遅い開票時間になったということもありまして、同年の9月の町長選挙から、現在の開票場を自由に見ていただいて、投票のあった後の置いた台を自由に見ていただくという方向で今進めているところであります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 要するに、先ほどあったお金を安く上げるにはどうするかと。要するに、1枚ずつ見るというのは、これは論外にしても、やっぱり何票ぐらい通ったというのがわかるためには、目の前を通すべきだろうと、そういう早く終われど何が何時何分、どこが何時何分というふうに、こうやって、結局、国民の大きな権利の一つである投票がむにけしたと。投票せんでも当落がわかるという話に結びつくと思うので、ぜひとももう一回選挙管理委員会の中で点検をやっていただいて、甲賀市のような大きな問題にならんうちに、9月はもう町長選挙ですので、補欠選挙もあるんですが、そういうことも踏まえて論議してほしいなというふうに申し添えておきたいと思います。

もう1点、先ほど言った、選挙に興味を持っていただくために、2番の問題として、公募をしたりして、もしくは学校側にお願いしたりして、大学もあるわけですから、立会人という形でしてもらおうということも大切ではないのかなというふうに思っています。それが正式な立ち会いになるのか、もしくは、もっと違う形になるのか、わかりませんが、選挙に携わるという意味

では、一つの物の考え方ではないのかなと思うんですが、書記長、どうですか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 開票立会人ということでよろしいでしょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）開票立会人につきましては、公職の候補者、例えば、衆議院選挙などの政党などが届け出をした場合、その政党。ですから、公職の候補者が当該選挙の開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て開票立会人となるべき者を1人定めて、その選挙の期日前3日までに市町村の選挙管理委員会に届けることができるとなっております。この届け出によりまして、開票立会人が3人に達しないときは、選挙管理委員会において、その開票区における選挙人名簿に登録された者の中から3人に達するまで選任して、直ちにこれを選挙人に、本人に通知しまして、開票に立ち会わせなければならないとされておまして、三股町選挙管理委員会で、先ほど開票立会人の任務をお答えいたしましたけども、その観点から、3人に達しない場合は、選挙管理委員または明るい選挙推進協議会委員などをお願いしているところでありまして、立会人の公募につきましては考えていないというところであります。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 正式にということも踏まえてですけども、そうでなければ、それに準ずるような形をぜひとも、こういうふうに選挙が進むんだな、投票した結果、こういうふうに行くんだな、今のマスコミは投票箱が閉まると、すぐ当確を出すので、興味がないちゅう、そんな気になるかもしれませんけれども、やっぱり何かの形で携わらせるというのが大事じゃないかなというふうに思いますので、これ知恵を絞ってほしいな。もちろん、立会人は本人の承諾の印と候補者の印鑑が要ってせにやいかんちゅうこと、それをわかった上で話しているわけですし、その人になりかわってやれとかちゅう話をしているんじゃないんですが、マスコミはマスコミの席があるように、何かそういうことも考えたほうがいいんじゃないのかなということで申し添えておきます。

あと追加の分に入ります。衛生センターの廃止・中央浄化センターへの統合についてというふうに言っております。今度、地域の説明会があって、私も資料は手に入れたんですけども、説明会資料ですが。今の勝岡にある衛生センター、旧は都北衛生センター、今は違いますね、というところについての考え方的なものが、今のままであったら廃止になるのかなというふうに、この説明書の流れ的にはなるんですけども、私自身は、あの勝岡にある衛生センターをどうにかして利用すべきではないのかな、第1問の中で触れておきました。この問題については、いろんな話が出て、あそこをつくるときも、要するに、勝岡の人たちが一生懸命誘致運動をしてつくったわけではないわけだと思います。

ということは、諮問委員会の委員は、諮問委員はどういうふうにしてされているのか、ちょっ

と説明をお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 諮問委員につきましては、町の方で選定いたしまして、今市地区から2名、勝岡地区から2名、勝岡及び山新土地改良区から各1名、また河川に関する団体から1名、行政機関から3名というふうを選定しているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 中に勝岡のところが入っていますね。勝岡の人たちは衛生センターが1メートルでも遠くなれば大賛成ですね。それはそうだと思います。要するに、人間の体に例えると、人間の口に入るまでは動脈といって、みんなが歓待をします。しかし、食べた後、出てくるものについては、血液になぞらえると静脈という形で、静脈産業と言われているんですけども、これについては、今ある施設はできるだけ利用しないと、次つくるちゅうたら無理なんですね。

ところで、今あそこに投入して、例えば、土曜日、衛生センターに住宅から持ってきたし尿については、一時保管して、日曜日を通り越して、月曜日に再度処理していますね。そういう形からいっても、土曜日も今度は投下槽がないわけですから、今度は今の中央浄化センターのところに持っていくちゅうことになりますね。目の前をバキュームカーが通る。においはしません、しないはずはないんですね。においは弱くなりました。においのする率が少なくなりました。あるんですけども、においはやっぱりするんですね。どういうところに行っても、やっぱりぷーんとします。

だから、そういうものについて、だから、あそこの既存というところで考えていくと、あそこ勝岡の人たちは早く出ていってくれ、土地改良区も早く出ていってくれとなるんだろうと思うんですね。

風評被害的なところも、これ考えて質問したんですが、もともと出てきた、この衛生センターが出てきた動機、理由というのがあれば、教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 衛生センターを廃止じゃなくて（「もともと今ある衛生センターが」と呼ぶ者あり）できたらいいですね。はい。勝岡の衛生センターについてですが、以前は自家処理農地還元が主に行われていましたが、し尿管理施設で衛生的に処理するために、当時三股町長、大河内氏により地域住民の健康と生活環境の改善などを目的に、高城町、山之口町に呼びかけ、3町による共同処理の一部事務組合が構成されております。現在の衛生センターの場所に昭和43年12月に竣工しております。その後、都城市の一部の地域の加入が決定し、一部

事務組合が設立しました。現在の施設は、昭和５７年に建設、建てかえられ、２期目の施設でございます。

昭和４０年当時は、各家庭での井戸水の利用もまだ多く、また住民のし尿処理施設への認識が薄かったために、井戸水からの大腸菌等の発生や農業に対する風評被害を懸念されましたが、大河内氏が勝岡在住ということもあり、住民を説得し、同意が得られたと聞いております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） 先ほどあったように、迷惑施設なんで、あそこでゲートボールをされていますけれども、ゲートボールをしてもらっているんじゃないんですね、還元施設ですから。こちらからへりくだって、どうぞ利用してくださいという施設ですよ。どんな静脈産業の施設についても、周りにはそういう地元還元施設があります。郡元の清掃工場も隣は風呂がありましたね、という形で還元施設が必ずできているわけですけども。

あその衛生センターができ上がったときには、地元の人たちを優先的に採用するという形で、何人か衛生センターの中に入られています。それは、地域の同意を得るために仕方がなかったんだと思うんですね。だから、勝岡の人たち、昔の人でいうと、大河内町長はあれができたから落選したんじゃないやちゅうて悪口を言われたのを昔聞いています。

だから、そういう迷惑施設があるということを認識した上で、あそこをチャラにするのではなくて、どうにかして利用する。あそこで１次の処理をしてでも、それでもやるという話をしました。そしたら、担当課長が７，０００万かかる、何年でなした、２２年ちゅうことですから、３００万円ばかりかかるちゅうことですね。それを高いというのか安いというのかという話だと思います。

この施設、先ほど言ったように、諮問書について、あれば示してほしいんですが。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 諮問についてでございますが、昨年の９月の２０日に検討委員会の答申を受けまして、９月の２２日に議会全員協議会においてご説明した部分と、繰り返しになりますが、諮問事項につきましては、三股町衛生センター施設整備に関する事項及びその他施設整備に関し、必要と認められる事項を諮問しております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） 要するに、あそこをつくる、衛生センターがなくなるという形でいうと、施設が一つだから効率的になる、これは誰が見ても百も承知の上なんです。先ほど言った風評被害等々を考え、もしくは施設の分散化も考えていくと、今あるものについては利用で

きないかなというふうに思っています。

この流れでいうと、このまま、すうーと行くんですよというふうになると思うんですけども、ちょっと飛ぶんですが、護送船団方式というのが発足当時にあったろうと思っていますが、護送船団方式は能力の少ないところを能力のあるところがフォローするという、みんなで走れば怖くないじゃないですけど、そういうのが護送船団方式だというふうに思うんですが、処理能力も大分今、いっぱいになってくる。ますます今からどんどん来るんですけども。1市5町ですかね、処理についてはまだ続けられるという考えですか。ちょっと答えて。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 今現在、下水道を整備しておりまして、合併浄化槽、し尿浄化槽等の汚泥の減少は見込まれますが、完全に合併浄化槽がなくなるとは考えていませんので、処理は続けていくべきであると考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） その勝岡の衛生センターについて、まだ続けるというふうに今言われたんですかね、ちょっと確認。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 合併浄化槽やし尿・汚泥の処理はし続けなけりゃいけないとは考えておりますが、その施設をどこにつくるかは今検討しているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 念のため、老婆心ながら言っておきますが、委託をしてしまうと、業者が全部価格も決めてしまうんですね。私の昔の経験からいうと、今、最終処分場、衛生公社、公社という名前だけで株式会社ですから、三股町も何か出資しているようですけども。その中で向こうからこんだけ修理が要るんですよってきたら、もうわからないんですね、専門用語が書いてあって。ということからいうと、町としてもそういう施設のものについての管理の考え方を整理しておく必要があると思うんですが、町長、その点どうですか。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 都北衛生公社とどのように打ち合わせをしているかという点についてご回答いたします。

浄化槽の清掃業及びし尿・汚泥の収集運搬については、株式会社都北都城北諸地区清掃公社に許可し、衛生センターに搬入して処理しているところでございます。

現在の運搬ルートや各家庭からの浄化槽の清掃委託状況、バキューム車のイメージアップ広報等について聞き取りは行っておりますが、中央浄化センターに移築した場合などの維持管理委託

についての打ち合わせは行っておりません。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） そういう考え方があるということで、ちょっと考えておいてほしいと思います。急ぎます。

５番の介護用品の支給の条例については、前回質問しました。それでどういうふうになったのか、ちょっと説明をお願いをいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） どういうふうに変更したかの回答でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）介護用品支給事業の交付金額は変更していないんですけれども、支給の方法について変更いたしました。

毎月、窓口で生活状況の聞き取りを行い、支給要件に該当するかを確認させていただいて、毎月、役場に来ていただいて交付していたんですけれども、平成３０年度からは電話で生活状況の聞き取りを行い、クーポン券を郵送でも交付できるようにいたしました。

今後は、今までどおり窓口での交付または郵送での交付の選択ができるように変更したところでございます。対象のある方には、交付の方法を変更して、窓口でもいいし、郵送でもできますということでお伝えをしたところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） まず、都城市並みにあと１，０００円上げたら影響額は幾らですかね、ちょっと教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 今年度の対象者が２３名です。三股町が６，０００円なので、都城市は７，０００円ですので、１，０００円引き上げますと、１２万円なので、１２万円掛ける２３人を計算すると、ちょっと今、計算した数値を持ち合わせないんですが、１２万掛けるの２３人分の金額です。

○議員（８番 指宿 秋廣君） １２万、何で１２万。１万円上げますと。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 済みません。１万２，０００円でした。失礼しました。１万２，０００円の２３名分です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） いいですね。２３人も喜ばれて、２万３，０００円やったか、

23万円やったかな、という話なので、少し考えてほしいなと。要するに、そういう人たちは横のネットワークを持っていられちゃいますので、都城はこうやっているなという話があるんですね、やっぱり。そういうふうによろしくをお願いをしたいと思います。

6カ月ということも、私は前回、老人のほうで考えるのか、介護のほうで考えるのか、やっぱり老人医療という形から考えてほしいなと。だから、6カ月、6カ月切ってほしいなというふうに要望しましたので、見直しについてはそこももう一回見てほしいんですが、答弁をお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 都城市は年2回、窓口に来て交付をされるということだったんですけれども、その方法も検討したんですけれども、一応要件としまして、在宅の期間が、条件がありますので、そこはやっぱり確認してから支給すべきだということに話がまとまりましたので、また、毎月来てもいいという人もいるし、郵送だったら助かるという人もいますので、毎月、要件の確認は必要というところを福祉課としては重要視したところでございます。

来年から始めますので、一応この方法をして、また対象のある方々のご意見等も聞きながら考えていこうと思っておりますが、今のところは郵送という方法を新たに取り入れましたので、これで行っていきたいと思っております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ぜひ金は安いわ、手間は要るわという三股町よりも、都城市はそういう老人福祉で考えているわけですから、条例上もそういうふうに考えてほしいなというふうに思っています。

これ条例でそうなっている、都城は老人福祉になっています、前に言うたとおりですが。要望しておきます。1分か。

最後の問題に行きます。保育料の決定について、ここは私がホームページから入ることがなかなかできませんでした。皆さんに調べてもらおうとわかるんですが、保育料でいくと、一番最初のところに、徴収員、嘱託員が先に出てくるんですね。そうすると、もうここで終わりと思ったんですよ。内規で決めるんじゃないかと思って、これをしたところでした。

なら都城はちゅうたら、都城はかがみのところから、子供の子育てちゅうところから入っていくと、保育料まで出てくるんですね。そして、なおかつ、国基準まで出ているんですよ。それをわかりやすく私自身が、間違っていないと信じていますが、自分でつくってみました。これは左側が三股町、右側が都城市、真ん中が国基準です。都城市としては、国基準まで載せて、国はこれだけもらえと言っているけど、都城市はこれで済んでいますよと、ばーんと出しているんですね。三股町を見てみました、子育て。町長、見てみてください。たった一つ、子育ての1項目しか出てきません。そういうことも考えていますので、ちょっともう一回答弁、よろしくお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 保育料に関する件なんですけれども、三股町の場合は、ホームページのほうは、児童のための福祉、子育てではなくて、児童のための福祉に保育料と保育園、認定こども園の案内というのを掲載し、その中に、都城市と同じように、全く同じ様式で、三股町の保育料の一覧表を載せております。その中にも国の基準というのを設けてあります。つくり方の様式としては、全く一緒です。

三股町がなぜ子育てのところに載せなかったかと言いますと、三股町としましては、母子保健関係、予防接種とか母子手帳の交付とか、そちらの関係を子育てのほうに、児童福祉関係を児童のための福祉というところすみ分けをしまして広報しているところです。ホームページを見れば、保育料のところに行き着くようになっております、保育園の案内等も含めまして。

以上です。規則のほう（発言する者あり）一応終わります。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） 私でも行き着くようにお願いをします。子育てという項目から入っていけるように、今、一つしか出てきていないんですね。

○議長（池邊 美紀君） 時間が来ています。

○議員（８番 指宿 秋廣君） はい。以上申し上げまして、少し後ろのほうは雑駁になりましたけれども、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（池邊 美紀君） これより 11 時 30 分まで本会議を休憩します。

午前11時16分休憩

午前11時28分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位 6 番、森君。

〔1 番 森 正太郎君 登壇〕

○議員（1 番 森 正太郎君） 6 番、森正太郎でございます。私は、日本共産党を代表しまして、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、憲法についてお尋ねをいたします。

自民党の安倍首相は、昨年 5 月の 3 日に憲法改正を訴える団体・日本会議の集会に寄せたビデオメッセージの中で、2020 年の憲法改正を目指すと明言いたしました。具体的には、憲法 9 条に第 3 項を加えて自衛隊を書き込むという内容のものです。

憲法 9 条は、その第 1 項に、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国

権の発動たる戦争と、武力により威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄すると。２項に、前項の目的を果たすために、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めないとあります。

ただいま読み上げさせていただきましたのが、日本国憲法９条でございます。

日本国憲法は、施行から７０年以上経過しておりますけれども、この戦争の放棄、戦力の不保持、これを真正面から宣言した憲法９条は、現在に至っても日本国憲法を世界で最も先進的な、進んだ平和憲法足らしめております。日本は戦後７０年余り、一人の戦死者も出さず、また、一人の外国人も戦争で殺しておりません。これは紛れもなく戦争参加を禁止した憲法９条の力ではないでしょうか。

安倍首相は、今の自衛隊を憲法で認めるだけだと言いますが、憲法９条に自衛隊が書き込まれるとなれば、この戦争を放棄する、武力を持たないと定めた憲法９条１項、２項が空文化されることになります。専門家の方のご意見を聞くと、法律の世界では、後方は前方を駆逐すると言われております。後に書き込まれた条文は、前の条文より優先されるという原則です。安倍首相が憲法９条に書き込もうとしている自衛隊は、災害救助で尽力する自衛隊ではなく、アメリカと一体になって世界のどこの戦争でも参加できる軍事力としての自衛隊です。二度と戦争しないと誓った日本国憲法を破壊し、日本を再び戦争ができる国にしようとする動きには、決して賛成することはできません。

この自民党の安倍首相の狙う憲法改定、とりわけ９条を壊そうという動きについて、日本中で大きな議論になっております。三股町長の所感をお尋ねしたいと思います。

以降は質問席から行います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 憲法について、安倍首相が憲法、とりわけ９条の改定に意欲を見せているが、この動きについて町長の考えを問うというご質問に回答させていただきます。

憲法改正については、憲法９６条１項に、この憲法の改正には、各議院の総議員の３分の２以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票、また国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とするとしてあり、２項では、憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布するとあります。

このことから、憲法の改正が必要ならば、手続を踏んで進めることは可能でございます。

ただ、これまで憲法改正、特に９条改正には賛否両論があり、憲法を現実に合わせて改正すべきだとする意見がある一方、９条は堅持すべきとする意見もございます。憲法改正について、こ

としの1月20日、21日の新聞の世論調査では、朝日新聞が、「安倍首相は、憲法9条を改正し、自衛隊の存在を憲法に明記することを提案しています。あなたは、安倍政権のもとでこうした憲法の改正をすることに賛成ですか、反対ですか」の問いに、「賛成」34%、「反対」46%となっています。

産経新聞では、「あなたは、憲法に自衛隊を明記することに賛成ですか、反対ですか」の問いに、「賛成」58%、「反対」33%となっています。

また、2月10日、11日両日実施した共同通信社の全国電話世論調査によると、安倍首相のもとでの憲法改正に「賛成」は38.5%にとどまり、「反対」の49.9%を大きく下回ったとのことでございます。

また、安倍首相がいう、自衛隊の違憲論をなくすためという改憲の根拠は、9条2項の戦力の不保持との整合性が問われ、つまり、9条2項でいう、戦力と現在の自衛隊の人員、装備、編成などの実態が、政府のいう、自衛のための必要最小限度の実力かどうか。つまり、改憲しても戦力に当たるかどうかが問われ、合憲か違憲かの議論は続き、違憲論はなくなると、なくなるとは考えにくいと考えます。

このようなことから、9条2項を維持し、自衛隊を明記する安倍首相案については、自民党内でも賛否が分かれておりまして、また各種世論調査でも賛否が拮抗していることから、これらの議論の推移を十分見守りたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） さまざまな賛成意見、反対意見がある中で見守りたいという答えですね。自民党でも意見が分かれているというのは、さまざまな分かれ方があって、そもそも自民党の改憲草案の中では、国防軍を創設するということが明記されているわけですね。それに対して安倍首相が5月3日の集会で述べたのは、1項、2項は堅持して自衛隊を書き込むと。これに対して、いや、国防軍という話だったじゃないかという反対意見もあるわけですね。

ですから、自民党の党でと安倍首相が繰り返すように、この憲法を、とりわけ9条を変えることが、安倍首相を初め、自民党の考え方であるということを押さえておく必要があるのではないかなと思います。

自衛隊が違憲であるという問題に解決を打つという話も今ありましたけれども、そもそも自衛隊が合憲であると考えているのが、今の政府の立場ですから、だとすれば、その立場から見れば、何も憲法を変える必要はないんじゃないかなと私は考えております。

今の町長の答弁の中では、見守りたいということがありましたので、どうなのかというふうに、これ以上聞いていくわけにはいかないかなと思うんですけれども。憲法についてというふうに出

しております。町長は憲法をどういうものだと捉えているか、今、お考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 憲法は、国の統治機構を規制するものでありまして、要するに、国民の人権、平和、そういうものを守っていく、そういうふうな基本的な基本法でございます。

それと、また見守りたいというのは、はっきり言って、先ほど言いましたけれども、安倍首相が言うように、戦争の放棄を１項でうたっております。２項は、戦力の不保持、そして自衛隊を３項でうたうとなりますと、２項と３項とのこの整合性がとれるのかなということで、いろいろと議論が分かれているところでございます。

そういう意味合いで、そのあたりの整合性がとれるのかというのが一つの疑問。それと、もう一つは、自衛隊自体は国民の大多数が認めている存在でございますので、それを明記するかどうか、どこに明記するのか、９条の３項なのか、それとも、国民のこの、１３条にありましたよね、幸福追求権、そちらの項に幸福追求権、生存権を認めるのであれば、最小限度の自衛力を持つのは当然だということで、イコール自衛隊の存在は合憲だというふうに捉える学者もございまして、そういう意味合いで、書き方を含めて、いろいろと推移を見守りたいというように考えております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（１番 森 正太郎君） 自衛隊の今の戦力が必要最小限度の実力といえるかどうかというところが、まず大きい議論になっているわけでありまして。新聞報道でも、自衛隊の「いずも」という艦が、適地攻撃能力を持つ戦闘機が搭載できるようにするという研究が行われているという報道がなされて、国を守る戦力じゃなくて、適地を攻撃する戦力を自衛隊が持っているのかというところが大きな焦点にもなっております。

戦後７２年といっても、決して平和な７２年間ではなかったわけですね。私が記憶するだけでも、湾岸戦争があり、イラク戦争があり、そして、今でもパレスチナやシリアでは紛争が続いて、毎日たくさんの方が命を落としています。

日本の自衛隊は、イラクに行ったり、南スーダンに行ったりして、戦争参加の一手手前というところまで行ったわけです。それでもぎりぎり踏みとどまれたのは、私は憲法９条が本当に大きな縛りになって、政府は戦争に足を踏み出さなかったというところが、本当にここは大事なところだなと思います。平和な日本を子供たちの代まで残すと、これが、この７２年間を生きてきた、そして、今を生きる私たちの後世に残すべき責任ではないかなと思います。

今、先ほどちょっと寄り道して町長にお尋ねしたんですけれども、憲法はどういうものだと捉えますかということで、私も統治機関を縛るものだというふうに考えております。憲法の一番の

役割は、国民と国との契約書だというふうに私は捉えているんですけども、国という大きな権力機関が国民に納税してもらったり、また、警察権で犯罪した人に対してある程度の人権を抑制すると。国は、そういう大きな権力を持っているかわりに、憲法で国民と国とを約束したんだよというのが、私は憲法だと考えております。

憲法って何なのっていうのが、本当に、最近、若い方はわからないというふうに言われているんですね。私と同年の子供を持つお母さんに聞いても、憲法って何なのと。それどころか、議員と町長って何が違うのというふうな、そういう政治の認識しか持っていらっしゃらないという方も多くいらっしゃいます。

町内で、今、憲法についてどう思うかと、今、安倍首相が狙っている憲法9条の改正に賛成ですか、反対ですかということを、今、私は聞いているんですけども、その中で、ある若い女性の方がこういうことをおっしゃっていました。今の国民は、憲法が何かよくわかってないのに、それを変えるとか変えないとかいう問題ではないと思いますというふうに、非常に高度な話をされるなと思いながら、でも、確かにそのとおりだなと思いました。

憲法とは何なのかというところを、また、繰り返し考えていきたいなと思います。よろしくお願いをいたします。

ちょっと風邪気味なものですから、休憩時間に、皆さん、手洗い、うがいをお願いしたいと思います。

次の質問に参ります。子育て支援について。

これまでも議会で再三取り上げてまいりました子供の医療費助成についてお尋ねいたします。

ことしの1月に、宮崎市で行われた市長選挙では、3名の方が立候補し、現職の戸敷正氏が再選いたしました。一部では、争点がはっきりしなかった選挙だとも言われていますけれども、注目された点の一つとして、候補者が3名とも子供の医療費助成の拡大を公約に掲げておりました。子育て支援が地域づくりの基盤ということで、この認識がグローバルスタンダードになりつつあるのではないかなと思います。

また、1月に行われた延岡市長選挙でも、中学生までの子供の医療費助成を公約にした読谷山洋司さんが当選しております。

このように、続々と子供の医療費助成を進める首長が当選する中で、県内での子供医療費助成の拡充の動きも大いに活発化していくのではないかなと期待が持たれております。

つい先日の3月6日の宮日新聞によると、5日に開かれた宮崎市議会の一般質問で、今度また当選（3選）されました戸敷市長が、2020年の4月から医療費助成を拡大するというふうに考えを示したということです。

こうした状況の中で、子育て支援を町の大きな魅力の一つとして掲げるこの三股では、子供の

医療費助成を今後どのように展開していくのか、その展望をお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 子供の医療費助成についてのご質問でございますが、現在、本町では、就学前の子供の通院費及び入院費、小学生の入院費につきまして、既に無料化を実施しているところでございます。

平成29年12月議会での一般質問におきまして、多額の予算が必要とされることにより、現在のところ、子供医療費の助成につきましては現状維持と考えておりますというふうに回答したところでありますが、しかしながら、子育て支援の一つとして再度検討を行いました。

平成30年10月をめどに、子供医療費の拡充を図り、小学生の入院医療費の無料化を中学生まで拡大し、また、小学生の通院医療費の助成制度を新たに創設することといたしました。

小学生につきましては、現在、入院費は無料ですが、新たに通院費の助成を行い、医療費の自己負担額から1診療報酬明細書当たり、一月に1,000円を控除した額を助成いたします。中学生につきましては、新たに入院費の無料化を行う予定でございます。

今後、10月までにシステム改修や子供医療費受給者証の作成、医療機関への周知、保護者への広報等を実施して、10月から実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） この議案が出された直後に、幾つかの方にこういう議案が出ているよというふうに報告をいたしました。非常に歓迎されたところであります。

この際、施政方針の表明を受けて、追加で通告しました質問の中で関連するものをお尋ねしたいと思います。

施政方針の中で、小学生の医療費通院分を助成するとしておりますけれども、ただいま伺いましたとおり、入院を中学生まで広げて、小学生に通院の助成を月1,000円の除いた分を助成するということで伺いましたけれども、その窓口負担がどうなるのか、現物支給になるのか、それとも、一旦払って償還払いになるのか、まず一つ。

薬局の料金はどうなりますかと。それと、受診科目が複数にわたる場合、歯医者さんに行って、風邪を引いて内科にかかったと、打撲で外科に行ったというような場合どうなるのかなど、小学生のお子さんを持つ保護者の方々や、また、お孫さんを持つおじいちゃん、おばあちゃんから疑問が早速寄せられておりますので、まとめてお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 小学生の通院医療費の助成の現物給付か償還払いかということになりますが、小学生の通院医療費の助成は現物給付になります。また、薬局での料金につきまして

は、医療機関と同じように、1診療報酬明細書当たり、一月に1,000円を控除した額の助成となります。

また、同月に、例えば歯科と内科にかかった場合の助成につきましては、1診療報酬明細書当たり、一月に1,000円を控除した額を助成となりますので、自己負担額は歯科で1,000円、内科で1,000円、合計2,000円になります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） この1診療報酬明細書当たりという言葉が、やはりちょっとわかりづらいので、詳しく説明していただきたいんですけれども。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 診療報酬明細書——レセプトについてお答えいたします。

1医療機関または1薬局につき、1人、一月1枚発行されるものです。医療機関が保健所に請求する診療報酬明細書のことです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 1医療機関当たり、1薬局当たりということだったら、例えば、風邪を引いて薬局に行ったら2,000円ちょうことになりますかね、月に。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 小児科で1,000円、お薬が出た場合、薬局に行きますので1,000円、合計2,000円になります。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） わかりました。ありがとうございます。

やはり、通院にはすごく期待を抱いているという保護者の方が大勢いらっしゃいました。特に、前回の議会で、また、お尋ねしたように、歯科もすごく重要な問題で、特に、歯科になると、また、その病院とは違うんじゃないかという不安もあったもんですからお尋ねさせていただきました。

継続して、やはり受診しなければいけない歯科が非常に気になる方がいらっしゃるということです。ので、わかりやすく、今後通知していく際には、1診療報酬明細書当たり1,000円を除いた額というのは、非常に正確なんですけれども、わかりやすくお伝えしていただくようお願いをしたいと思います。

濟いません、ちょっと戻るんですけれども、今後の展望ということで、医療費の拡大をどのように考えていらっしゃるか。きのうの質問から、町長の次期出馬ということを表明されたという

ことを受けて、今後の展開を見て、やはり期待の度合いが変わってくると思います。今後どのようにしていきたいかという思いがあれば、ぜひ伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回の医療費助成については、自己負担を診療明細当たり1,000円というふうな設定をさせていただきました。これは、コンビニ受診を抑制するというのが、一つあります。それとまた、無料化することによって、非常に財政負担も大きくなったりする部分もございますので、とりあえず各市町村の状況を見ますと、1,000円とか800円とかございますけれども、一応1,000円の負担をまずはお願いすると。そのあたりについても、今後、引き下げるかどうか、そのあたり、財政状況を見ながら検討はさせていただきたいと思います。

それと、もう一つは、また、課題であります中学生までのこの医療費、通院費の拡大、これについても、各市町村取り組んでいるところもございますので、本町としても財政状況を見ながら、そしてまた、今回取り組みます、この医療費の助成の拡大、そのあたりの推移を見ながら、今後検討させていただきたいというふうに考えています。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 今後も展望があるというふうに受けとめていいかなと思います。

今度のその助成の拡大については、やはり、私も繰り返し質問で取り上げてきたんですけども、なかなか急転直下に決まったなという印象もあります。

例えば医療費、この自己負担が1,000円というところだったり、小学校までの通院に助成を行うという思いに至った根拠というか、その辺があればお尋ねしたいんですけども、こうだから、これを実現することにしたんだというふうなこと。

以前に伺った答弁では、医療費だけではなくて、保育料の軽減だったり、放課後児童クラブだったり、そういう全体的な支援で子育てをしていくというお考えを伺っているんですけども、それが医療費助成にダイレクトな形でこのような施策に至ったという思いがあれば、ぜひ、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど、議員のほうからお話がありました宮崎市の状況、そしてまた延岡、いろんな選挙等を見ますと、こういう一つの時代の流れが来ているなというのは感じます。

そしてまた、本町は、特にこの子育て支援ということをうたい文句といいますか、一つのセールスポイントにしていますので、最低限、やはり他市町村並みにはしたいなと。

それとまた、隣の町との差別化というのもまた必要かなというふうに考えています。

本町は、今、人口が、若干でございますけれども、増えておりますけれども、若い人も大変多

いところでございますが、いつまでもこの傾向が続くわけではございません。そういう意味合いで、やはりセールスポイントをより伸ばしていく、充実していくということが、この地方創生と
いいですか、地域の活性化、町の充実・発展につながっていくというところから判断したところ
でございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（１番 森 正太郎君） 町の魅力化の一つとして踏み切ったという捉え方でいいのかなと
思います。

以前ご紹介した、あれは長野県の松本市かどっかだったと思うんですけども、この医療費を
無料化を踏み切ることで、高校生までを無料化を踏み切ることで、国保の財政に黒字となっ
てはね返ってきているという自治体もあるんです。早期発見、早期治療に努めて、保健指導にもあ
わせて力を入れることで、全体的な国保支給の軽減と、負担の軽減という結果につながっている。
そこでは、済いません、これ、ちょっといい加減なことを言いたくないんで取りやめます。

かなり巨額の財政が一般会計に入ってきているという事例もあります。せつかく、この医療費
の助成を拡大していますから、これによって、子供たちの健康状態がどうなったかというところ
も、まず一つの結果として、今後、追跡調査していただきたいと思うんですけども、どうでし
ょうか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 早期治療に結びついて、子供が健康になったり、早く疾患から回復
できれば、もう一番いいことだと思います。その状況の確認というのが、今、どういう方法があ
るかというのは、今後検討していきたいと思いますので、検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（１番 森 正太郎君） ただ、お金をばらまいて、お父さん、お母さんに楽しんでもらうと
いうだけではなくて、町にも、その財政的な効果がはね返ってくるんだというところもぜひ視野
に入れて、この町長の施策の効果というのをぜひ検証していただきたいと思います。

次に参りたいと思います。

小学校における集団フッ素洗口の実施についてお尋ねしたいと思います。

子供の虫歯対策として、フッ素でうがいをするフッ化物洗口が有効という声があります。県内
でも集団フッ化物洗口の取り組みが進められております。

今年度の県の健康増進課の資料——最近の歯科保健の状況 2017 という資料があります。イ
ンターネットで見れます——によると、平成 28 年度の県内小中学校のフッ化物洗口の実施状況
を見ますと、県内 239 の小学校のうちで 48.5% の小学校、116 校でフッ素洗口が実施さ

れています。中学校では144校のうちの37.5%、54校です。済いません、数字でちょっとわかりづらいと思うんですけども、小学校のうち48.5%の116校です。中学校では37.5%の54校が実施しております。

三股町及び、お隣の都城では、小中学校は実施していないんですけども、先日、この平成28年度段階では実施している小中学校はありませんが、先日、都城市では、モデル校を指定して一部の学校で実施することになったと聞いております。

宮崎県におけるこの集団フッ化物洗口の実施施設の推移を見ると、これも先ほどの宮崎県における最近の歯科保健の状況2017の中ですけども、宮崎県におけるこの推移を見ると、右肩上がりです。実施施設が増加していることがわかります。

一方で、学校での集団フッ化物洗口の実施に不安を抱く保護者の方々もいらっしゃいます。その不安の声とその根拠を一つ紹介したいと思うんですけども、これは、ある歯科医の方から提供を受けました薬害オゾンブズパースン会議という資料をもとに、参考にしております。

フッ化物洗口に使われるフッ素は、フッ化ナトリウムという粉末で、これは、粉の状態では劇薬に指定されております。外国ではゴキブリの殺虫剤とか、ネズミを殺す殺鼠剤として使われているそうです。薄めた場合、劇薬ではないということなんですけれども、そういうものを子供の口に含ませるということに抵抗を感じるという親御さんがいらっしゃるの、まだ当然だなと思います。

また、集団でこのフッ化物洗口を行う場合、劇薬ですから、子供の手の届かないところに保管して、鍵付きのところに保管する必要があるということです。

ただでさえ教員が忙しいと、多忙化が指摘されている中で、このフッ化物洗口に新たな負担をかけるということに対しても批判の意見があります。

学校での集団フッ化物洗口には、週1回やる週1回法と、週5回、平日毎日やる週5回法があって、週1回やるほうが、当然濃度が高いわけです。

平成28年度現在、県内で集団フッ化物洗口を実施している小中学校では、全ての学校でこの週1回法、濃度の濃いほう、これを採用しているんですけども、この週1回法の場合は、特に、全量をごっくんしてしまった際に、中毒症状が起きる可能性が高いと指摘されております。

この急性症状はどういったものかという、よだれが出て気持ち悪くなる、嘔吐下痢が発生したり、重度の場合、けいれん、不整脈が発生するかもしれないということが言われております。

しかし、薄めて使うから大丈夫だと。多少のリスクがあっても、この虫歯の予防を優先すべきではないかという意見も、私はもっともだだと思います。

各自治体が出しておりますフッ化物洗口マニュアルを見ますと、フッ化物洗口の虫歯予防効果の研究報告として、30%から80%の虫歯予防効果があると報告されております。

しかし、世界中からフッ素洗口の効果を調べた論文を集め、それが科学的に信頼できるか、有効性があるかというのを検証した報告があります。これによりますと、歯磨きをしていれば、フッ素による新たな虫歯予防効果は7%しかない。統計的に意味のある有効性はないという結論が出ております。

この検証を行っている団体というのがコクラン共同計画というところで、コクラン共同計画、EBMという言葉があるんですけども、エビデンスベーストメディシン、根拠に基づく医療という日本語なんですけれども、これは、例えば、物すごい高名な学者さん、権威のある人の言葉だったり、自分の経験に基づく医療ではなくて、匿名で行われた調査による科学的根拠に基づいた医療を行おうというのが、このエビデンスベーストメディシン——EBMという取り組みなんですけれども、このEBMの情報インフラとして集められているのがイギリスのコクラン共同計画、コクランコラボレーションの研究報告書でございます。このコクランレポートのレビューの信頼性というのは、わかりやすく言うと、WHOがこのコクラン共同計画から情報を受けて、それを各国に研究成果として発表しているということからも信頼性が非常に高いということがうかがわれます。

ちなみに、このコクランレビューでは、フッ素の有効性を示したとされる、先ほど、30%から80%の虫歯予防効果があるとされた日本の研究論文というのは、実は、一遍も採用されていない。科学的根拠が薄いという判断がされているそうです。

このことから、こういったことから、学校における集団フッ化物洗口は、そもそも虫歯自体が、昭和50年度はピークに減少してきていると。必要性和有効性が薄く、また、逆に有害性が予想されるために、子供の虫歯予防のためには、歯磨き指導の徹底及び、虫歯が多い子供の早期発見と適切な保健指導が必要だと、私は考えております。

町長のこの集団フッ化物洗口についてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 本町の小学校における集団フッ素洗口につきましては、現状をお答えしたいと思います。現段階におきまして、関係機関の理解が十分に得られておらず、実施には至っていない状況でございます。

小中学校の虫歯保有率につきましては徐々に改善されてきておりますが、大幅な改善には至っておらず、課題があると十分認識しております。

学校における歯科保健活動の目的は、児童生徒に健康とは何か、どのようにすれば健康の保持増進ができるかを、発達の段階に応じて、みずから考え、実践できる能力を育むこととなります。

長い将来において、健康な歯、口腔を保つための知識を身につけ、意識の向上を図ることも重要であるというふうに考えております。

本町としましては、町内の小中学校の養護教諭と連携を図りながら、薬物を使わずにできる虫歯予防教育を行っていく所存でございます。また、虫歯予防のためには、食生活習慣を含め、家庭の協力が不可欠であると考えております。

これらのことから、学校歯科医とも連携をしながら、講話や歯磨き指導等、児童生徒及び家庭への啓発を行ってまいりたいというふうに思っているところです。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（１番 森 正太郎君） 先ほど、少し触れましたけれども、都城ではモデル的に実施することになりましたもんですから、三股は都城がやるならうちもという傾向が若干あるかなと私は考えておりますので、その影響がどのようなものかなと思って、きょうお尋ねしたところであります。

今、教育長からの答弁にありましたように、薬物に頼らずに、どのようにすれば健康になれるのか。家庭での指導も非常に重要だというふうにおっしゃいました。私もそのとおりだなと思います。

重大なのは、今、私が述べましたようなこと、客観的な事実がほとんど知らされないまま集団フッ化物洗口が実施されているという実態のほうで、私は非常に深刻ではないのかなと思います。

インフォームドコンセントという言葉は、恐らく聞き覚えがあると思うんですけども、医療を受ける際には十分な説明を受けて、それに対して同意がなければ、なされてはいけないという考え方です。お医者さんの一存で、この人にはこの治療が必要だから、患者の同意を得ずに医療をしていいんだということではないと。医療行為を受ける際には、十分な、この治療をした場合、あなたの体にこういうことが起きますよという説明があった上で、それを同意して医療を受けるということが大事だというふうに、今、この現代社会では常識になっております。

集団フッ化物洗口を考える場合には、この有害性の可能性と有効性への疑問点、これを十分説明した上で検討すべきだと考えております。

今現在、三股では考えていらないということなんですけれども、私は、お医者さんに行ってフッ素を塗ってもらうという分にはご自由にしていいただければいいと思うんですけども、やはり、学校で、集団の中でするとなると、さまざまな問題があるのではないかなと思います。

次の質問に参りたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 森君、休憩をとります。

○議員（１番 森 正太郎君） はい。

○議長（池邊 美紀君） これより、昼食のため１３時３０分まで本会議を休憩します。

午後０時０８分休憩

午後 1 時29分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

森君。

○議員（1 番 森 正太郎君） 午前中に引き続き質問をしまいたいと思います。マスクで失礼いたします。

次の質問が、民泊についてという通告を出しております。

通告に施行されると書いておりますけれども、昨年成立しました住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法がことしの 6 月から施行されるということになっております。

本町では、以前から、観光客が宿泊できる旅館やホテルがないという問題が何度も遡上に上がっており、新しく箱物をつくらなくても旅行者を泊められる民泊に対して期待する声も聞こえております。

一方で、都合のいい面ばかり見るのではなくて、その問題点というのも、あらかじめしっかり押さえていく必要があるのではないかなと思います。

一般的に、民泊とは、旅館やホテルではなくて、空き家やマンションの一室など、一般の住宅に観光客などを宿泊させることをいいます。

最大手の A i r b n b（エアビーアンドビー）というようなインターネットの仲介サイトを介して、部屋を貸したい人と、また、安く泊まりたい人という、この観光客と業者をマッチングさせることで、世界中で拡大したこのサービスですけれども、本来、人を宿泊させてお金をいただくという行為は旅館業法上の許可が必要ですが、これを通さずに、許可を得ずに無許可で行う違法民泊というのが各地で大きな問題になっております。

今回の民泊新法は、その旅館業法を規制して、本来は許可が要るところを届け出だけで宿泊できるようにするという、その違法民泊にお墨つきを与えるものではないかというような指摘もかねてからされておりました。

違法民泊の実態というのが幾つかありまして、多くの観光客が訪れる京都市ですけれども、伏見稲荷大社近くの地域では、突然、町内の空き住宅に多数の外国人観光客が宿泊し始めた。ごみの散乱やたばこのポイ捨て、とか、あと深夜の騒音だったり、または、住宅が日本というのは密集していますから、勝手に不法侵入という形になって、庭を突っ切って移動をしたりとかいう問題もあったり、また、深夜早朝にチェックインというか、泊まれる方がキャリーバックの本来にゴロゴロという音がやかましいと、さまざまなトラブルが発生しており、その稲荷大社近くの地域では、1 年かけて業者がようやく撤退するという事態にまで発展しております。

また、西陣織で有名な西陣の地域では、かつてから違法営業の疑いで行政指導を受けた経歴のある業者が、隣近所と 40 センチしかすき間のないというような住宅密集地で宿泊施設をつくる

と計画したときに、住民が当然、住民説明会を開いてほしいと要請をするわけですが、この業者は、法律にも条例にも説明会を開きなさいという規定がないじゃないかということで、説明会の開催を拒否しました。住民の皆さんは、この件で、京都の市長に要望書を提出して、町内会との協定を締結するまで営業許可をしないということを求めています。

また、2020年の東京オリンピックで、ますます多くの観光客が来ると予想されている東京都の新宿でも、数年前からさまざまな問題が寄せられております。不動産屋さんが一軒家を貸していたら、その借りている人が、いつの間にか民泊に使っていたと。ごみ出しのルールが守られていないという苦情だったり、ここでも、やはりたばこのポイ捨てとか、やっぱりキャリーバックが夜中うるさい、早朝うるさいと、ゴロゴロ引く音が騒音だという問題が寄せられているそうです。

本来、幾ら観光地であっても、住民の暮らしを守るためには、こういう違法民泊を取り締まるほうが先決ではないかというにもかかわらず、民泊新法によって、違法民泊にこの免状を与えることになるのではないかという不安が生まれるのも当然ではないでしょうか。

法律の施行を控え、この圏域でインバウンド対策にも取り組もうとしている本町で民泊規制条例制定する考えがあるか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 民泊規制条例を制定する考えはないかというご質問に対してお答えいたします。

一般的に、民泊法と言われておりますが、正式には住宅民泊事業法という法律で、ことしの6月の15日に施行されます。これを受けて、ことしの1月の15日に、県のほうで、担当者向けの説明会があったところでございます。

この住宅宿泊事業法第18条に、条例による住宅宿泊事業の実施の制限について規定されております。都道府県は住宅宿泊事業に起因する騒音の発生、その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要な認められる限度において、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができますと規定されています。

また、国から示されたガイドラインでは、条例制定に当たっては、市町村の意向を踏まえて検討を進めることが望ましいと明記してありまして、1月の末に、県のほうから各市町村に対して意向調査が実施されたところでございます。

現在のところ、本町には、年間を通して観光客が訪れる観光施設がなく、需要としてはスポーツの合宿、あと、イベント開催など限定的であるということから、本町においては、現在のところ、制限が必要な区域はないというふうに回答しているところです。

今後、地区座談会等で、住民向けの説明会を行うほか、民泊を経営したいと考えている人向けの民泊のセミナーを開催する予定で、法律施行後、問題があれば、改めて検討したいというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（１番 森 正太郎君） 県からの説明会があったということで、これは、先取りする形で私は質問しているような印象だと思うんですけども、実は、都城で、これは民泊を見据えているのではないかという営業を、私は、そういう営業を目撃しております。

一般のマンションの空き室を、通常、やはりマンションを借りるときには契約書が要るはずなんですよね。借り主と貸し主と双方の判こを押して、契約書を取り交わす必要があると思うんですけども、そのマンションは、届け出一つで、これ、申込書ですね、契約書じゃなくて、申し込み一つ送ることで、そこに泊まることができる。制限がありまして、１週間以上、一月以内だったかな、１週間以上の宿泊が条件ということで、ウィークリーマンションとして貸し出しているらしいんです。ホテルに比べたら非常に安価です。ですから、周りに中期の宿泊としての、これは民泊の先取りと言ってもいいのではないかという営業している実態がございます。

実際に、そのマンションは非常に多くの方が住んでいらっしゃる。住宅地の真ん中なんですけれども、そういうところに観光客が宿泊をするという前提では、恐らく住んでいらっしゃるはずなんですけれども、そのような使い方もできてしまうと。現に、県外からいらっしゃる方がそこに泊まるのが、申込書一つでできるようになっているわけです。ですから、この民泊法が施行される前から、もう既にそのような営業のやり方が模索されているのではないかなと、私は危惧しているわけでございます。

新宿区では、大田区に続いて、２番目の民泊規制条例となる新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例というのが、昨年１２月に成立したところなんですけれども、規制条例の設置を考えていないと、三股は１年通しての観光地じゃないということで考えていらっしゃると思うんですけども、事業者さんの中には、そうではなくて、もうこの民泊法の施行を見据えて、事前チャンスと捉えていらっしゃる業者の方もいらっしゃると思いますので、ぜひ、そういうところを見据えた上で、先取りして、いろいろと検討をしていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

この問題については、今後も注意して見守ってまいりたいと思います。

次の質問に参ります。寡婦控除のみなし適用についてお尋ねいたします。

２８年３月議会で取り上げました、未婚世帯に対する寡婦控除のみなし適用についてのその後の検討、調整状況、どうなっているか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 28年3月議会で提案された未婚世帯に対する寡婦控除のみなし適用について、その後の調整、検討の状況についてお答えいたします。

まずは、ひとり親家庭の方で、寡婦控除のみなし適用を行うことで、経済的負担の軽減のある方がいらっしゃるかの確認を行いました。児童手当におきましては、所得が限度額を超えるため、手当の対象にならない人の状況を確認しましたところ、その中にひとり親家庭の方はいらっしゃいませんでした。そのため、寡婦控除のみなし適用で新たに手当の対象となる人がいない状況でした。

保育料につきましては、対象者となる方が数名いる半面、逆に、保育料が上がる人も出てくることがわかりました。また、ひとり親家庭の保育料につきましては、平成28年度、平成29年度と段階的に軽減措置が行われたこともあり、現在のところ、寡婦控除のみなし適用を行っていないところでございます。

平成30年度9月より、国の制度である児童手当において、未婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用が施行予定となっております。保育料も同様に実施予定となっておりますので、今後、国の運用基準に従い、対応を行っていく所存でございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 国のほうで、今おっしゃられたように、みなし適用をする方向だというふうな報道がされておりました。これ、みなし適用をした場合、保育料が上がる人もいらっしゃるということを、今、初めて伺ったんですけれども、例えば、国の制度として、これ、みなし適用をいいよということになった場合、上がる方というのは、例えば、町のほうで据え置き措置というのがとられる場合もあるんでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 国の運用基準については、まだ細かいところがわかっておりません。なので、今、実施が30年6月からということだけでしか情報が来ておりませんので、まずは、国の運用基準というのを確認いたしまして、今後の対応というのは、また検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） わかりました。

この質問をした後に、ちょっと私のほうで追跡の問い合わせをしていなかったんですけれども、担当課でお尋ねしたときに、把握していらっしゃらないということを知って、その前の課長さんから今、替わられて、どういうふうなやりとりがあったのかなと、引き継ぎがあったんやろうか

というのが、非常に、私、そのときに、後づけですけれども、気になったんですが、その辺は、何か、前の担当の課長さんからは話はあったんですか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 私は、今年度、福祉課に参りまして、多くのことを一挙に引き継ぎますので、その細かいことまで全部、そのときに把握できたかという、わかったつもりでも、全てわかっている状況で、まず福祉制度のこと全体の把握が、まず引き継ぎのときには十分まだ勉強足りませんので、一旦引き継ぎを受けますが、その後、いろんなことを調べたり、担当者に聞いたりしながら把握していきますので、このみなし適用のことがどうだったかという、ちょっと、こうでしたとまでは、今の状況で言えない状況です。

確かに、未婚世帯は役場では把握はできませんので、ひとり親家庭というところで確認を担当のほうでしたということで聞いております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） そのみなし適用の、やってほしいということはもちろんあるんですけれども、その以前に、検討しますと言われたことが、どういうふうに関の中で扱われているのかなというのも、副次的ですけれども、ちょっと気になりましたもので、今、お尋ねしました。

ちょっと確認したいんだけど、今、答弁いただいたことは、通告の後にお調べになったということでもいいんですか、そしたら。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 担当者のほうに再度確認はしてもらいました。年数がたっていますので、当時のことと、また、今とで状況が変わっているといけないということと、私自身がこの件について、今年度、福祉に来たということと、今までちょっと児童福祉に関する担当をしたことがなかったものですから、もう一度確認をしたいという私の意思もあって、再度、もう一回確認をしてもらっています。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） わかりました。ありがとうございます。

みなし適用というか、寡婦控除、ひとり親家庭の問題については、以前の議会で、具体的な事例も挙げながら、こういう方がいらっしゃる。行政で捉えられない問題もあるということでお伝えしておりますので、また引き続き、その実態とあわせて、ひとり親家庭の家の支援ということも求めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

続きまして、最後ですけれども、先日、町長の施政方針表明を受けまして、追加で通告をして

いた質問に入らせていただきます。

通告のリストの⑤番は、先ほど午前中の質問でお尋ねいたしましたので省略いたします。

1 番のマニフェストとして掲げる 5 つのプロジェクトのうち、いきいき産業プロジェクトについてお尋ねしております。この中で、記述の中で、若者に人気のある情報系企業の進出を促すところあるんですけども、この若者に人気があるというのは、こういったような調査をもとにしているのか。三股町では、実際どれくらい人気があるのか、お尋ねします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 情報系企業が若者に人気があるというのは、どのような調査をもとにしたのかということに対してお答えします。

まず、本町が総合戦略を策定した平成 27 年の県内への就職内定率見ると、高校卒業者で 54.2%、大学卒業者で 48.5%と約 5 割の若者が県外へ流出しておりました。

本町におきましても、人口は若干増えておりますが、高校や大学を卒業する年代の若者は減少し続けております。これを少しでも食い止めなければ、将来、三股町の人口は大きく減少することになります。そのために、若者に人気の職種の雇用の場を増やしたいというふうに考えたところでございます。

来年 4 月に就職する、1 年後ですが、来年 4 月に就職する学生モニターを対象にした、就職意識及び就職活動の準備状況を尋ねたことしの 1 月 1 日現在の就職意識調査で、1 位が情報・インターネットサービスです。2 位が銀行、3 位が調査・コンサルタントとなっております。

また、中学生とか高校生がなりたい職業について、大手保険会社が実施したアンケート調査によりますと、中学校の男子で、1 位が IT エンジニア・プログラマー、2 位がゲームクリエイター、3 位がユーチューバーなどの動画投稿者となっております。また、高校生男子では、1 位が IT エンジニア・プログラマー、3 位がゲームクリエイターとなっています。

女性の場合は、男性よりも若干人気の薄い分もありますが、それでも、2 位がイラストレーター、アニメーター、5 位がライター、7 位がゲームクリエイター、10 位がユーチューバーなどの動画投稿者など人気が高いところでございます。

また、三股町でどれぐらいの人気があるかのご質問ですが、国勢調査、これによります三股町の年齢階層別の産業人口比率で見ますと、40 歳未満の就業比率が最も高い業種が情報通信業となっております。40 歳未満の就職人口比率が 5 割を超えているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1 番 森 正太郎君） 三股町では、中学校卒業後の若者に対するアプローチというのが非常に希薄ではないかなと、以前から危惧しているところだったもんですから、その若者に人気

のある職種だったり、企業というのがわかれば、非常に、これは、今後に役に立つのではないかなと思ったところで、今、さまざまな調査で、若い人に人気の職種がこの情報系の業種だということでデータいただいて、三股に限らず全国的、全県的な傾向ではないかなと思うんですが、その学生モニターアンケートというのは三股町内を対象にした、1月1日の調査はどこを対象にしたもの、学生モニターアンケートですか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） これは全国的な調査でありまして、本町だけでやったわけではございません。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） そうすると、ただいま答弁いただいた中で、三股町の参考になる情報というのは国勢調査のところだけですか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 町独自のデータとしては国勢調査だけなんですけど、その中学生のそういうほかのデータというところにおいては、全国的な傾向じゃないかなということで参考にしております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 当然、全国的にというか、世代的に、その情報系企業が人気があるという調査に基づいているんだと思います。

この施政方針のこの文言を受けて、やはり改めて、この三股町の若者を対象にした職業ニーズ調査というのができないものかなと思うんですけども、そういった中学校卒業した方に対して、そういうことは可能ですか、調査というのは。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 企画のほうで、そういう中学生とかそういう方に対して調査しようという考えはないんですが、きのう、東京の一番目立ってIT企業ありまして、その社長さんが来られまして、今、東京と大阪、そして沖縄、そして、海外2社あるんですが、その方とお話させていただいたときに、やはり、そういう若者に対して、こういう仕事があるんだよというのをいろいろ広めていきたいということがありましたので、町長も含めて、そういう若者に対して、そういうIT企業というか、今の仕事はこういうのがあるというのは、どんどん教えていきたいなというふうには感じているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） そのニーズを調査するというよりは、そういう情報を与えていくというスタンスかなと思います。引き続き、やっていただきたいなと思います。

次の質問に参ります。下水道の接続率向上の対策として、個別相談会や個別訪問で理解を求めていくとされておりますけれども、具体的にどのような啓発を行っていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 個別相談会は、下水道の測量実施設計着手までと宅内公共ます設置工事が完了し、受益者負担金減免の供用開始前及び、受益者負担金減免期間が残り1年となった方を対象に、合計3回実施しております。

対象者に対しては、初めに、各戸に個別訪問して、留守の場合は手紙の投函、在宅の場合は、相談会の案内を行います。相談会では、具体的には、下水道の仕組み、下水道料金、工事の実施方法、受益者負担金等についてご説明しております。

また、下水道事業の必要性和早期接続の推進を実施するとともに、来場者には、下水道の啓発グッズを配布し、啓発活動に努めます。

また、3年を経過して受益者負担金の減免対象外となった受益者に対しても個別に訪問し、下水道のパンフレットや文書での説明を行い、接続向上に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 水環境の改善というのは、多くの町民の方が望んでいらっしゃることで、今、それ、取り組まれていることですね。町民の方からは、どうして下水道の接続率が上がらないんだというふうなご意見をいただいているところなんです。

そういう中で、個別に理解を求めていく動きというのが、やっぱり大事だと思うんですけども、要するに、私がお尋ねしたいのは、どういう説明をしているのか、そのパンフレットを渡す、説明をする、そのパンフレットには何が書いてあるのかというのをちょっとお尋ねしたいんですよ。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 下水道のパンフレットのほうには、下水道は、まず家庭から汚水を流します、それが道路に布設してあります管路に伝って下水処理場に流れますという、下水処理場に流れて水をきれいにします、それで環境に優しくなりますよ、水はきれいになりますよというのをPRしているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 従来どおりのそういう啓発の方法で、この下水道の接続率というのが、やはり向上していつているという、数字はきょうお尋ねできないと思うんですけども、水質環境の改善というか、下水道の接続率をとにかく期待されている町民の方に対して、いや、

ことし、今年度はこういうふうにしますよというような展望があればいいがなと思って。せっかく、この施政方針の表明の中に、改めて出ていたものですから、お尋ねしたところだったんですけれども。

ちなみに、下水道の接続率向上で、やはり河川の水質というのは改善できるものですかね。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） まず、下水道の接続率についてお答えしたいと思います。

平成30年1月末の接続率は56%、2,284戸であります。下水道の接続とあわせて水質改善には、単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえも有効な手段であると考えているところでございます。

大淀川ルネッサンス協議会というのがございますが、そちらのほうでも水質の改善についてBOD等の調査を行っておりますが、これでは、かなりの水質が改善されたという報告を受けております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 公共下水道の接続率56%というのは、この施政方針の表明でも町長から伺ったところなんですけれども、それは向上させていくと。合併浄化槽もあわせて水質改善に、やはり力になっているということです。例えば、そのパンフレットの中身をお尋ねしたのは、環境水道課だけじゃなくて、町民一人一人、我々議員もその住民の皆さんのところに行って、こうこうだから下水道につないだほうがいいよというふうなプレゼンができればいいなというふうに思っていますので、もしかして、わかりやすい、こういうふうな対話をすれば接続を促すことができると、啓発ができるというふうな、何か必殺技みたいなものを、これから練り上げていただければと思います。

お父さん、お母さんから、やっぱり子供を水に親しませる場所が欲しいという声が非常に多く寄せられております。子供たちの願いでもありますので、川で遊べるというところまでいくには相当な工夫と時間が必要だとは思いますが、何とか実現できるように力を尽くして、一緒に行っていただきたいと思います。

小学校における外国語教育について、先行して行うのはなぜかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） なぜ、小学校で外国語教育を先行して行うかということでございますが、平成32年度新学習指導要領の完全実施に対応するため、県の教育委員会は、平成28年度より、県内6校の小学校を外国語推進教員加配校として指定しており、町内の三股西小学校が

この都城・北諸県地区で唯一指定を受けております。

三股西小学校は、完全実施に対応するため、指導方法の調査研究や時間割の編成に係る年間行事等の開発や作成、そして、最新の指導法を踏まえた外国語活動の授業の実施に着手しております。

今年度は、各学校での研修会の開催や三股西小学校の小学校外国語教育推進教員を町内小学校残りの5校に派遣をいたしまして、研究授業や協議会も実施いたしました。次年度の三股西小学校は、他校の教育課程や指導法のモデルとして、3年生と4年生は35時間、5年生と6年生は70時間実施することになっております。

そこで、町教育委員会といたしましては、三股中学校へ進学する児童が外国語教育の学びに差が生じないように、町内小学校の外国語活動の実数を3年生と4年生は35時間、5、6年生は70時間に合わせ、6校全ての小学校で先行実施をすることといたしました。

中学校第1学年の外国語科の学習にうまくたすきをつなぐことができるよう、6校の小学校が年間指導計画や学習方法など連携を図りながら、英語教育の推進に努めてまいりたいと思っております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 素朴な疑問なんですけれども、70時間の5、6年生増やして、今ある授業のこま数というのはどこに行くんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 現在は35時間です。次年度から70時間に増えると、週1こま増えるということです。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） その時間が足りなくなったり、例えば、国語を削る、算数を削るということはあるんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） それはありません。週の校時程が1時間増えるということになります。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 町内の方から素朴な疑問、英語を足したら日数が増えるのか、もしくは、ほかの教科が減るのかというのは素朴な疑問としてありましたので、今、お尋ねしました。

外国人に限らず多くの方とコミュニケーションをとるとするのは非常に大切なことだと思いますので。

ただ、やっぱり中学で習った英語というのは、大人になってから役に立たないよねっていうのはよく言われることなんですけれども、小学校で教えるその英語授業というのはどういう性質のものなんですか。いわゆる、受験英語は、本当、大人になって使えんがねちゅう声は本当にいろんなところで聞くんですけれども。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 今現在やっていますのは、外国語活動です。それが、3、4年生にこの活動というものがおりてきます。そして、小学校5、6年生は英語科として教科としての授業になってきます。つまり、読み書きというのが入ってきます。活動では、いわゆるゲーム的な感覚でコミュニケーションを深めながら英語になれ親しむという活動で、英語は楽しいよというものから教科に発展していくという英語の一貫性を求めているものでございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） わかりました。小さいときから異文化に触れていって、コミュニケーションツールですから、やはり自分の意思を伝えと、相手の意思を受け取るということを、やっぱり主眼に置いて活動に取り組んでいただければいいかなと思います。

最後の質問に参りますけれども、小中学校に新たに学校司書を配置するという方針を示されました。12学級以上ある学校には司書教諭を必ず置くことになったと思いますけれども、ここに、新たに学校司書を配置する意義、また、常勤なのか非常勤なのかといった勤務形態についてお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 学校には、学校図書館法によりまして、学校図書館を設けなければならないと指定され、また、おっしゃるとおり、12学級以上の学校には司書教諭を必ず置かなければならないとあります。

本町におきましても、規定に基づきまして、三股小学校、勝岡小学校、三股西小学校、三股中学校では、司書教諭として発令をしているところでございます。

司書教諭はおりますが、現状といたしましては、学級担任であることも多く、学校図書館業務以外にもさまざまな業務を抱えているため、十分な機能を発揮できていない状況になります。

このようなことから、本町では、平成24年度より、町内3校、三股小学校、西小、三股中へ、図書事務補助としてパート雇用を行っておりました。

しかし、平成26年に、学校図書館法が改正されまして、先ほど述べました司書教諭のほか、学校司書を置くよう努めなければならないと規定されました。

このような国の施策もあり、本町といたしましても、全小学校へ、週1日あるいは2日、学校司書を派遣することといたしました。

勤務形態及び職務としましては、フルタイム勤務で、専ら学校図書館の職務に従事し、司書教諭と協働することによって、学校図書館運営の充実を図ってまいります。

学校司書を配置することにより、子供たちの言語活動を充実させ、読書好きな子供を増やし、確かな学力、そして、豊かな人間性を育ててまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（１番 森 正太郎君） 学校司書を、そしたら１名ということですか、全部で。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 学校司書は２名ということになります。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（１番 森 正太郎君） 子供たちが図書室で本を読むというのは、主に昼休みか放課後ということになると思うんですけども、昼休みに本を借りに来たときに、その学校司書の先生がいらっしゃるという状況になるんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） はい。昼休みはもちろん、授業中にも学校図書館を利用した授業もありますので、そういったときに、その学校司書が本の借り方、いろんなことで支援をできるということで、専ら、昼休み、放課後はもちろんですけども、１日中おりますので、今までいなかったところがありますので、そこが十分充実をしてくるんだというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（１番 森 正太郎君） 子供が本を探していて、それをリファレンスしてもらったり、貸し出し業務やったり、また、子供に読ませたい本を、やっぱり適切に選ぶという観点で、この学校司書を配置するということに対しては歓迎の声が上がっております。中学校によっては、読む本が１４倍になったというところもあると聞いております。今後の活躍に期待しておりますので、よろしくお願いいたします。これで質問を終わります。

○議長（池邊 美紀君） 続きまして、発言順位７番、重久君。

〔９番 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（９番 重久 邦仁君） それでは、発言順位７番、重久でございます。

本町は、若年人口が多いとされています。少子高齢化に伴い、単身世帯や高齢者のみの世帯が増えてきているのでは、現状ではないでしょうか。

ここで、総務省消防庁によれば、高齢の傷病者、熱中症などの緊急出動件数が急上している数字が出ております。当町でも高齢者が安心して暮らせるために、緊急対応や見守りのさらなる取り組みが求められている現状ではないでしょうか。

質問事項に、救急隊設置についてということで上げております。そこで、日本の救急隊ということで、日本のこの消防では、救急搬送を担って消防署はありますが、救急隊は全国の消防本部や消防署に設置されており、消防吏員の中から救急過程研修を受け、救急隊員の資格を持った隊長・隊員と機関員の3名で一隊が構成されております。それを、日本では、日本の救急隊ということであらわしております。

そこで、町長に、まず質問いたしました救急隊において、私は質問しておりますが、どのように、この救急隊というのを感じられておるのか、壇上からの質問といたします。

救急。救急出動について。だけど、救急隊というのをどんなふうに捉えているかと。出動についてお答えを、お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 救急隊の設置について、救急出動の内訳を伺うということで、この設問にありますような形で回答させていただきます。

資料としましては、平成29年度の出動状況、都城市消防局が提示されておりますけれども、私のほうでは、28年について、出動状況についてお答えをさせていただきたいと思います。

出動件数は合計で796件となっております、その主な内訳は、急病が514件、一般負傷が101件、交通事故が79件、転院搬送が77件というふうになっているところでございます。以上です。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） これを、私、調べたときに、余りにも都城と三股町のということで私は質問しておりますが、対比したときに、件数等が約1割を占めております。そして、三股町当初予算の常備消防費が2億3,820万9,000円となっております。

今、都城市にこのように常備消防隊として支出している総額は、消防費は3億3,000万程度かなということで、当初に上がっています。

このような中、この出動件数の多さ、約、先ほどの数字の中で、皆さんのお手元に配っておりますが、これは、私が持っている、ちょっと数字が違うかもしれませんが、三股町と急病患者の数字が437でしたか、ちょっと違いますかね、28年。29年、437になっておりますが、この数字を見られて、町長、救急隊をちょっと考えたらどうかなと思うんですが、いかがですか、この数字を見て、答弁求めます。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 救急ですね、消防業務については、救急、火災等の消防を含めて、都城市消防局のほうに委託をしているところでございます。

議員からいただいたものでいきますと、三股町の出動件数で見てみたときに、全体件数の9.2%が三股町と。過去3年間をしたときの28年度で10.5%、27年で10.2%、26年度が10.4%というような出動件数が三股町の割合になっております。

確かに、消防の委託料につきましては、算出につきましては、交付税の算定に基づいて、ルールに基づいて出しているところでありまして、確かに、救急については10%程度でありますけれども、消防局といたしましては、救急なり火災、それぞれのものに対して対応しておりますので、救急にしても約1割ということで、全体としては多いのかもしれませんが、全てが救急の割合でということではないということでご理解いただけないかなと思います。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 当初予算の中に、本町では、消防の中に防災士資格取得助成金というのが13万6,000円というのが掲げてありますけど、私が言いたいのは、町にある、今、消防の設備と、それに対して、今、そういう資格を、防災士として資格を取られたりということで、町は助成していると。プラス、これに救急救命士の資格も考えていただけないかなということで、また、この緊急対応の全体的な、いろんな免許をもらわれた人が、もう、現在退職者関係の人も含めて、対象者がおれば、そういう緊急の場合の対応に、いろんな人材が要るなというのがわかれば、また、緊急除細動ですか、そういうところの関係も、こんなに出勤回数が多いちゅうことは、やっぱり今後、少しは考えていったらいいよなと思って提言しました。

それと、まず、都城のほう、三股救急車両の搬送中の中で、よく全国的に、そんなことがあったのかというようなことがあるんですけど、お産ですね、これが管内であったんですかとお尋ねしたところ、都城市が1件あったというようなことがありまして、現在、いろんな救急車両の任務の人たちは大変だなと思っております。

今朝も、私の近くのところで、本当、朝から大変だなと思って、救急のサイレンが鳴りまして、この件数を見ると、毎日サイレンが、救急隊の出動があるんだなと思っております。

今後の、この皆さんの手元の資料の1番目のこの全体的な流れが、都城と合計した件数が、大まか1割程度というようなことですが、その他に総務課長のほうで何かつかめていることがありましたら、お願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 救急搬送についてはここにありますが、実際は、28年度でいきますと、急病のほか、やはり自損行為とか交通事故とか、実際それぞれ区分けが消防のほうからはされております。

それと、先ほどの地域防災士の育成ということで、町で行っておりますけれども、これは、防災に対する、災害等に対する対応力を培うという中で、救急法で除細動の活用の仕方とか、そうい

うことはもう一般の人でも講習を受けてできることであります。

ただ、救急隊につきましては、救急救命士ということで、これはある期間で、やはり研修を受けて資格を取るということでもありますので、防災士ともちょっと、若干、大分違うものであります。現在、都城消防局で60名ほど救急救命士が働いておるといふふうに伺っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 現在、都城は、市役所のそばにある本署が1つ、それから南署、北署、それから鷹尾の分署、それから高崎、この5つがあります。これの中で、やっぱり人口程度でいうと、3万人ぐらいを基本にして1つの分署があるのかなと思ったときに、三股町も2万5,000を有する人口であります。ぜひ、今後の課題として、当局で考えてもらえないかなと思って、この質問を終わります。

続きまして……。

○議長（池邊 美紀君） ②は。

○議員（9番 重久 邦仁君） もう一つあったな。その続きで。荒々しい質問ですが。

○議長（池邊 美紀君） 質問をもう一回、正確にお願いします。

○議員（9番 重久 邦仁君） 待ってね。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） ②です。都城分署として設置はできないかということで、前後しましたが、質問は、答弁を求めます。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、分署として設置できないかということでお答えいたします。

現在、三股町の消防及び救急業務につきましては、都城市消防局、南署、北署が管轄しているところでございます。救急車の配備は、南署、北署にそれぞれ2台、鷹尾、高崎分署にそれぞれ1台、南署に予備車として1台が配備されております。消防力の整備指針により算出いたしますと、都城地区の台数は7台ということになっているところであります。

平成28年中の119番入電から救急車が現場到達までの平均所要時間の状況によりますと、全体で一番時間を要しているのは吉之元町で29.3分かかっております。一番早いところが鷹尾2丁目で5.6分となっているところであります。

三股町では、一番時間を要しているのが大字でありますけども、長田が15.6分、一番早いところが稗田地区で8.1分となっております。

消防局といたしましても、平均所用時間20分を超える地域が8地域ほどありまして、その時

間短縮を目指しているところでもありますけども、現状の体制では難しいと伺っている状況で、現段階での本町の分署設置は難しいと考えております。

安心安全の確保におきまして、住民といたしましては、消防、警察機関等は、より早く、より近くが願いであることは十分認識しているところでもあります。町としましては、協議の機会等があれば、要望を通していききたいとは考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） ありがとうございます。

続きまして、2番の選挙公報についてを質問いたします。皆さんのお手元に配付しておりますが、有権者が候補者の政策等を広く周知できる方法として、選挙公報を発行する取り組みはないかということで質問しております。

これは、全国町村会議長会においても、各市町村において、都城市、それから9市ですね、宮崎市、それから西都市は市の広報でやっておりますが、町村においては、三股町ではまだないということで、いかがお考えか、答弁を求めます。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、お答えいたします。

選挙公報につきましては、衆議院議員、参議院議員、都道府県知事の選挙におきましては、公職選挙法第167条におきまして義務づけされておりますが、県議会議員、市町村長、市町村議会議員の選挙においては、公職選挙法第172条の2におきまして、同法167条から171条までの規定に準じて、条例で定めることにより、選挙公報を発行することができると規定されております。

当町の選挙におきましては、法169条第7項におきまして、選挙公報は、選挙の期日前2日までに配布するものと規定されておまして、他の選挙と違いまして、選挙の公示日から選挙日までの期間が非常に短いと、5日間ということで短いということもあり、現在のところは、発行していないところであります。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 実際、都城市の公報として、こういう新聞で、全般的にあります。

ちょっと町長、お目を。それを見ながらで、私の要望趣旨ですか。

現在、市議会議員選挙においては、条例により、選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスターが、公営選挙の対象になっているが、町村議会議員選挙は、一般的に選挙運動区域が狭く、選挙運動期間も短い等の理由で、公営選挙の対象となっていない。

しかしながら、議員を志す多様な人材を幅広い層から確保することは、市も町・村も同様であ

ること、また、近年の議員のなり手不足問題や、町村合併で選挙運動区域が拡大した町村もあること等に鑑み、町村議会議員選挙においても、市と同様、条例により選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスター等を公営選挙の対象とすべきである。また、市議会議員選挙と同様に、選挙運動用のビラの頒布についても制度化し、公営選挙の対象とすべきではないかと。

これは、町村議会においてある諸問題について、公営選挙の拡大ということで、皆さんに、公営選挙にこういう方法で周知徹底を図るときに問題として取り上げましたが、答弁を求めます。

選挙管理委員事務局長としての答弁を求めます。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） この資料についての見解ということでよろしいのですか。

○議員（9番 重久 邦仁君） はい。

○総務課長（黒木 孝幸君） 先ほど申しました選挙の公報につきましては、市町村が条例化することでできるということにされているわけですが、先ほどおっしゃいましたビラとか自動車の公用、ポスターにつきましては、公職選挙法の中で市はそれぞれ条例で定めるところによりできるとなっておりまして、町村が含まれていないというところがございます。ですから、これにつきましては公職選挙法の改正がない以上は、今のところ町村が取り組める内容ではないということになっております。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 公職選挙法の云々ということでは言われています。これは、これを実施している、頒布しているところがあるんですが、それ違法ですか。これ、やっているところあるんですよね。ちょっとその見解を……見解はいい。

この、市では車とかそういうのは私は言っていない。新聞で頒布することについて答弁を求めます。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 先ほどの繰り返しになりますけども、広報紙の作成については市町村で、市町村条例を定めることでできるという表現になっております。先ほどおっしゃいましたビラとかポスター、自動車の公用というものについては、それぞれの自動車使用の公営法141条とかで、市はそれぞれの条例で定めることにできるとなっておりまして、その自動車の公営とかは町村は今のところできるようになっていないということの回答でございます。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） ②のほうの県外、県内市町村での実施はあるのかを伺いますをさっき言ったんですけど、もう一回。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、県内、県外市町での実施はあるのかということでお答えいたします。

県外についてはちょっと把握できていないところでもありますけども、県内の市町村では、平成28年度12月31日現在におきまして、9市において市長及び市議会議員選挙で広報紙の作成をしております。町村では、1町で町長及び町議会議員選挙において実施しているというようでもあります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） ことは9月町長選、来年は町議選になっております。また、選挙は再来年、その来年は参議院、本当に選挙のない年はないんじゃないかなと、私は最初ここで選挙の話をしたとき、「重久さん、まあ4年に1回のことをいろいろ言うな」という声が聞こえたことも、私は今思うと驚くこと、毎年毎回あっちゃねかと、へたすると毎月あらへんかなというが感覚の中で、今答弁の中に9市は全部やっていると、町では1カ所やっているとの見解が出ましたけども、それを実施があるということを受けて、その実施をすれば、今度3番目に行きます、広報する費用は幾らになりますか。また、それは条例制定必要になるというようなことでしたけど、この3番について答弁を求めます。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 費用についてですけれども、費用につきましては立候補予定者の数、印刷部数、配布件数によって変わるため、この場で幾らというのはなかなか言えないところでもありますけれども、昨年の衆議院議員選挙6,260部の新聞折り込みで配布しました手数料が本町で12万2,595円でありました。これに、印刷製本費、広報紙の印刷費用が追加になるということが考えられます。

条例につきましては、まず実施について他町村の状況等も見ながら十分検討した上で、選挙管理委員会で諮りまして決定していくものと考えておりまして、実施するとなりますと、条例が当然必要になってくるという流れになっていくのかなと思います。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 3番まで聞きましたので、その選挙管理委員会、毎月1回程度は行われるんじゃないかなと思いますが、選挙管理委員会等の件につきましては、ぜひこの議会でこういう質問になり、実施しているところがあるが検討していただきたいと思いますが、実施の方向の話については、選挙管理委員会の4名ですか、その方やらといろいろ話し合っ、もしそれが可能となる期間という周知期間も必要かなと思うんですが、ことしからというのは無理かなと思うんですけど、可能性について答えられればお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 今回、選挙管理委員会が、定例が大体3カ月に1回開かれます。

3月、6月、9月、12月ということで開かれるわけであります。今回の内容についても、選挙管理委員会でもこういう内容でありますという質問をお話しして、回答もこういう方向で行きますということでお話をさせていただいているところであります。

実施につきましては、やはり先ほどの、どうしても期間の問題ですね、公示日が火曜日の5時となりますので、火曜日の5時までに受付を済ませた後に印刷をして、金曜日までには配らないといけないというようなスタンス、2日前ということになりますとなります。市議会議員の場合は7日間ということで、そこにまだ2日間長い期間があるということで、ですからその辺の検討もまた必要ではないかなと思います。

費用については、当然費用の措置も必要になりますので、すぐ実施とか実施の方向というのはなかなか今ここで言える状況ではありません。ですから、まずはそういう意見があったということとは委員会のほうでもまたご報告させていただきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 当初予算の中で、町長及び町議会議員選挙の本年度の予算800万組んであります。予算的には十分あるんですが、あとはそちらサイドと議員サイドからもうそういう方向でお願いしたいというような声を起こしていきたいと私は思っております。

続きまして、3番目の質問でいいのかな。施政方針について質問をいたします。

生涯スポーツの振興、旭ヶ丘運動公園の再整備事業、平成32年度完成に向け、継続して事業を推進する中で、この用地交渉が進んでいるのか、その対策について質問いたします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） ご質問の旭ヶ丘運動公園再整備事業の平成32年度完成を目標にしておりますのは、陸上競技場の中の改修でありまして、議員の質問にある用地交渉が進んでいない場所というのは、陸上競技場と駐車場の間にある杉山のことだと思われませんが、この場所においては、平成26年より地権者の娘さんと相談をさせていただいております。しかし、県外にお住まいのきょうだいの方が、手放したくないということで、現在まで用地取得に至っていない状況であります。

対策としては、毎年娘さんに訪問、電話等で状況の、売買の意思確認を行っているところでありますが、今後も根気強く交渉していく予定であります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） この場所が非常にメインの中では支障はないんですが、その上の

駐車場とこの競技場のちょうど中間地点にあるいい場所なんですね。ぜひ、もうこれはかなり年数がたっておりますので、今の方法でやられるんじゃないくて、できればもうちょっとこう別な格好で、今度から5,000万か、費用をかけて30年度にタータンの、全天候型をされるんでするので、ぜひそれまでには何とか打開策をお願いするばかりであります。よろしく今後ともお願いします。

次に行きます。ここに「絵で見る三股町の暮らし」ということで、皆さんに配付をしております。こういうような格好で、三股町で前、これ何年というのを私がちょっとないんですが、もう一枚、今不交付団体でもあります、木城町も今年度までに出しております。このことを出す、出さんで競えということじゃないんですけれども、ぱっと見たときにはこうだな、ああだなんて我が町のことを皆さんに言うときに、ぱっとつかめるんですね、絵で見ると。この辺、当町のいろんな転入、転出、出生、今何人赤ちゃんが産まれておるなとか、ことしはどうだったとか、ここには教員の数があるとやっぱり、三股町は教育の町で教職員の人も多いなというようなことがわかるんですが、こういう絵を見られて、これを当町でも検討する気はないか答弁を求めます。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 絵で見る三股の暮らしですね、こちらを作成してはどうかというご提案ですが、このまま人口で見ると2万3,537名ですので、平成8年ごろの人口かなということで20年以上前につくられたものだと思いますが、町の概要が一目でわかりますので大変わかりやすいなと感じたところでございます。

これは、どのような経緯でどこがつくったのかわかりませんが、企画商工課ではさまざまな統計データを載せた「数字で見る三股町」というのを毎年発行しております。この中に、この暮らしを、絵で見るのを入れてもいいなというふうには思っているんですが、ことしの4月に配布予定の冊子につきましては既に発注が済んでおりますので、次年度の作成に向けて検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 続けて、その3番目の統計の中に三股町の所得ですね、これ統計の中で入れるかどうか、課長いかがですか。答弁を求めます。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 三股町の所得平均値は、統計をとられたことがありますかというご質問ですが、町では所得についての統計をとったことはございません。各世帯とか個人に対する統計調査、これについては法律で定められた調査しかできませんので、勝手に個人の調査できないので、これについてはできないところでございます。

現在使用している町民所得は、県の統計調査課、こちらが各県内の市町村からデータを集めて、

それをもとに推計したものでございます。しかしながら、市町村単位で推計に使用できる統計のデータとか、直接数値を積み上げられる資料が少ないものですから、県民経済計算の推計値を総生産額や人口、従業者数等の全県の按分によって推計しておりますので、あくまでも今公表されている町民所得は参考値ということになります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） もう、私とその所得の云々ときに、健康保険税はその年の国保ですよね、所得に応じて掛けていきますよね。それは違うか。じゃあ、質問を変えます。そうしたら、ある所得関係の話で、企業関係の5人以上の従業員がいるところで、その平均値を出されているところがあるんですが、今言われた平均値の推計の出し方の計算方法がいろいろあるけれども、出せるんですね、出そうと思えば、この平均値で、こういう計算式でやりましたということは、今回はできるということでもいいですか。それともできませんということでもいいですか。伺います。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 県のほうで三股町の所得というのが、参考値が発表されていますので、それはあとは総人口で2万5,000で割るのか、あるいはその年齢で、働く年齢で割るのか、それによってさまざまな所得っていうのは出ます。その出し方だけです。結局、町の所得というのは総額が県で発表されていますので、あとは町で出そうと思えば出せると思います。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私はそれは、暮らしやすい三股町、町長が今8年やっております。やっぱり経済が、三股町は豊かなとこやねっていう基準値がないと、りっぱな町長だなとか、議会も一生懸命やっちゃいなどとか、職員さんも頑張っちゃいなど、目安にこの絵でみる三股町の暮らしの中に入れろとは言いませんが、町民税とか予算とか町民の所得とかいうのをこの中にあるものですから、その辺考えがありまして、町長、これについて答弁を一言ありましたら求めます。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど担当課長のほうから話がありましたように、この数字で見る三股町ですね、その中に掲載することによって皆さん方一見して本町の姿が見えるというのは大変いいことかなというに感じます。

そういう意味合いでは、そういう取り扱い方を今後検討させていただきます。それとともに、所得のところですね、これは本町のほうでは単独で所得推計やっておりますけれども、県のいろんな資料等参考にしながら、本町の所得はどうなのか、そのあたりのところがある程度見える

形にしていくということが、先ほど言われましたように経済がどんなふうに進んでいるのか、町民の豊かさがどうなのか、それが見えてきますので、そういう意味合いじゃあ意義があるのかなというふうに思います。そういう意味合いでは検討させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（９番 重久 邦仁君） ありがとうございます。そのように、町長が自信を持っておられるということは町民の生活も豊かになったんじゃないかという自信があるのかなと感じました。ぜひ、これは実現してほしいと思います。

ちょっと質問というか、私が発言が元に戻りますけど、先ほどの公報の件で、投票環境向上に向けた取り組み事例集ということで、２９年３月総務省が出しております。この中にやっぱり、第２４回参議院通常選挙は平成２８年７月１０日に執行されました。今回の選挙は選挙権年齢の引き下げを初め、４県に５区による合同選挙区が設けられるなど新たな制度化における初めての国政選挙となりました。このような中において、全体の投票率は５４．７％、前回選挙の５２．６１％を２．０９ポイント上回りました。減少に歯止めがかかりました。これは、各選挙管理委員会において、選挙権の年齢の引き下げ等を踏まえた主権者教育に関する取り組みと合わせ、有権者の投票環境の向上に向けた取り組みが行われたことが相まって一定の成果があらわれたものと考えておりますと、総務省が言っております。

当町ではいかがだったのでしょうか。絶対、私は、この国の平均よりかは下がっているんじゃないですか。このことは、選挙管理委員会にはもう少し工夫して、こういう全体の環境、取り組みを総務省は出していますんで、勉強して取り組まれるようお願い申し上げ、私の質問をこれで終わります。以上。

○議長（池邊 美紀君） これより１５時まで本会議を休憩します。

午後２時４８分休憩

午後３時００分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位８番、福田君。

〔３番 福田 新一君 登壇〕

○議員（３番 福田 新一君） 発言順位８番、福田新一でございます。いよいよ本年度最後の一般質問となりました。花の大トリを務めさせていただきます。大トリだから、目の覚めるような質問をやってくれという声も聞こえてきました。意気揚々と臨みたいと思います。

早速ですが先日、宮崎日日新聞に、町長の立候補の意向という記載ありました。また、施政方

針の内容に、本年11月3日開催予定の町制施行70周年行事や、五本松団地跡地の健康とにぎわいと交流の拠点への取り組み姿勢からして立候補は間違いないと察しますが、正式にお聞きします。3期目出馬を表明されますか。3期目出馬を表明されますか。

あとの質問は質問席からさせていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま、3期目の正式な出馬表明の確認ということでお話がございました。

ことし9月に町長選が実施されます。私の出馬の意向については、先日新聞等で発表されたとおり、立候補したいというふうに考えているところでございます。今回の立候補に当たっては、後援会の役員会や各地区代表者に諮り決定したところでございます。

以上、回答とします。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 承知しました。

施政方針の内容に、町長自身の就任8年目に入り、3期目の基盤づくりとして一念発起の意気を感じます。また、町民の声に耳を傾けながらとあります。町民の声に耳を傾けながらとあります。町民の声には、地域の活性化を望む声が隠せません。それには、ともに今より一歩前へ踏み出す意識が必要だと思います。自立と協働でつくる元気な町三股、実現するためにさまざまな事業等において、スピード感ある成果の達成が必須です。

そのために、各課とも考えにばらつきがあっては結束力が落ち、瞬間の判断を誤りがちです。我々議会も、現在必死に「開かれた議会」を合言葉に変化を目指しています。先ほど申しましたが、さまざまな事業等においてスピード感ある成果の達成が必須です。そのために各課とも考えにばらつきがあっては結束力が落ちます。瞬間の判断を誤りがちです。

そこで町長、リーダーとして各課の意思統一の徹底をどう図られますか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 立候補に当たっては、3期目何を指すかということを確認に提示しまして、審判を仰ぐということが重要でありますけれども、また詳細については今後詰めていくという予定でございます。

大きくは、これまでの5つのプロジェクトを充実、発展する方向で取り組みたいというふうに考えております。

施政方針にも述べましたが、具体的には五本松公営住宅跡地について、健康とにぎわいと交流の拠点との観点から整備する方向で検討を進めたいというふうに考えております。

そして、子育て支援のさらなる充実については、医療費支援の中学生までの拡大や、放課後児童対策の拡充、学力の向上支援などを検討してまいります。

アスリートタウンみまたづくりについては、旭ヶ丘運動公園陸上競技場の全天候型での整備、テニスコートの増設などに取り組みたいというふうに考えています。

そのほか、過疎対策、防災力の向上、農畜産業の振興、地場産業の活性化、6次産業化、雇用の場の創出、高齢者や障害者の生きがいづくり、生活支援、文教のまちづくり、そして環境に優しいまちづくりなど、多面的といいますか、非常に多くのことに満遍なく取り組み、三股町の活性化に大きく寄与したいというふうに考えています。

そのためには、言われますように職員の協力、理解が必要でありますので、足元の役場職員の理解、協力を得るために、しっかりと思いを伝える努力をしたいというふうに考えております。方法としましては、課長会議または1回目、2回目もいたしましたけれども、全職員を対象としたプレゼンテーションですね、そちらのほうを考えております。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 課長会議そして全員へのプレゼンテーション、いろいろありましたけれども、方針が出たと同時にやはりそれを成果の達成、出すために私はそれ、徹底してやっていただきたいと思います。

私は、すぐ企業と比較してしまうんですが、それもどちらかというと大企業ではなくて中小企業のほうです。会社が繁栄していくか倒産するかの競争ですから、納期、品質、価格、わかりやすく言えば、より早く、よりよく、より安くの総合的な戦いです。方針にのっとり、成果の達成のために迷いのないリーダーの指揮、それに迷わず従う部下の行動、これが大きな決め手です。

三股町を企業とすると、町長は社長です。副町長が専務です。教育長は常務です。各課の課長がおのおのの部署の部長です。そうしたときに、全ての判断に三股町のために反映するにはどう判断すべきかというのを、常にその見地に立って判断していかなければいけないと思います。ですから当然、仕事の範囲、そしてまた予算面、人事面、これにおいて各間の融通な、非常に型にはまらない融通な反応が生まれてくると思います。

例えば企業で言うと、営業が頑張って製品が多く注文を受け、納期に間に合わない、そういう事態になったとき、例えば都会の営業マンを工場まで帰し、手伝わせるということは珍しいことではありません。かえってそうすることが、参加した者は自分の仕事の範囲が広がり、遊撃手がふえて会社としても戦力アップにつながります。

町長、このような臨機応変な対応についてはご意見、どう思われますか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） やはり仕事を進めていく上では、トップあるいはまた皆さん方の理解

というのが非常に重要でございますので、そういう意味合いでは常に申し上げているんですが、「ハウ・レン・ソウ」といいますか、報告・連絡・相談、そういうものを常にこう、それぞれの職場でもそういう取り組みをすること。そしてまた、私とその各課長との間でもそういうふうな取り組みをして、意思疎通を図りながら一緒になって仕事をしていくというような目標に向かっての取り組みが大事だというふうなことは、常々申し上げているところでございます。

そしてまた、課内、係内でのやっぱり横の連絡、そういう、そしてまたコミュニケーション等が非常に重要でございますので、そういうところもしっかりと打ち合わせをしながら一緒になって仕事を進めていく。それがやはりこうピラミッド型になって、一つの目標に向かっての取り組みができるんだらうというふうに考えていますので、民間と同じようなやはり取り組みといえますか、一つの方向に向かってのスピード感をもってやること、そういうことは非常に重要ということで認識をいたしております。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（３番 福田 新一君） 町長の言葉から、「ハウ・レン・ソウ」というのが出てきまして、本当に企業と一緒にだなと思いました。企業においても、いい仕事をするのは全て「ハウ・レン・ソウ」、報告・連絡・相談、これが確実にできているか、できないかの違いだと思います。

それと、もう一つ言いますと、「ハウ・レン・ソウ」で、報告・連絡・相談、その上に、もう一つこれが来ると決まりつつというのは、確認っていうのを入れるとすっきりうまくいきますね。報告・連絡・相談・確認、これが入ると本当にぴしっと締まった仕事内容の変わっていくと思います。

先日、鹿児島県鹿屋市柳谷公民館、通称「やねだん」の館長、豊重哲郎さんの講演会が高原町でありました。それ、聞く機会がありまして、演題は、「住民自治による地域再生。行政に頼らない感動の地域づくり」でした。ここで問題です。豊重さんがボードに向かって問題出されるんですね。人生は○○のない○○です。何が入りますか。人生は○○のない○○です。そこに豊重さんの答えがあるんですけども、それを入場者に問いかけながら、入場者と本当に一体になって充実した講演でした。皆さんもちょっと考えてみてください。人生は○○のない○○である、この○○に何が入るかですね、前半の○○と後半の○○。やはり、こういう問いかけられて、答える人に直接話しかけながら、ずっとまた話が進展していくんです。

高原町では、たまたま豊重さんの持っていた答えと一致したのは、教育長だったです。教育長、ありますか、答え。（笑声）

いいです。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（３番 福田 新一君） 答えを先に言ってしまいましたけど、人生はシナリオのないドラ

マであるというのは、もろに豊重さんの進めてきた地域活性化そのものがここを目指すという、そういう何もこうしたこうなるといふセオリーはないんだよ、とにかく取り組んでいくうちにそういうドラマがどんどんできてきつつあるんだという、自分の今までの経歴を話していらっしやいました。

地域のさまざまな問題を、地域の住民で特性を生かして改善させていく地域の活性化でした。誰でもできる、あなたがやるんだ。あなたがやるんだ、この裏には諦めるな、慌てるな、近道をするなという気持ちが含まれていました。

私は、豊重さんの口癖のように言われる「よく考えてください」といふその「よく」といふのがとても耳に残ってとても印象的だったんですが、この「よく」といふところが深みがあって、大きなことじゃなくて、ちょっとした前向きなヒントを見つけるのです。やってみようという前向きな姿勢がまたヒントを得るんです。熱い、この熱い豊重さんの思いが、地域の住民と信頼関係を形成していくのです。

このリーダーシップを発揮する豊重さんの姿は、ある意味町長の立場と似通っています。ご存じだと思いますが、町長、このリーダーシップにどうご意見をお持ちでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 私も豊重さんの話、ちょうど三股町のほうにも来ていただきまして、1回講演会があったところでございます。行政に頼らない、この地域おこしといいますか、町づくりっていうか、そういうものの積極的なリーダーシップを発揮しているということで、すごい人だなというふうに感じております。

またその「やねだん」といふ地域自体ですね、大変過疎化が進行して、高齢化も進行している。そういう中でどんな地域おこしかということで、芸術家を呼んだり、いろんな物づくりの方々を集落に呼んだりして、そしてその中で自主自立の地域づくりということで、自分たちでもカライモを植えて稼ごうということで、ボーナスの出る地域おこしがされているというふうに聞いております。そういうリーダーシップですね、大変すばらしいというふうに思っております。

そういうのを学びながら、少しでも我が町でも、足元にも及びませんが、少しでもこの町をどうするか、そういう方向でも大きな絵も描きたいなというふうに考えていますので、しっかりと今後のまちづくりに取り組みたいというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） ありがとうございます。

先ほど、ちょっと前向きなヒントというのを話しましたが、どういう例を出されたかという、豊重さんが出されたかという、約300人の集落らしいんです。その集落の300人に対して、フルネームで全部覚えているというんです。要するに苗字と名前を全部覚えているとい

うんです。そこに、政府のほうから石破さんや小泉進次郎さんとかいろいろ尋ねてくるんです、これぐらい有名になると。地域の活性化というテーマを持って来られるんです。そういう方々に対して、あなたは自分の部下のフルネームで全部、部下言えますかと、きつい、その問い合わせをされるんです。フルネームではって、そんなんであなたについていく人はいませんよと、きつくそこでその地域活性化の意気込みというのを説明されるんです。これは一つの、自分が自信を持っていらっしゃる方針といいますか、地区の300人の集落全員の名前をフルネームで自分は覚えているとおっしゃったんです。

そのほかに、いろんな本当にちょっと「よく考えてごらん下さい」、「よく考えてみなさい」という、その後にああというふうにするんです。

例えば、クロネコヤマトがいる。クロネコヤマトがうちわをいっぱいそのPRで持っている。そのうちわを全部もらってきて、その裏に名前を書いて子供の名前を覚えたとかですね、ちょっとしたその、やってみようかと思うと、そこにひよんなこう、ヒントが寄ってくるというか、のさってるというか、そんな人生送っていらっしゃるなと思いました。本当に熱い思いが、何か行動を生ませるんだなと感じておりました。

館長は1人ではできません。行政はパートナーですということも吐かれましたけど、これはまた次回のテーマにしたいと思います。

次に、旭ヶ丘運動公園のあり方について伺います。施政方針の中に陸上競技場の整備が、南海トラフ大地震避難場所及び後方支援基地としての役割を担っているとありますが、この後方支援基地という、これの規模というのはどういう規模になっているのでしょうか。

規模というよりも、要するにこの後方支援の基地というこれの内容というのはどういう内容ですかという質問です。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 当町の三股町地域防災計画の中で、災害時の広域避難地として、緊急時ヘリポートとの指定を受けております。そういう意味で、この場所においてはヘリからの物資提供、それを各地区に運んでいくという、まず空からの受け入れ先というところのヘリポートにも指定されているところであります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 後方支援というので、いろいろ調べてみますと、例えば隣の都市市というのを見ますと、そういう南海トラフ大地震時の避難場所とかそこら辺に対して、物すごい資料で時間的なものから、それから場所的なものから詳しくざっとリストが出てくるんですけど、残念ながら三股町の地名というのはなかなか出てこない。また、この内容で私思ったのは、

下の陸上競技場だけが、先ほどもちょっと前議員の質問の中にもありましたけども、手をかけるというのがあったんですけど、旭ヶ丘運動公園全てが、私はやはり見直すときじゃないかなと思っています。どうなんですか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 旭ヶ丘運動公園におきましては、現在、陸上競技場におきましては29年度より改修事業に着手しておりますが、野球場におきましては、平成25年度に内野の土の入れ替え、排水対策、バックネットのラバーフェンス等の改修事業はもう既に実施している状況であります。

ソフト場におきましては、現在ソフトボールの使用頻度等も低く、遠足、ウォーキング等の多目的広場としての利用が多く見られますので、今後とも維持管理、修繕等を行いながら、現状維持をしていきたいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 三股町シルバー人材センター、ここによる芝生の管理、それからトイレの清掃、そして定期的な汲みとりなど維持管理費は常にかかっております。この施設というのは、本当に現役だと私思います。現役の施設だと思います。施政方針の内容にもあります、先人たちが築いてこられた伝統ある自然豊かなふるさと三股町のまさに財産です。

旭ヶ丘運動公園のこの施設というのは現役であり、財産です。使用状況を資料1のほうに用意しました。27年度、28年度、29年度、これは野球場の使用者、それから月々にこういうふうに一般大会、合宿等が使われておりますよという、その3年間の推移です。そして、下のほうにキャンプ場の計画、今までの経歴と計画があります。

先月、2月ですけども2月12日に韓国の建国大学野球部と地元の球児の合同練習を申し込みました。その記事が早速広報みまたの3月号に出ていました。先月の2月の12日に合同練習した写真やら記事が、3月初めの三股町の広報に出ておりました。このスピード感には驚いています。と同時に質問なんですけど、資料1にありますキャンプ状況の情報を、東京六大学からずっと下までありますけども、こういった情報も町民にスピーディーに流してもいいんじゃないかと私感じるんです。本町はアスリートタウンと言って、スポーツの人気のある町ということになっているんですから、スポーツファンは多くいるはずですよ。なぜこういう情報を流さないんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） こちらについては、施設貸し出しということで教育課のほうが一番把握しているところです。ご存じのとおり、キャンプ場についても年々こうやって盛り上がりを見せています。ですので、反省点という点では、今後こういうキャンプに来られていると、特に海外ですね、韓国のほうからもお見えになっているというのが去年からでしたので、この辺につ

いてもどんどん情報を、いろんな形で発信できたらと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 私、先ほど申しました活性化、聞こえますよ、活性化というのはどうしても今必要だよというのを耳にしますよという裏には、やはりお互いにとあと一步を前に踏み出してみませんか、そうしたらさっき言いましたように、各課間の柔軟な入り込みとか、そういうものもできてきますと言ったのはそれなんですけども、恐らく今課長おっしゃったように、そこまでは自分たちの仕事の範囲じゃないよなっていうのがちょっとよぎるんじゃないかなと、そういう気がします。失礼ですけども、私そんな感じがしました。

昨日のある議員の地域づくり推進事業の中の質問の中で、町長が素直に、正直に、私も正直内容までは詳しい内容までは理解していませんでした。承認の印はしましたけどというような答弁がありましたが、私はそうだろうなと思いました。いろんなところから上がってくる書類に対して、隅々まで目が回らないのは当たり前だと思います。だから、先ほど町長の自ら口に出ました、報告・連絡・相談そして確認、その行為をするほうが、ポイントはここですよ、これどうですかっていうような、そういう報・連・相・確認をやらないとありがちなことになってしまうと思います。

ですから、町長、質問ですけども、もしこの物件でこういう相談が町長にあったら、町長どう指示されますか。

いいですか。町長、3年連続で韓国の建国大学が合宿に、ことしも約1カ月来ます。このチームはレベルが高く、プロへ行く選手もいるぐらいのしっかりしたチームです。回覧板等に日程等案内しましょうかという質問を町長に質問した場合、町長何と指示されるでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 本町の施設をこのような形で利用していただくというのは大変ありがたいことでございます。そういう意味合いでは、ホームページあるいはフェイスブック、あるいは広報みまたで取り上げるというふうな対応をさせていただきたい。そしてまた、できたらやはり歓迎意向のパーティーみたいなものもやっていくということも大事だろうと思います。

今、ご指摘ありました。私もこれだけ来ているというのは知りませんでした。そういう意味合いでは、やはり我が町では、今これまでの一般質問、楠原議員のときにも感じたんですけども、広報の仕方が非常にばらばらといいますか、非常にこう統一性がないなというのを感じております。それですぐに各課にも流すように、それぞれの各課がマスコミにすぐ出す、こういう形で。そしてまた職員係の広報のほうには、またすぐに連絡するというような形で、もっとこの情報の伝達の仕方、そして情報をマスコミに流す方法、そういうことを再検討しなくちゃなんという

のを非常に感じたところでございます。

今後、もう一度こういう取り組み等が十分に我々にも周知、認識いたしておりませんので、そういうところを反省いたしたいというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 先ほども言いましたけども、野球場は本当に今使える現役です。財産です。もっと整備すれば、いろんな大会も持ってこられると確信しています。宮崎は今やプロ野球を初めキャンプ王国です。

旭ヶ丘運動公園に日本精工女子ソフトボールも来ていました。見られた方はいらっしゃいますか。派手な大型バスが、横のほうにキャラクターが入って、そして日本精工女子ソフトボール、そして何か名前が英語でブレイ何とかがって書いてありましたけれども、ネット引いてみると、本当にたしか一部リーグのチームなんですね。たまたま、今度高城にシオノギの女子ソフトボールも来ていましたから、例えばですね、本当にそれこそ一歩進んでこんなことしてみたらって考えるときに、誘致の案内に、例えば強豪チームとの練習試合も可能ですよってというような情報を入れると、もっといろんな盛り込んだ中身の濃い誘致もできるんじゃないかと思います。建国大学は来年も合宿に来ると約束してあります。本町にとっていい機会です。

町長ご自身もおっしゃいましたけども、本当に少年野球や、例えばよかもんやひっくるめの交流の充実も図りたいものです。ちょっとした一手が欲しいところです。例えば、今回改装された多目的体育館みたいな雨天練習場とか、ブルペンの増設とか、こういったものも今あるものにプラスするわけですから、一から掘り起こしてつくるんじゃなくて、ちょっとあの場所をこうやってっていうような格好で言ってこられたら、さらに勧誘もやりやすくなるんじゃないかなと思います。それこそ、先ほども言いましたが、よく考えてみてくださいっていう、この「よく」というときに、完全に頭はプラス思考にならないといけないですよ。よく考えてみてください、何かできんかなという考えの、よく考えてください、こういった考えで一歩踏み出していくと、熱き思いが行動にできるんじゃないかなと思いました。

次の質問です。南九州大学との「六次産業化戦略作物営農定着推進事業」の創設、これの内容について説明を受けたいんですが、七、八番目になりますと、全議員といろんな質問内容が重複しておりますので、できるだけ同じ回答は控えていただいて、私のほうもそれこそそんたくを使って質問をしないといかんと思いますけども、そういうような内容で回答をお願いします。

1つはこの創設という意味に、新しくつくるという意味ですから、プチヴェールとかゴマとかよう聞いているのになと思うところがありまして、創設という意味で質問です。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今、質問がありました創設というところで話をさせていただき

ます。

このプチヴェールとゴマに2品目につきましては、それに町の営農作物として、農家の方が栽培されておるわけですが、これを六次産業化につなげるために、この一次産業の部分をはり力をつけなければいけないというところで、そのための創設ということで、南九州大学のほうと連携して取り組んでいきたいというふうに考えています。

その中身につきましては、行政のほうで従来抱えておりました中山間地域ですね、こちらに新たな営農品目ができないのか、定着できないかという点、それとあと高齢者、女子に向けた営農作物ができないのかという点、それとあと水田ですね、こちらの湿田保持の営農対策というところで、これをこのプチヴェールとゴマという2品目をこういった問題を解消するためにつなげてどうにかできないかと、この一次産業の部分、末広がりを図っていききたいというところで、大学の力を借りて研究調査を進めていきたいというのが創設の目的でございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 南九州大学というのは町内というか、近くにありありますし、簡単にこう、入ったり出たりもできますし、交流もやりやすいので、かえって今までのほかの包括協定よりもいいんじゃないかなと思いますので、ぜひ成果を出していただきたいと思います。また、プチヴェールとゴマということに絞って六次化という、はっきりしていますので、ぜひまた次の機会でも進捗状況を伺いたいと思います。

次の質問です。本町にとって、みまたん霧島パノラマまらそん、この効果は何があるのかという質問の大きな質問に対してまず、①、3年間の参加者の推移はどうでしたかということで質問しました。これでいろいろ資料を出してもらったんですが、いただいた資料の中から気づいたんですが、参加者は第3回目の今回、ことしの1,970名というのが最高でした。

ところが、みまたん霧島パノラマまらそんっていうマラソンっていう大会名があるにもかかわらず、ハーフマラソンの部というのは第1回が858人、第2回が731人、第3回が700人と確実に減ってきています。全体は最高の1,970名参加ということで、どんどん盛り上がっているなという感覚だったんですが、資料の中身を見てみますと、明らかに1回目に比べるとマラソン、ハーフマラソンのほうは約160人減っております。これは原因なんでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 原因につきましては、当日女子のほかの大会があったりとか、また当町以外でもいろんな自治体でマラソンというのが取り組んでおりまして、そういう環境も考えられるのではないかと、そのように考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 何か意外とマラソンというのは、こんだけ減っているのは意外でした。しっかり原因突き止めて、3回、4回、5回と続いていくわけですから、そこら辺の克服するような原因見つけていかなきゃいかんなと思いました。よろしくお願いします。

それから2番、参加費と出費の関係、これは執行部のほうからリスト出してもらったんですけど、これ資料2にありますが、今回の第3回のマラソンの参加費と出費の関係、出していただきました。大まかですけども、こういうふうな内容になっている。けさ、これ私の資料として配付されたんですけども、ある議員から、この収入のところの、この支出のところさらに収入額が入っていますので、これは完全な記入ミスですね。上のほうが収入額で、下は支出額ですよ、字の間違いがありました。

この内容について、例えば費用がこんだけかかっているのか、協賛金がたったこんだけかとかいろんな内容があると思いますけども、私そこまでの詳しいデータを持ちそろえておりませんので、この質問は差し控えたいと思います。

続きまして、この今回の反省点はこの通告で出していたんですが、きのうの議員の質問の中にもありまして、回答のほうは幾つかありましたという回答でしたので、二、三反省点というのは紹介していただけますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、大会の反省点の細かいところになります。

まず、2キロと3キロの部分で、約1,000人のランナーが一気にゴールしたため、完走賞の発行が間に合わず、大変混雑したことです。これに対しましては出走の時間を高学年、低学年、ファミリーにと分けることで対策を検討しているところです。

次に、ハーフマラソンのコース上に設定された、時間を過ぎると失格になる関門の表示をしなかったことです。これに対しましては、ランナーの皆さんにわかりやすいように関門の場所と時間を知らせる看板を設置したり、ランナーが関門を越えられるように声かけをするサポートランナーを走らせたりすることで対策を検討しているところです。

このほかにも反省するべき点は幾つかありましたが、これからも改善すべき点は改善を行い、よい点はこれまで以上に発展させてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 改善されるところはまた改善して、いいところは伸ばすという、これはもう性格上必ずされると思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、その中の5番目ですね、5番目にさらなる発展をどう望むのか、ボランティアの盛り

上がりをも町発展の基盤へということで出したんですけど、実はこれは次の質問の民泊新法の施行と、これにつなぐ内容で挙げておりました。これもまた、前議員で捉えた質問でありましたけども、ちょっと観点が違いますので、私は私で質問していきたいと思います。

昨年の6月議会で、宿泊問題に民泊制をとってはどうかと提案させていただきました。企画商工課長は、五本松跡地問題、その計画とも関連があることから、スポーツ関係団体とか、専門家の意見を十分に伺う必要があると認識していると答弁されました。その後の進展、何かありますか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 民泊以外の、今回の民泊新法について。

○議員（3番 福田 新一君） いいえ。前回の質問のとき、そういう答弁されているんですけど、そのときの内容でスポーツ関係団体とか、専門家の意見を十分に伺う、こういう必要がありますよということを言われてましたけども、これはどういうふうな内容で進められましたかという質問です。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 五本松跡地、これについて具体的に新年度で検討していきますので、その中ではまたそういう議論があるのかなというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 具体的な話し合いはされていないですね。

タイムリーにことしの6月15日、住宅宿泊事業法、民泊新法が施行されます。これの民泊新法の内容、そしてまた特徴、そしてまた何でこの時期にこういうふうなのが出るのかという、そこら辺の認識はいかがですか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 先ほど若干お話させていただいたんですが、もともとこの民泊法、住宅宿泊事業法ですね、これができた背景には、民泊サービスがいろいろ広まってきたというのがありますけども、もう一つはその無許可、許可とらないで違法民泊、これが増えてきたというような背景がありまして、正式に新しい法律がことしの6月の15日施行されるということでございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） ある一部分によると、国内外からの観光旅客の宿泊に対する事業に対して、これらのものの来訪及び滞在を促進し、国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与するというような文章があるんですけども、この今、資料つけましたけども、この資料3に住宅民泊事業と旅館業の関係というところで、赤で書いてあるところだけをこう出したんですが、

要は、この内容で行きますと、今まで旅館業ってなると許可、ところが民泊新法ってなると届け出だけでできる。こういった意味で、先ほどの議員からとはちょっと私観点違うんですが、届けなくて、非常にわかりやすく言えば、以前の旅館業に対してハードルが低くなったというふうにとれるんですけども、この表を見てですね。それからまた、先ほどの霧島パノラマまらそこに続くわけですが、約250人の方が県外から参加と聞いております。

その感想の中にもあると思うんですが、ボランティアの盛り上がり、またこのほかに「まちドラ!」とか「ものづくりフェア」等の非常に今、本町で人気のあるイベントがあります。先ほどまた言いました合宿もあります。地域活性化と結びつくのは、この資料3の下のほうにありますイベント民泊というのが非常に最適じゃないかと思うんですけどもいかがでしょう。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鍋倉 祐三君） 今、ご質問があったんですけど、まずこの提出されました民泊新法の内容と特徴というところをお話してよろしいでしょうか。

一般的に民泊法と言われているこの住宅宿泊法ですね、この法律が制定された背景ということで、先ほど申しました住宅活用した民泊サービスが世界的に展開されていると、また日本でも急速に、都会を中心になんですが普及しているというのが1つ。あと、急増する訪日外国人のためのニーズですね、民泊サービスの活用を図る必要に迫られていると。あと、先ほど申しましたトラブル対策ですね、こういうのがありまして、法案ができたところです。

この法案の概要の特徴的なものということで、まず住宅宿泊事業者に係る制度が1つ。あと住宅宿泊管理業者に係る制度、あと住宅宿泊仲介業者に係る制度の3つがこの法律で創設されました。

住宅宿泊事業者に係る制度では、民泊サービスを行おうとする者は都道府県知事ですね、宮崎で言うと宮崎県のほうに届け出が必要となり、年間のサービス提供日数の上限が180日と定められています。また、家主が居住する、一緒に住んでいる人が事業者ですね、自分が住んでいる家を貸す場合、そういうときにはその事業者に対して衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情への対応などの、住宅宿泊事業の適切な遂行の義務というのが事業者に対して課せられています。

また、家主がいない場合、空き家を使う場合、この場合にはこれらの措置を管理業者に委託することが義務づけられています。ちゃんとした業者に委託すると。この住宅資格管理業者に係る制度の中では、管理業をやろうとする人は、国土交通省の登録が必要になります。住宅宿泊管理業のその家主がいないので、その管理をちゃんと請け負う業務を義務づけられています。

またそれを、予約等が今度はいりますので、それを仲介する業者に係る制度では、今度は観光庁の長官の登録が必要になってきます。宿泊者への契約内容の説明などが義務づけられています。

なお、1月の説明会では、県の担当者がまだ確定していませんでしたが、現在のところ、県の担当部署は県の観光推進課で、届け出の受け付けは県の衛生管理課ということになる予定でございます。

先ほどありました、イベント民泊、これもですね、これについては今のところ宿泊料を取らないで、そういうイベント時に該当者を泊めるというものについては旅館業法、これには該当しないということでございますので、ちゃんとそういう宿泊料とか、そういうのを適正に取るというのが、今回施行されるものでございます。

ご指摘ありましたように、効果的に進める内容と思っておりますので、1月のマラソンとか、5月のまちドラ、6月のものづくりとか、県外からいろいろ来られますので、本町としてはこれを積極的にやっていきたいというふうに考えておりまして、住民に対しましては、地区座談会とかいうのがありますので、どういうものかというのを各地区で説明したいと。また、実際にこれに取り組みたいという人に対しては、民泊のセミナーですね、これをちゃんとやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 今、課長の話で行きますと、非常にその効果的な内容ですので、前向きに取り組みたいというふうに私はとりました。

やはり、大事なのはできない理由というのをいっぱい並べることよりも、できる方法はないかと、そういうふうに頭を切りかえてほしいと思います。案ずるよりも生むがやすしということわざもありますよね。本当に、いろいろこう、ああだこうだと思うよりもやってみたら、何だ、三股町特徴のあるここらをうまく生かしたじゃないかという、何かそういうのに行き着くような気がします。いつまでたっても三股は宿がない、宿がないと言われるのはもういいですよね。そこら辺をぜひ、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

やはり応用編で行くと三股の特徴といえば、やはり陶芸といいますか、陶器、焼き物があります。そういった意味での体験計画とか、また増えつつある空き家を何か生かすような、そういった展開の域もあるんじゃないかなと思いますので、ぜひこの6月15日の民泊新法というのは、いいほうに、得するほうにうまく三股町独自のやり方で取り入れてほしいなと物すごく強く思っているところです。よろしくお願いします。

次の質問です。山林盗伐・誤伐を防止する対策計画はあるかという質問なんですけども、資料の4に入れました。山林の盗伐・誤伐の問題について質問します。

県によると、県内の森林面積の約7割を占める民有林で、所有者が知らない間に木が伐採され、木材として市場に流出する盗伐被害や、境界線を誤って伐採する誤伐が相次いでいる。そこで、

去年の８月２８日に宮崎県森林の誤伐及び盗伐対策に関する協定が締結されました。これは、どういう内容になっているのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 宮崎県の森林の誤伐及び盗伐対策に関する協定書についてお答えいたします。

この協定は、森林の誤伐・盗伐が疑われる事案に対する迅速な対応及び事案発生の未然防止を図ることを目的としまして、８つの団体で結んだ協定書でございます。その８つの団体ですけれども、宮崎県、宮崎県市長会、宮崎県町村会、宮崎県森林組合連合会、宮崎県木材市場連盟、宮崎県木材協同組合連合会、宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会、宮崎県警察本部の以上８団体でございます。

協定の内容としましては、誤伐・盗伐事案の発生、もしくは疑わしい事案が発生した場合の報告、連絡、協力、連携そして伐採パトロール等の未然防止活動が盛り込まれているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（３番 福田 新一君） 資料４なんですが、手元に「山荒れる」というそのシリーズで、宮崎日日新聞でずっと連載された内容の一部をそこに載せています。一番上にありますのは、違法伐採疑い、山林調査。そして写真の下にあるのは、ドローンを使い、違法伐採があったとされる山林を調査する県盗伐被害者の会。その後ろには、行政や警察、森林組合などには県内全体の問題として考えてもらいたい。下の枠の山荒れる、これは誤伐・盗伐未然に防止ということで、これは北諸農林振興局などが行った抜き打ちの伐採パトロールということで出ております。

このようになっているんですけども、本当に新聞であるとおおり、非常に厳しい状況にあります。怖いことですが、被害届が出ない限りは何も問題にならないのではないかと思います。

本町の森林は、総面積の約７割を占めるほどあります。自分でも、例えば業者から木材を購入したい、ちょうどおたくの切り出しにおたくの山も一緒に出されるならいいですよ、タイミングがという、そういった話があったら、あああの辺に山があったかと思いだすぐらいのレベルで、正直言って境界の自身ありません。このようなレベルの延長上に誤伐や盗伐も発生しているようです。

本町の山林の現状はどうですか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 現在のところ、今言っていました山林の盗伐・誤伐に関してでございますけれども、盗伐については現在のところ三股町内では発生したという報告は確

認しておりません。ただ、誤伐につきましては、1件確認をしている状況でございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） わかりました。本当に先ほど言いましたように、被害届が出ない限りは問題になりませんので、それはやはり、それだけで誤伐が出ていないというとは限らないのじゃないかなと思います。

本町のいろんな山の関係者に聞くと、本当に手口は非常に悪質になってますね。仲介人を2人使って、お互いがちゃんと、自分はこうした、自分はこうしたということで、実際的には全然わからん山を切っているとか、伐採しているとかいうのも聞きます。そういったさまざまな手口を使って悪質な違法伐採が発生しているようです。

やはり、ここは今、課長のほうからは、とりあえず本町においては盗伐はまだ連絡はないとありましたけども、ぜひ早急にこの協定が協力出すよう、行政がリーダーシップをとって未然防止に努めていただきたいと思いますがいかがでしょう。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今の山の伐採に関しましては、山の伐採者そして土地の所有者もしくは造林者、こちらのほうの同意に基づく伐採届というのを行政上届け出はしてもらっている。これは義務でございます。

その伐採届をもとに、町の森林整備計画というのがございまして、その内容等の確認の上、許可を出すという形で伐採のゴーサインを出すという形になっておりますが、今ちょっと行政上、こういった問題が多発している中で問題点としては、その事務上の処理ですね、これは非常にちょっと安易でないのかなというところが一つ、行政上の問題ではないかなというふうに考えておりまして、その防止というところでは、今後事務的なところの整理を1回、都城市等も含めてやり直していかなければいけないのかなというふうに思います。

特に、山林の場合は、本当に人の目から見えにくい場所にあるということもありまして、なかなか確認ができないということもありますし、そういったところをどう確認していくのか、本当にその届け出された山を伐採されているのかどうか、そこ辺の確認のところをまずは事務的に整理していったら、それに加えてその後の完了検査、そういったところをやっていくべきかなというふうに現在考えておるところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） そういった事務的な整理を行って、既に調査のパトロール計画もあるということですか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 現在、毎年なんですけれども、こういった山林の盗伐・誤伐を目的としたパトロールではございませんで、毎年3回森林組合等と市町含めたところで、伐採現場のパトロールというところでパトロール自体は実施しているんですが、そういった誤伐・盗伐を目的とした、未然に防ぐためのパトロールというのは実施していないところでありますので、そこにまたそういった誤伐・盗伐等を未然に防ぐための手段としましては、伐採届けの許可を出したところにつきましては、これは面積要件が1ヘクタール以上というのがあるんですけども、伐採をやっていますという掲示の旗を掲げるようになっていきます。これが、ちょっといろいろ聞いてみますと、なかなか面積要件等もありまして、その面積1ヘクタール以上のところしか立てていないというような状況もありますので、伐採箇所についてはもう全てそういった旗を、周りが少しでもわかりやすいような形で見えるように、そういった旗を立てさせるとか、そういった取り組みも今考えているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 私思ったのは、パトロールやると山中にやっている不法投棄といえますか、いろんな業者がよく捨ててありますよね、ああいうのもちょこちょこ目にすることもありますので、そういうものも防止できるのかなと思ったところでした。

要するに、そういう旗を上げて、明確にそういったパトロールもやっていただくということで理解したところです。

それと、この資料4の上のほうにありますドローンが登場するんですけども、調査に非常に有効なドローンの活用なんですけど、今課長のほうからも出ました、人の目ではなかなかわかりづらいと、そういうのはもうドローンにはもってこいの内容だと思うんですけども、このドローンによる現場確認で、これなんですけども、去年の6月議会で観光地の撮影や森林管理などにドローン導入いかがですかと質問しました。町長は町で対応すべきか、委託業者使うのか十分検討させていただきたいと答弁されました。その後、ご自身も本町でのドローン実演を見学されたと聞いております。検討結果、またあるいは新年度予算の取り組みはあるのかお聞かせください。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） ドローンの活用の件につきましては、ちょっと農業分野のほうから回答させていただきたいと思いますが、30年度の事業に向けまして、従来ありました産地づくり支援事業という事業がございまして、こちらの事業の内容を拡充しまして、まずはそういった操作する人材を育成しようというところで、拡充事業としましてそれを支援する事業を盛り込んでいるところでございますが、ただ、予算的なものにつきましては、今回はまだ

見送ってさせていただきました。これは、十分また練った上で予算の計上をまた考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） それこそ、このタイミングというのもあると思いますのでぜひ、もうドローンというのはとにかくもっと身近にしておかないと、今後いろんな意味で活用できると思いますので、ぜひ今課長おっしゃったように、よろしくお願いします。

実際つかってみて、こんな便利なものかと本当、実際自分たちも実感というか体験してほしいなと思う代物です。金額的にも安いし、非常に極端に言うと部屋の中でもいろいろ子供たちが操作するぐらいの内容になっておりますので、この展開はいろいろと今後、いろんな意味で町の活性化にもつながってくる内容かと思います。

次の問題に行きます。介護保険料高額に関する対策はという問題なんですが、この分野は素人の私なんかには非常に難しくわかりません。手探り状態なんですが、厚生労働省資料の公的介護保険制度の現状と今後の役割という資料の中に、介護給付と保険料の推移というのがありました。資料の5に添付しましたが、市町村は3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直し行う。保険料は、3年ごとに事業計画に定めるサービス費用見込み額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定とあります。となると、その介護保険が高くなる理由というのは、このサービス費用見込み額にあるということですか。この資料5によりますと、下のほうにもありますけども、サービス受給者数、15年で3.44倍。その下に特に居宅サービスの伸びが大きいとかあるんですけど、こちら辺について説明をお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 今、福田議員が言われましたように、介護給付費の伸びによって、介護保険料が増額していると思われます。資料5のサービス受給者数の推移の中に、居宅が大幅に増えているという説明が今あったんですけども、三股町におきましても居宅サービスのほうが増えている現状であります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 実は私、文教厚生においてメンバーで、本町の介護保険料が高いということで、低いところの大川市に訪ねて行って、そういったいろんな内容話聞いたんです。今現在、本町は6期の分で行きますと、5,900円、月額で。県内においてもえびの、都城に次いで3番目ですね。非常に高い。そこで言ったんですけども、私は本当に素人だと思うんですけども、単純にお金が一番どこに使われているか、これを突き止めて、適切な対策がとれたらい

いんじゃないかなと思うんです。そしてまた、集めるお金をあげるだけではなくて、需要のための必要なお金、これを調整する発想というのも必要じゃないかなと感じております。

平成30年から32年度期間、第7期介護保険事業計画に関する回覧板が先日回りました。第7期の介護保険料というのは幾らになりますか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 第7期介護保険事業計画の介護保険料についてお答えします。

月額6,360円を予定しております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） その回覧板の中に書いてあった内容で、資料6につけましたけども、介護保険事業による費用の計算と実績というので、先ほど課長からも言われましたように、間違いなく本町も居宅サービスが上がるとおっしゃいましたけど、そこに訪問介護というところで、2016年度から2017年度に対して約600万アップ、そしてまた訪問看護というところを見ると、約2倍に膨れ上がっているような状況です。

ですから、こういった内容というのは、こういう、さっき私、素人ながら言いましたどこに一番お金が使われているんですか、それを突き止めましょう、そしてそれを適切に値にするにはどうしたらいいんでしょうかっていう、そういう感覚で行くと、この値というのはどういうふうな説明されますか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 第7期計画を策定するに当たり、介護給付費の伸びを検証しております。資料6にあります資料がどこからこう持ってこられたかちょっと確認ができなかったんですけども、私のほうで介護給付費の見込み額のほうを確認しましたところ、訪問介護は確かに給付費が伸びております。訪問介護はヘルパーのことなんですけれども、104.6%の伸び率として見ております。

あともう一つ、ここ、資料6には訪問介護が増えているってなっているんですけど、一応これ実績見込みとなっておりますので、私たちのほうで再度7期計画を策定するに当たり、給付費の見込みをしたところ、通所介護、デイサービスのほうの伸びが大きくて241.4%の伸び率として見ております。居宅のサービスのうちの訪問介護と通所介護、このサービスの費の伸びが現在までも増えてまして、今後も伸びるとみております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） この資料はホームページで出てくる、回覧板の後に出てくる、そ

れからずっと引っ張ったやつです。本町の資料の内容です。

先ほど言われました6,364というこの金額というのは、今回の県内で行くと、ランクは何番目ですか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 県内におけるランクにつきましては、各市町村の介護保険料がまだ今のところ公表されておられません。ということで、ちょっと今のところは把握していません。

しかし、第6期が5,900円で県内3位でした。7期を6,360円と予定しておりますので、県内のほうでも上位であると思われます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） それこそ、素人のあれでピンずれのところもあるかも知れませんが、例えばですね、そんなして三股町の介護保険が県内でも大分上位にいるという反対に、例えばサロンとか健康な老人を持続しようということで、必死に一生懸命元気に頑張ろうという傍ら、例えばそういう、申請すればちょっとすぐきて風呂の掃除もしてくれる、部屋の掃除もしてくれるよっていう、そういうふうな状況にあったら、本当にちょっと違うんじゃないかなと思うんです。

もし、そういうのがあったらやはり、そういう申請に対して、内容は本当にそういう値するのか、ひょっとするとそのぐらいは自分でやったらあなたも健康のためにもなりますよと言える切り返しもできるような内容もあるかなと、その居宅サービスがどんななっていくというのは、そういう背景があってはいけないなと、本当の素人なりに考えた内容なんですけど、それどうですか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） サービスにつきましては、ケアマネジャーがプランを立ててサービスを提供しておりますので、必要なサービスは提供する必要がありますけれども、自立に向けた適正なプランっていうのが大事だと思いますので、サービスだけではなくて、その人の生活のあり方も含めたプランを策定して、必要なサービスを行っていると思います。

確かにプランの検証というのは必要かと思いますが、必要なサービスは提供し、また、ケアマネジャーの研修会等も行っておりますので、サービス提供のことも福祉のほうも、ケアマネジャーとともに勉強したり研修しながら介護保険の運営というものを適正に行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） それこそ身近に、やはり「うん」というような内容があるもので

すから、こういう質問するんですけど、例えば自分の親を見るのに、申請すればお金ももらえると、そんなあったらやっぱりおかしいと思うんです。そういうのをずっとこう考え、不思議だなと思っていると、この最後に資料6につけたんですけど、大川市が言っていた内容なんです。家族介護力を最大化する家族への支援とか、地域福祉の強化と互助による生活支援の創出展開、就労の継続と雇用の創出、社会保障費の抑制とかですね、やっぱりこういったところまで真剣に入っていないと、なかなか書類上では絶対申請するほうが上ですよ、内容的には。だから、ちょっとそこは厳しい目で、本当に素人が言いましたお金を出すところはどんどん出してっていうんじゃないくて、やはりこれは本当に払わないかん内容なのかなという、そういう分析を真剣に取り組んでいかないと、せっかく今、非常にこう三股町っていういいカラーが、あそこは保険の高いとこやどってというような悪いイメージになったら、とんでもない内容になりますので、早くそういうのは真剣に取り組んでいただきたいと思うところです。また、そういうのも含めて、分析も含めて具体策をどう考えているかというのを一言お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 分析も含め、具体策をどう考えているかということについてなんですけども、介護保険料が上がった理由を分析してみますと、介護サービス総費用の見込み額が先ほどから福田議員が言われているように、サービスの総費用額が増加すると見込んでいることが大きな要因だと言えます。

その中でも、先ほど言われたように通所介護、デイサービス、それから訪問介護、ヘルパーによる身体介護とか生活援助なんですけれども、この部分の居宅の介護サービスの給付費の増加が要因となっております。

具体策としましては、体操教室や高齢者サロンの介護予防の推進、それから社会福祉協議会の地域支援コーディネーターを中心に多様なサービスを包括的、一体的に提供する体制づくり、それから医療・介護連携により、医師、看護師、理学療法士、社会福祉士、介護支援専門員などの多くの職種の協力によって、連携体制の構築を推進していきたいと思っております。

また、介護サービスの充実とともに、適切な介護サービスの提供につなげるための適正化事業の推進や、地域ケア会議における個別ケース検討において事実に向けたアプローチにも努めてまいりたいと思っております。

今後、ますます高齢化が進んでおりますが、一人でも多くの高齢者が要介護の状態にならないで元気に暮らせるように、自立支援や重症化の防止等の施策を推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（３番 福田 新一君） 本当に、そういう気持ちで、健康な老人を持続しようという動きのほうが発達するように協力して、みんなこうと思っていますので、サロンも今２３ですか、そのぐらいありますから、そちらもぜひ、三股のいいイメージでどんどん発展、繁栄させていていただけたらと思います。

今回、町長の出馬の表明からスタートしまして、今ですよ心機一転はというところと、リーダー性の発揮、そして各課への意思統一、そしてやねだんの豊重氏の「よく考えてみてください」というこのポイント、やはり、前向きな一步を踏み出したときに何か町の活性化が始まるんじゃないかなと、そんな気がします。本当に各人ですね、あなたが、あなたが本当考えてみてください。この問題、こうしたらどげんけつていうのを投げてみたら、だったこうしたらいいがねつていうが出るものです。そういうので、行動に移していったら次から次にどんどん活性化されて、仲間が増えていって、さらに発展していくと思います。

最後に、町長、決意をひとつお聞かせください。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回の一般質問で、各種ご提言をいただきました。そしてまた、本町も子育て支援では、結構県内でもそれなりの努力をしているんですが、介護保険の部分が大変、ワーストのほうでこの名前をはせるというのは非常にこう不名誉なことでございますので、こちらのほうも担当課を含め一生懸命取り組んでいるんですけれども、ご案内のとおり、住宅型の有料老人ホーム、これが大変増えておりまして、そちらのほうでデイサービスを使うとか、いろんなこの介護保険を使うというこの傾向が非常に強いところもございますので、しっかりとそのあたりもチェックしながら、そしてまた介護予防、そしてまた元気な高齢者、そういうふうな取り組みを鋭意取り組んでまいって、本当に活気あるまちづくり、そういうものに一生懸命取り組みたいというふうに思っています。

今後ともご指導よろしくお願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（３番 福田 新一君） ありがとうございます。以上で私の質問を終わります。

○議長（池邊 美紀君） 以上をもちまして、一般質問は終了します。

○議長（池邊 美紀君） 本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後４時12分散会

平成30年 第2回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第4日）

平成30年3月9日（金曜日）

議事日程（第4号）

平成30年3月9日 午前9時59分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 質疑・討論・採決（議案第27号）

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 質疑・討論・採決（議案第27号）

出席議員（11名）

1 番 森 正太郎君	2 番 楠原 更三君
3 番 福田 新一君	4 番 池邊 美紀君
5 番 堀内 義郎君	6 番 内村 立吉君
7 番 福永 廣文君	8 番 指宿 秋廣君
9 番 重久 邦仁君	10 番 池田 克子君
11 番 山中 則夫君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	西村 尚彦君
教育長	-----	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	-----	黒木 孝幸君
企画商工課長	-----	鍋倉 祐三君	税務財政課長	-----	綿屋 良明君
町民保健課長	-----	横田 耕二君	福祉課長	-----	齊藤 美和君
農業振興課長	-----	白尾 知之君	都市整備課長	-----	上原 雅彦君
環境水道課長	-----	西畑 博文君	教育課長	-----	渡具知 実君
会計課長	-----	内村 陽一郎君			

午前9時59分開議

○議長（池邊 美紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 総括質疑

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案された議案等のうち、議案第27号を除く全ての案件に対する質疑であります。議案数が多いので議案番号順に3つにわけて行います。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題以外にわたったり自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようにご注意願います。

なお、質疑は会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案及び全体審議に係る議案に対しては、常任委員会の場合あるいは全体審議の場で行ってください。

それでは、まず議案第3号から第12号までの条例改正等に対する質疑を行います。質疑はありますか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 議案第5号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について質疑いたします。

現在、改修中の勤労者体育センターが三股町多目的スポーツセンターという名前で使われるようになるとされておりますけれども、現在できる種目からできなくなる種目及び新しくできるようになる種目をお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それではお答えします。

現在できる種目からできなくなる種目です。それはバレーボール、バスケットなどです。次に新しくできるようになる種目です。フットサル、ボルダリング、グラウンドゴルフなどです。

また、雨天時の軽い練習用として野球やソフトボール、サッカーなども利用できます。また、その他各種式典などにも使えて、つまり床面を人工芝にすることによって雨天時や冬場でも天候を気にすることなく多目的に利用できます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにはありませんか。森君。

○議員（１番 森 正太郎君） 一覧で出していただければいいと思いますので、対応いただけますかね。ペーパーで。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（１番 森 正太郎君） ボルダリング用の練習のあれをつくるというところなんですけれども、この改正する条例案の中では利用料のところがちょっと見当たらなかったんですけれども、その使用料はどうなるかお尋ねします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） ボルダリングは壁だけではなくて、使用時には床にマットを敷くため、そのため、いわゆるコート一面の使用料金となります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにはありませんか。指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） 議案第３号の中で、今回、地籍調査を省くというふうになっておりますが、記憶が間違っていなければですけども、旧島津山林のところは確か地籍調査が入ってなかったんじゃないかなというふうに記憶しているんですが、要するに形だけでも残して、もしそうであればですね、まずそこからお願いします。全て町内は地籍調査が全部終了したということなのかどうかお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 税務財政課長。

○税務財政課長（綿屋 良明君） 地籍調査につきましては、町内全域終了しております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） 私の主旨でいう、今の総合農林、旧島津山林も終了したというふうに、再度確認よろしいですか。

○議長（池邊 美紀君） 税務財政課長。

○税務財政課長（綿屋 良明君） さきほど質問ありました、旧島津山林、総合農林ですね、これも調査済みであるということでもあります。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） 私、あれが全て筆が入っているはずなんです、あれ一筆だとは思っていなかったんですが、総合農林は５万分の１のこれぐらいなので、これぐらいありますから

ね、相当広いのですけども、あれ一筆で確量したというふうに確認してよろしいですか。筆ごとに全部終わったということによろしいでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 税務財政課長。

○税務財政課長（綿屋 良明君） 一筆ごとの確認済みということであります。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、議案第13号から議案第26号までの予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 議案第18号、ページにして39ページの件につきまして、一般管理費、報酬ですね、説明欄は特別職報酬審議会委員報酬10万2,000円につきまして、前回は2万9,000円ぐらいで予算を組んであったんじゃないかなと思うんですが、報酬審議会、私の質問は、この……。〔発言する者あり〕39ページ、はい、よろしいでしょうか。〔発言する者あり〕はい、報酬審議会10万2,000円の予算を上げてあります、計上ですね。前年度からすると2万9,000円がずっとあって、今回上がっております。それで報酬審議会を町長、この件でいくと10月ごろから予算云々とかいうのがあって、報酬審議会いつごろ予定されているのか、また、その開催ですな。

予算は28年度もみたんですけど、予算は報酬審議会が上げてあって、報酬審議会1回も開かれておりませんでして、29年度で急遽、報酬審議会を開いて、地域座談会においてまた町長が答申を地域の皆さんに報告し、それで決定したという経緯をみていますが、今回もそのような報酬審議会の答申を受けたあともそのような経過を踏まれるつもりなのか。その2つですね。

まず10万2,000円予算計上してあります、これについて、いつごろ開催し、そしてその結果を、答申を受けたあと前回と同じような経過をするつもりでおられるのか、町長選挙9月でするので答申を受けたあとの、またやり方違うかもしれませんが、どのようなおつもりで上げられたのかお尋ね申し上げます。

○議長（池邊 美紀君） 答えられますか。大丈夫ですか。内容はわかりましたか。〔「はい」と呼ぶ者あり〕

総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 当初予算の予算委員会の全体のところでの話になると思いますので、そこで数値についてまた説明いたしたいと思いますが、ここの特別職報酬審議会委員報酬に限らず、それ以外の、例えば情報公開審査会委員条例とか、報酬とか、それぞれ計上はしております。

これについては、やはり事案が発生したときに対応できるようにということで予算化している

ものでありまして、ここに組んであるから３０年度に必ず開くというもので組んでいるものではなくて、いじめ問題についても出てきたときに開く必要があるということで組んでありますので、あくまで予算ということで計上しているところであります。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。重久君。

○議員（９番 重久 邦仁君） ２つしたはずですが、今の答弁は予算は上げているだけですので、前年度、町長が行ったことですよね、行ってきた地区、答申を受けたあとにも、地区座談会において報告会を開いた結果において実行されたわけですけど、その方向でやるつもりで計上したのか、その方向もお尋ねしているんですがいかがですか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 平成２９年度の座談会で報酬について説明いたしました。これにつきましては、前回の報酬審議会で出た答申につきまして、やはり上げる前に町民の方にもご理解をいただきたいということで、その答申の結果について説明を行ったというのが趣旨の座談会での説明でありました。

以上であります。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（９番 重久 邦仁君） 報酬審議会の委員会で、我々が答申をしたはずなのに、委員会の答申を受けた町長が座談会でそのことを報告するという件について非常に不評であります。我々は何のために委員会を開いたんだと……。

○議長（池邊 美紀君） 済みません、一般質問のようにならないように。いいですか、議案に対して。

○議員（９番 重久 邦仁君） 議案に対してですよ。だから今度もそういう方向ですかということの方向を尋ねているのは何に触るかな。だから諮問を受けて答申を受けたら、その答申を尊重するというのが私のこれまでの流れじゃないんですか。今回もそのような道を踏まれるのかどうかというのをお尋ねしているんですが。１０万２,０００円上げているんですが、これは一般質問の方向に入るのかな。町長の考えですよ、これ、上げて。（発言する者あり）

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。重久君。

○議員（９番 重久 邦仁君） 答申を受けたときに、地区座談会で報告会をするというのも、こういうのもするんですかというのも、それは一般質問に流れるんですか。（発言する者あり）

○議長（池邊 美紀君） この予算のことに關しての今、質問ですので、その予算のことに關して質問をお願いします。（発言する者あり）議案番号、名称をお願いします。（発言する者あり）

１８番もう３回終わっていますので。（発言する者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ないようですので、議案第13号から第26号までの予算に対する総括質疑を終結します。

次に、議案第28号から第29号までの2議案及び諮問第1号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 第29号「三股町都市計画マスタープランの策定について」お尋ねいたします。

都市計画マスタープランのお預かりしています冊子の63ページなんですけれども、町の拠点区分について、JRの三股駅と餅原駅を交通拠点に位置づけるとありますけれども、その根拠についてお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） JR三股駅と餅原駅を交通拠点に位置づける根拠についてですけど、本町には三股駅と餅原駅の2つの駅があります。どちらも都市計画区域内に位置しておりまして、鉄道は多くの都市と広域的につながる貴重な交通インフラであります。通勤、通学、旅行などさまざまな目的に利用されていますが、鉄道へのアクセスに不可欠な駅の存在は、まちづくりにおいてとても重要といえます。一般的にも駅を活性化の可能性ということで位置づける施設であります。

このことを踏まえて、三股駅と餅原駅の2つの駅を交通拠点として位置づけしているものであります。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 今、関連してなんですけれども、大体、三股の人が交通と考えたら電車よりも車だと思うんですよね。国道、県道というところを交通の拠点になり得るんじゃないかなと思うんですけれども、例えば、都市計画の中で交通拠点駅というのは決まっているんですかね、それとも駅じゃない場所が交通拠点になる場合もあるんですか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 交通拠点駅というのが一般的であります。都会に行きますと、バスターミナルというところとか、そういうところが交通拠点という位置づけにされることもあろうかと思います。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 住民とちょっと意識がズレている部分があるかなと思いましてお尋ねしたところでした。同じ29号なんですけど、64ページの次のページですけど、新しい働き方の支援拠点として、新しい働き方の支援拠点施設というふうにあるんですが、これは、ま

ち・ひと・しごと情報交流センターあつまいのことなのか、それともこういう書き方をしている
ということは、今後、もし別の施設を位置づける可能性があるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） ここで拠点としておりますのは、まち・ひと・しごと交流拠点
あつまいのことを指しております。

今後については、今の現段階ではないということを申し上げておきます。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ないようですので、議案第28号から第29号までの2議案及び諮問第
1号に対する総括質疑を終結します。

日程第2．常任委員会付託

○議長（池邊 美紀君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託するこ
とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの
常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出
くださるようお願いします。

日程第3．質疑・討論・採決（議案第27号）

○議長（池邊 美紀君） 日程第3、議案第27号「副町長の選任」についてを議題として、質疑、
討論、採決を行います。

ここで、西村副町長の退席を求めます。

〔副町長 西村 尚彦君 退場〕

○議長（池邊 美紀君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は、会議規則第81条第1項の規定により、単記無記名による投票で行います。

投票の方法については、会議規則第84条の規定により、第27条から第34条までの選挙規定を準用します。

ここで、念のために申し上げておきます。

これから投票用紙を配付いたしますが、会議規則第82条の規定により、本案に同意の方は賛成、同意されない方は反対と記載し、投票をお願いします。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（池邊 美紀君） ただいま、議長を除く出席議員は10名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（池邊 美紀君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 配付漏れなしと認めます。

ここで、投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（池邊 美紀君） 異状なしと認めます。

投票に当たっては、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台でご記入願います。

それでは、1番、森君より、順次投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（池邊 美紀君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。閉鎖。

それでは開票を行います。会議規則第31条2項の規定により、立会人に6番、内村君、11番、山中君を指名します。

なお、開票事務は事務局員が行います。前のほうへ、お願いします。

〔開票〕

○議長（池邊 美紀君） 投票の結果を発表します。

投票総数 10 票、このうち有効投票 10 票、無効投票ゼロ票であります。

有効投票のうち、賛成 10 票、反対ゼロ票であります。よって、議案第 27 号は全会一致で原案に同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（池邊 美紀君） 西村副町長の入場を許可します。

〔副町長 西村 尚彦君 入場〕

○議長（池邊 美紀君） ここで暫く本会議を休憩します。

午前10時26分休憩

.....
〔副町長挨拶〕

.....
午前10時27分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

..... .
○議長（池邊 美紀君） それでは、以上をもって本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時28分散会
.....

平成30年 第2回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第5日）

平成30年3月22日（木曜日）

議事日程（第5号）

平成30年3月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑（議案第3号から第26号、第28号から第29号までの26議案並びに諮問第1号）
- 日程第3 討論・採決（議案第3号から第26号、第28号から第29号までの26議案並びに諮問第1号）
- 日程第4 意見書案第1号上程
- 日程第5 意見書案第1号の質疑・討論・採決
- 日程第6 議会運営委員会の視察研修報告
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑（議案第3号から第26号、第28号から第29号までの26議案並びに諮問第1号）
- 日程第3 討論・採決（議案第3号から第26号、第28号から第29号までの26議案並びに諮問第1号）
- 日程第4 意見書案第1号上程
- 日程第5 意見書案第1号の質疑・討論・採決
- 日程第6 議会運営委員会の視察研修報告
-

出席議員（11名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 森 正太郎君 | 2 番 楠原 更三君 |
| 3 番 福田 新一君 | 4 番 池邊 美紀君 |
| 5 番 堀内 義郎君 | 6 番 内村 立吉君 |
| 7 番 福永 廣文君 | 8 番 指宿 秋廣君 |
| 9 番 重久 邦仁君 | 10 番 池田 克子君 |
| 11 番 山中 則夫君 | |

議案第 3 号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」。

本案は、昭和 5 0 年度から実施した地籍調査が完了したことから、課の事務分掌より地籍調査業務を削除するために、課設置条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、課長に説明を求め、審査いたしました。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 5 号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」。

本案は、手数料について、固定資産税に係る証明手数料及び閲覧手数料を一部改正し、交付手数料に航空写真、地籍調査成果物の交付手数料を追加するものです。また、使用料については、議案第 4 号での施設の名称変更に伴い、使用料の種類を一部改正するものです。

内容につきましては、課長に説明を求め、審査いたしました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 1 0 号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」。

本案は、射場前、射場前第 2 団地、五本松団地の集約建替えに伴い、取り壊しを行った射場前、射場前第 2 団地及び餅原、勝岡団地の一部を用途廃止し、条例から削除し、新たに東原団地を追加し、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、課長に説明を求めて審査いたしました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 1 1 号「三股町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例」。

本案は、都市公園法施行令第 8 条第 1 項の改定により、都市公園全体の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合の上限について、地方自治体が定める条例に委任されたことにより条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、課長に説明を求めて審査いたしました。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 1 7 号「平成 2 9 年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額を 5 億 5, 3 2 1 万 8, 0 0 0 円から歳入歳出それぞれ 1, 4 1 5 万 2, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3, 9 0 6 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、負担金、使用料及び消費税還付金を増額補正し、国庫補助金及び基金繰入金を減額補正するものです。また町債は、公共下水道を減額補正するものです。

歳出の主なものとしましては、事業費の委託料を減額補正するものです。

内容につきましては、課長に説明を求めて審査いたしました。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第23号「平成30年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」。

本案は、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4,967万9,000円とするもので、対前年度比6.8%、315万円の増となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものとしましては、職員給与費、施設管理委託料及び公債費であります。

内容につきましては、課長に説明を求めて審査いたしました。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第24号「平成30年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,740万円とするもので、対前年度費0.5%、18万4,000円の増となっています。

歳入の主なものとしましては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものとしましては、施設管理委託料及び公債費であります。

内容につきましては、課長に説明を求めて審査いたしました。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第25号「平成30年度三股町公共下水道事業特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,640万2,000円とするもので、対前年度比46.4%、2億5,233万円の増となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料が8,497万4,000円、国庫補助金が2億8,025万円、一般会計繰入金が1億4,977万7,000円、事業債が2億7,220万円となっております。

歳出の主なものとしましては、事業費の委託料が4,660万4,000円、工事請負費が5億4,200万円、公債費が1億3,540万1,000円となっております。

内容につきましては、課長に説明を求めて審査いたしました。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第26号「平成30年度三股町水道事業会計予算」。

まず第2条に、業務の予定量として給水戸数1万1,290戸、年間総給水量252万9,684立方メートル、1日平均給水量を6,931立方メートルと予定しています。

次に、第3条において収益的収入及び支出として、収益は4億2,551万5,000円を予定し、このうち主なものは給水収益の3億7,394万5,000円であり、収入全体に占める割合は87.9%であります。

また、費用は3億8,428万5,000円、このうち主なものは職員給与費5,811万

1,000円、委託金3,323万6,000円、動力費3,053万4,000円、減価償却費1億5,577万円、企業債利息3,082万6,000円となっております。

次に、第4条において、資金的収入及び支出として、収入は1,293万6,000円で、このうち主なものは一般会計負担金で1,293万円であります。

一方、支出の総額は2億3,003万1,000円で、そのうち主なものは施設費7,612万円で、固定資産購入費5,339万3,000円、企業債償還金9,709万円となっております。

また、第4条予算の収支不足額2億1,709万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

内容につきましては、課長に説明を求めて審査いたしました。慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第28号「町道路線の認定について」。

本案は、宅地分譲の開発行為に伴う4路線について、新規路線認定を行うものであります。

内容につきましては、課長に説明を求めて審査いたしました。

慎重に審査をいたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第29号「三股町都市計画マスタープランの策定について」。

本案は、都市計画法第18条に市町村は当該市町村の都市計画に関する基本的な計画を定めるものとするに基づき、平成30年度から20年後を計画期間として策定しましたので、三股町議会基本条例第9条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、課長に説明を求めて審査いたしました。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」、現在要職にある黒木兼一郎氏の任期が平成30年6月30日付で満了となっております。そこで、後任につきましては黒木正弘氏を適任者として推薦していただきたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、課長に説明を求めて審査いたしました。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で適任すべきものと決しました。

以上、ご報告終わります。

○議長（池邊 美紀君） ここで一旦休憩をとります。

午前10時11分休憩

午前10時12分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） 失礼しました。議案第12号が漏れていましたので説明いたします。

議案第12号「三股町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」。

本案は、受益者となり得るものについては受益者の定義を、排水区域の公告については公告事項を改めるとともに、負担金の額については決定時期を、負担金の賦課については賦課の対象となる受益者を改めるものです。

内容につきましては、課長に説明を求めて審査いたしました。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告終わります。

○議長（池邊 美紀君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 福田 新一君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） 引き続き、文教厚生常任委員会の審査の結果を、議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、計12件です。以下、案件ごとに説明します。

議案第4号「三股町立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」。

本案は、三股勤労者体育センターの改修工事をしたのを機会に、名称を三股町多目的スポーツセンターに一新しようとするものであります。

審査の経過として、改修により新設されるボルダリングに関しては、ルールや使用内容の説明及び指導を要望します。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」。

本案は、長田児童館の用途廃止に伴い、所要の条例改正を行うものであります。

審査の経過として、長田小学校の施設内で児童クラブ活動するとき、安全面において現実的に福祉課管轄なのか教育課管轄なのか、明確に文書にて記すべきと要望します。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号「三股町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」。

本案は、子ども医療費助成の拡充を行うに当たり、小学生の入院医療費の無料化を中学生まで拡大し、また小学生の通院医療費の助成制度を新たに創設するため、所要の条例改正を行うものであります。

審査の中で、子ども医療費助成の拡充、この内容を県医療機関への周知徹底を要望します。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」。

本案は、第7期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の改定を行うための所要の条例改正を行うものであります。

次のとおり附帯意見を付して経過報告いたします。附帯意見。第7期の保険料が第2条第5号において年度額7万800円から7万6,320円に改められる。7期目の保険料アップに対し町民へ町の健全な財政含め周知理解を図る上で、審査に必要な資料の不足及び対応姿勢に議会軽視の念も覚えた。被保険者に対する保険料への対応については、介護保険制度が国民の共同連帯の理念に基づき運営されるべきであるとの制度趣旨を踏まえ、今後特に適切な対処に努められたい。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「三股町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」。

本案は、平成30年4月1日より、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2が新設されたことにより、住所地特例の規定について、国民健康保険の被保険者であって住所地特例の規定を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされているものが後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぐことになったため、所要の条例改正を行うものであります。

町民保健課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案14号「平成29年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」。

9,682万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を35億5,353万6,000円とするものであります。町民保健課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「平成29年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」。

775万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,938万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険料を減額補正するもので、歳出の主なものは広域連合納付金を減額補正するものと説明を町民保健課より受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「平成29年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」。

本案は、900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,431万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金、県支出金の地域支援事業交付金を増額補正するもので、また歳出の主なものは、地域支援事業費の介護予防事業費を増額補正するものです。

福祉課の説明の後、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,865万7,000円とするもので、対前年度比19%、6億7,145万4,000円の減となっています。

歳入の主なものは、対前年度比で国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金の廃款により皆減、県支出金の増、保険税、繰越金、諸収入が減となっています。

歳出の主なものは、対前年度比で後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金が款の廃止により皆減、保険給付費が2.9%、共同事業拠出金が99.9%の減、国民健康保険事業納付金が款の新設により皆増、諸支出費が28%の減となっております。

町民保健課の説明後、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「平成30年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,728万6,000円とするもので、対前年度比0.6%、150万3,000円の減となっております。

歳入については、保険料、一般会計、繰入金を、歳出については、広域連合納付金等を広域連合の見込みにより計上したものであります。

町民保健課の説明後、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号「平成30年度三股町介護保険特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,841万2,000円とするもので、対前年度比2.1%、4,631万円の増となって、歳入の主なものは、対前年度比で保険料が11.3%、国庫支出金が1.6%、県支出金が2.8%の増、支払基金交付金が2.7%、繰入金が0.2%の減となっております。

歳出の主なものは、対前年度比で地域支援事業費が54%の増、総務費が0.8%の減となっています。

福祉課の説明の後、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「平成30年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,727万9,000円とするもので、対前年度比37.1%、1,021万2,000円の減となっています。歳入の主なものは、一般会計繰入金の減で、歳出の主なものは、総務費の施設管理費の減となっています。

福祉課の説明の後、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） 引き続き、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第13号「平成29年度三股町一般会計補正予算（第5号）」と議案第18号「平成30年度三股町一般会計予算」の計2件でございます。以下ご説明いたします。

議案第13号「平成29年度三股町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明いたします。

本案は、補正予算額1億2,735万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億6,033万6,000円とするもので、会計年度末を控えてその決算に備え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるいは内示等により増減補正するものです。

まず、歳入について主なものをご説明いたします。国庫支出金は、障がい者福祉費負担金、住宅費補助金などを増額補正し、被用者児童手当負担金、道路橋梁費補助金などを減額補正するものです。

県支出金は障がい者福祉費負担金、農業振興費補助金などを増額補正し、被用者児童手当負担金、環境整備費補助金などを減額補正するものです。

繰入金は、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の余剰分について、財政調整基金取り崩し額を減額し、基金の確保を図るものです。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。総務費は事務事業の実績見込みにより不要額を減額補正し、民生費は障がい児施設給付費などを増額補正、児童手当費などを減額補正するものです。

衛生費は、実績見込みにより浄化槽設置整備事業補助金、燃料費などを減額補正するものです。

農林水産業費は、産地パワーアップ事業補助金などを増額補正し、実績見込みにより畑地帯総合整備事業負担金などを減額補正。

商工費は、実績見込みにより利子補給補助金を減額補正、土木費は実績見込みにより工業負担費などの不用額を減額補正し、住宅費は補助事業の決定により工事請負費を増額補正するものです。

また教育費は、実績見込みにより幼稚園就園奨励費補助金の減額補正。

災害復旧は、実績見込みにより現年度災害復旧費を減額補正し、諸支出金は地方交付税の実績見込みにより減債基金積立金を減額補正するものです。

地方債補正については、町営住宅東原団地整備事業の利率方式を変更し、その他の事業については、実績見込みにより減額補正するものです。

以上の内容について、所管の課から説明を受け審査いたしました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第18号「平成30年度三股町一般会計」についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出103億円と定めるものでございます。対前年度比4.6%、4億5,000万円の増となっております。

以下、特筆すべきことについてご説明いたします。

歳出について、歳入財源別調べにおける自主財源については、約1億9,916万、6.2%の増、構成割合で前年度比0.5%の増となり、また依存財源については昨年度と比較して約2億5,084万円、3.8%の増となり、構成割合として0.5%の減となっております。

次に歳出について、歳出経費別調べにおける義務的経費は、昨年度比約2億9,050万円、5.8%の増、構成割合について、0.6%の増となっております。

主な要因として、社会保障関連費のうち扶助費が歳出予算全体の約30.6%を占め、昨年から約2億1,595万円、7.1%の増となり、32億円を超え過去最高額となったことによります。

経常的経費は、昨年度比約1億5,750万円、4.2%の増となったが、構成割合については0.1%の減となっております。

主な要因として、町史編さん事業を初めとする町制70周年記念関連事業の増や、公共下水道事業会計における浄化槽センター増築事業に伴う公共下水道事業への繰出金を含む他会計への繰出金などの増によったことによります。

投資的経費は昨年度比約200万円、0.2%の増となりましたが、構成割合については0.5%の減となっております。

公共施設等適正管理推進事業のほか、皆増のほか、町営住宅等整備事業を初め島津紅茶園切寄線道路改良事業など、昨年に引き続き実施される事業がほとんどであることによるもので、微増となっております。

次に、債務負担行為については、新たに学校ICT教育環境整備事業の一つを設定するもので、地方債については町営住宅東原団地整備事業、臨時財政対策債のほか総額で7億6,166万9,000円の借り入れを予定しているものです。

次に、投資的事業以外の新規事業及び重点取り組み事業についてご説明いたします。

基本的には、三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な取り組みを各部署に予算しているということでありまして、主な新規事業として町制70周年を迎えるに当たり式典及び町民参加型記念イベントを開催し、町民の一体化の醸成を図る町制70周年記念事業449万3,000円、子ども医療費の拡充を図り小学生の入院医療費の無料化を中学生まで拡大し、また小学生の通院医療の助成制度を新たに創設し、児童の健全な発達発育の促進を図る子ども医療

費助成事業の拡充１，０３２万２，０００円などに取り組むための予算が計上されております。

また、重点取り組み事業として、引き続き地域おこし協力隊活動事業、施設型給付費事業、農地中間管理事業などに取り組んでいくための予算が計上されております。これ議案審査の中において、いろいろな質問に対して適切な説明や資料の提供を受けました。

審査の結果の附帯意見といたしまして、今後も特別職報酬審議会の実施をお願いしたい。また意見として、課設置条例において地籍調査について削除されたが、一般会計予算に地籍調査費が計上されているので整合性を図るべきだという意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告終わります。

日程第２．質疑（議案第３号から第２６号、第２８号から第２９号までの２６議案並びに諮問第１号）

○議長（池邊 美紀君） 日程第２、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は１議題につき、１人３回以内となっております。常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） 委員長に質問いたします。議案第２８号町道路線の認定についてという形で４路線入っておりますが、この路線は何号線と接続しているのか、また延長及び幅員はどれぐらいなのか、報告をお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 一旦休憩とります。

午前１０時３６分休憩

午前１０時３９分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） ４路線ですね、大原２号線が町道の２１６号線、これは２０．３６メートル。それと、植木２９号線が町道の２８６号、１号線と９０３号線、これが８３．１５メートルですね。植木３０号線が、今さっき言いました植木２９号線と接続ですね。これが３７．３５メートル。植木３１号線が町道の６４号線と接続ですね。これが３４．９５メートルです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（８番 指宿 秋廣君） 町道に認定されれば、三股町が全て今から先責任を持ちますということですね、もし道路がなった場合。私が質問した中で１つだけ抜けてましたね、幅員はて聞いたんですけど幅員、どんぐらいですか、１点。

それと、それには歩道がついているのか。それから下の２つは町道の一方だけだけれども、通称盲腸線というしり切れの道路なのか。要するにしり切れの道路で町道認定されてないところはいっぱいあるんですよね。今回の特殊事情は何なのか。よろしくお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 休憩します。

午前10時40分休憩

午前10時44分再開

○議長（池邊 美紀君） 本会議を再開します。

総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） 幅員ということで質疑ありましたが、幅６メートル、歩道なしということですね。盲腸線においても、開発行為の事前協議により町道の舗装構成を満たした構造となっております。町道に寄附をさせていただいたということで、受け取っておるということです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

----- . ----- . -----
日程第３．討論・採決（議案第３号から第２６号、第２８号から第２９号までの２６議案並びに諮問第１号）

○議長（池邊 美紀君） 日程第３、討論・採決を行います。

議案第３号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第3号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号「三股町立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第4号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第5号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第6号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号「三股町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第7号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・

採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

異議があるようですから、起立により採決します。

議案第8号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池邊 美紀君） 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「三股町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第9号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第10号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号「三股町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第11号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第12号「三股町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第１２号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第１３号「平成２９年度三股町一般会計補正予算（第５号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第１３号は、一般会計予算決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第１４号「平成２９年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第１４号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第１５号「平成２９年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第１５号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第１６号「平成２９年度三股町介護保険特別会計補正予算（第４号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第１６号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第１７号「平成２９年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第17号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第18号「平成30年度三股町一般会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 平成30年度三股町一般会計予算に賛成の立場から討論を行います。

本予算の中では、議員一人一人の一般質問での要望、町民の声が一定程度反映されている予算というふうに捉えております。中でも、子育て関連の施策で中学生までの子供の医療費助成が盛り込まれているという点では、三股町を子育てに優しい町とさらにイメージづけることができるのではないかなと期待されております。

今後も福祉に優しい、子育てに優しい三股町の実現に向けて、予算を提案していただけるようお願いいたしまして賛成討論といたします。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第18号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されま

した。

続きまして、議案第19号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 平成30年度国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

本予算の歳出の委託料の中で、高額医療費制度見直しに伴うシステム改修の予算が計上されておりますけれども、高額医療費の限度額の引き上げが提案されております。負担が重くなるということに対して、一般の年収370万円以下の方々の外来の高額医療費の上限が引き上げられるというところで、医療に対して非常に不安が生れるのではないという懸念があるのではないかと、いう立場から反対といたします。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

異議があるようですから、起立により採決します。

議案第19号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池邊 美紀君） 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第20号「平成30年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第20号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第21号「平成30年度三股町介護保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 平成30年度三股町介護保険特別会計予算案に対して、反対の立場から討論を行います。本予算、本当は条例のところで討論すべきではないかなということもあるんですけども、予算の中で発言させていただきます。

基準額が7万800円から7万6,320円に引き上げられるという今回の予算なんですけれども、月額にすると現状の5,900円から6,360円に引き上げられるという内容であります。

お隣都城でも、今介護保険料について審査されておりますけれども、都城が6,200円の月額の基準額になるという見込みに対して、三股町は都城よりも介護保険料が高くなる、それでいいのかという議論があります。

また、この予算の中で、準備基金を4,000万円取り崩して抑えているということなんですけれども、その影響額が月額にすると179円。これをもし取り崩さなかった場合は5,900円から6,539円になるということで、町としてもこれを抑えるために4,000万円の投入を行ったという説明がありました。

しかし、この中での引き上げ額の大きな部分は第1号被保険者の負担する割合の案分が22%から23%に引き上げられたことが、この月額にしておよそ300円ぐらいの影響があります。

三股町では、この地域支援事業の中でサロン活動をしたりこけない体操をしたり、いろいろと介護保険を使わないでいいような取り組みを行っております。是非は置いといて、介護保険を使わせないように、使わなくてもいいようにという言いかえてもいいんですけども、使わなくてもいいように、使わせないようにという取り組みがされているにもかかわらず、多くの町民の方がそういう努力をされているにもかかわらず、制度の改正によって介護保険料が引き上げざるを得ないと。もし仮に、都城と同じぐらいの金額にするためには、あと3,600万円の投入が必要であるというふうな私どもの計算を行いました。3年間で3,600万円ですね。

ぜひ15億円余りある財政調整基金の中からでも、一般会計からでも、ここに投入して抑えることはできないかというような提案をいたしまして反対討論といたします。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

異議があるようですから、起立により採決します。

議案第21号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池邊 美紀君） 起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第22号「平成30年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第22号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第23号「平成30年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第２３号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第２４号「平成３０年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第２４号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第２５号「平成３０年度三股町公共下水道事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第２５号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり可決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第２６号「平成３０年度三股町水道事業会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第２６号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第２８号「町道路線の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第２８号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第２９号「三股町都市計画マスタープランの策定について」を議題として、

討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第29号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

続きまして、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

諮問第1号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任と可決されました。

日程第4. 意見書案第1号上程

○議長（池邊 美紀君） 日程第4、意見書案第1号を議題とします。

初めに、意見書案第1号「新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書（案）」について、提出者の趣旨説明を求めます。池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（１０番 池田 克子君） それでは申し上げます。新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書（案）についてご説明いたします。

我が国の森林面積は、国土面積の３分の２に当たる２，５００万ヘクタールあり、このうち１，０００万ヘクタールを占める人工林の約半数が主伐期となっております。しかし、これら人工林のうち主伐による原木供給量は年間成長量の約４割にとどまっており、成長量の６割強は未利用のままとなっています。

他方、林家の８７％が保有面積１０ヘクタール未満であるなど、小規模な森林所有者によって山林が保有されている現状にあります。また、森林所有者の経営意欲が低い一方で、素材生産業者等の林業経営者が事業拡大の意欲を持っていたとしても、十分に森林確保できない現状にあります。

このミスマッチを解消し、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を図るために、新たな森林管理システムを構築し、森林の管理経営の集積や集約化の推進を求めるものであります。

一つ、森林所有者に適切な森林管理を促すために、森林管理の責務を明確化すること。

二つ、森林所有者が森林を管理できない場合に市町村が森林管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託するスキームを設けること。

三つ、再委託できない森林や再委託されるまでの森林は、市町村が管理できるようにすること。

四つ、再委託を進めるために路網整備、集中的な高性能林業機械の導入、主伐、再造林の一貫作業システムの普及を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出するものであります。慎重にご審議の上、ご採択いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第５．意見書案第１号の質疑・討論・採決

○議長（池邊 美紀君） 日程第５、意見書案第１号の質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は会議規則により全体審議では、同一議題につき１人５回以内となっております。ご協力方よろしくお願いいたします。

それでは、意見書案第１号「新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書（案）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

意見書案第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

日程第6. 議会運営委員会の視察研修報告

○議長（池邊 美紀君） 日程第6、議会運営委員会の視察研修報告を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 楠原 更三君 登壇〕

○議会運営委員長（楠原 更三君） 議会運営委員会の視察研修報告を行います。

去る1月29日から30日にかけて、佐賀県白石町と熊本県御船町を視察してまいりました。今回の視察は、議会の一層の活性化を図るということを目的とした研修です。

白石町は、本町とほぼ同じ人口規模の自治体です。直近の選挙におきましては、投票率が74.58%と高いということや、平成17年に3町が合併してから、議会改革が行われ続けているという点で研修先としました。

白石町では、第1次産業が主産業であることを表現したマスコットキャラクターが作成され、町のいろいろなところでそれを見かけることができ、それだけで町の特徴を具体的に知ることができました。

役場庁舎は合併後新築されており、庁舎の案内板や表玄関部分には白石町役場という文字と白石町議会という文字とが並列して表記しており、二元代表制ということを実感させられるとともに、町議会に対する思いというものを感じました。

次に御船町は、本町が議会基本条例を制定したときの視察研修先でありましたので、先行例のその後を知るといえる点が研修先とした一つの目的でした。御船町の議会基本条例は熊本県で最初に制定されたものであり、現在でも県内外から多くの視察を受け入れているということです。

御船町は、地球の記憶を未来へ、恐竜の里御船町というキャッチフレーズがあり、町のあちこちに恐竜のモニュメントが見られるなど、誰もが実感できる具体的な町の姿がありました。

しかし、今の御船町には町内各地に震災の傷跡が多く見られ、復興がまだまだ途上であるとい

う現実を目の当たりにしました。

両自治体におきまして熱心な質疑応答が行われ、大変充実した研修となりました。今回の研修を通して、議会の活性化のためには今後も議会改革を続けていかなければならないと改めて思いました。また、議員の資質の向上という言葉を何回も耳にしました。

私たちが開かれた議会を目指すとき、多くの課題を与えられた感があります。これらの課題をどのように本町で生かせるか協議し、全員協議会に提案できるようにしていきたいということで、今回研修しましたメンバーで2月には4回にわたって勉強会を開いております。

早速今議会から、傍聴に来られた方に対しましてアンケートの実施を開始し、協力をお願いしたところです。今後とも議会の一層の活性化について研さんを積んでまいりたいと思っております。

以上で報告終わります。

○議長（池邊 美紀君） お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、この整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で全ての案件を議了しましたが、12月定例会以降の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時18分休憩

〔全員協議会〕

午前11時20分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（池邊 美紀君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成30年第2回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 池 邊 美 紀

署名議員 堀 内 義 郎

署名議員 福 永 廣 文